

平成 29 年度 大学機関別認証評価  
自 己 点 検 評 価 書  
[日本高等教育評価機構]

平成 29(2017)年 6 月  
エリザベト音楽大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準1 使命・目的等	6
基準2 学修と教授	19
基準3 経営・管理と財務	51
基準4 自己点検・評価	67
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	74
基準A 国際交流	74
基準B 社会貢献	84
V. エビデンス集一覧	92
エビデンス集（データ編）一覧	92
エビデンス集（資料編）一覧	93



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神

本学の創立者であるベルギー国籍のエルネスト・ゴーセンス神父(イエズス会司祭、1908-1973)は、終戦後の広島の人々の苦痛と犠牲を見て、カトリシズム(普遍性)の精神を基盤として、芸術を愛し美の追求に真摯であり、平和を愛する学生の育成に一生を捧げることを決心した。さらに国際的な友好関係の中で、教員や学生の国際交流を実現し、宗教音楽研究の深化を切望していた。大学をあえて広島に設けた理由は、「被爆地ヒロシマ」はずで知られていたが、真の評価はその将来にあり、平和都市として甦るためにも音楽芸術の教育機関は不可欠であると考えていたからであった。エリザベト音楽短期大学の開設前年の昭和26(1951)年に文部省に提出された大学開設趣旨(書)は、本学の誕生を知る記録であり、建学の精神の原点となっている。

#### [エリザベト音楽短期大学開設趣旨]

本学の目的並びに使命に就いては学則第1条に述べられている通りではありますが、敢えて茲に本学の特色とする点をあげて一言御説明申し上げたいと存じます。

即ち第一に「本学はカトリシズムの精神に基づいた」所の人格教育を行う点であります。このことは決して単なる「カトリック教」に基づいた宗教教育を施すことを意味するものではありません。私(ゴーセンス校長)の意図する所は文字通り「カトリシズム」(普遍性)の精神を基盤とし且つ真に芸術を愛し「美」の追求に真摯なる学生を教育することであり、そして教える者と教えられる者が同一目標の下に相互間を信頼によって生かされた所の精神的共同体を築き上げるべく一切を捧げて奉仕せんとする次第なのであります。その為敢えて1学年30名という恐らく短期大学としては最小の規模のものを設立する所以であります。

第二に挙げべき点は地域的な普遍性と申しますか本学のもつ、「国際性」に就いてであります。そもそも本校の前身たる「広島音楽学校」を創設しました動機というものが(若干私事に立ち入るので恐れ入りますが)忘れもしない昭和22年2月、今だ原爆の悲惨な広島駅頭に降り立った時の私の受けた印象に起因しているのであります。当時世相は混沌とし、広島は「不毛の地」とさえ呼ばれていましたが私はたとえ街そのものは不毛と化そうとも、人々の心には必ずや「美」を愛する心が再び芽生えてくるものと固く信じていました。そして一外国人神父として眼のあたりに日本人の大なる苦痛と犠牲を見たとき私は私の一生を捧げて之等の人々の心に再び昔のような芸術を愛し平和を愛する気持ちを生ぜしめたいと決心したのであります。「美」を愛する心は同時に亦「真」を究め「善」を行う心にも通ずるからであります。爾来4年間幸にも私は数々の熱心な協力者の努力によって今日に至りましたが、去る8月には母国のエリザベト女王陛下の御耳にはいり、その直接の御後援を頂くという栄光に浴しました。尚その他別項の如き後援会も組織せられ、海を遠く隔てた各国からの協力と期待を受けて国際的な友好精神のうちに本学があり且つ亦近き将来交換教授、留学生の派遣等が実現出来ることは誇りとしている所であります。

第三の特色は本学が「広島」に設けられている点であります。前述の如く「原爆都市ヒロシマ」は世界に名を知られましたが寧ろ真実の評価はその将来にあると愚考致します。即ち原爆の洗礼を受けた当地が如何に平和都市としてよみがえり得るかという点にあると思えます。幸い広島大学を初めすぐれた短大が2、3ありますが、情操教育方面に最も大切な芸術関係の教育機関が当地のみならず、中、四国、九州地域にわたって1校もなく従って中、高校芸術関係の教員の不足も甚だしいのが地方に於ける実情であります。固より音楽短大の如き地方都市に於いて開設することは物的にも人的にも種々制約があることは事実であります、各方面からの強い御支援と御協力により必ずや地方文教に多大の寄与をなし得るものと確信するものでございます。

最後に本学の将来の構想に就いて、一言述べますならば、本学は単なる音楽短期大学としてでなく従来、日本では余り顧みられなかった「宗教音楽」の研究部門に特に意を注ぎこの国に於ける唯一の存在たらしめたいと考えています。その他「比較音楽学」「民俗音楽」等、ベルギーのブリュッセル国立音楽院との交換教授を通じて音楽の国際的共同研究をも計るべく努力中であり、たとえ小規模であろうとも異色あるユニークな短期大学として発展せしめたいと考えている次第であります。

(表記は原文のまま)

この開設趣旨書をもとに、エリザベト音楽大学建学の精神は次のように整えられた。

【エリザベト音楽大学 建学の精神】

大学の究極目的は、人間社会全体の形成であり、従って、個人の完成である。芸術は、人格の開発と表現のためにも、神との一致の道を切り開く人間相互の一致のための手段としても重要であることから、本大学は、人格完成を芸術、特に音楽の観点から強調するのである。

それゆえ、深く音楽芸術に関する理論及び技能を教授研究するとともに、広く知識を授け、良識ある音楽家を育成することを旨とする。

1. 本大学は、カトリシズムの精神に基づいて創立され、かつそれを指導原理としている。
2. 本大学は、カトリック・イエズス会の教育方針に従い、一般教育科目及び外国語科目にも力を注いでいる。
3. 本大学は、すべての人々は兄弟・姉妹であるという精神から、家族的雰囲気をもととする学生1人1人とのきずなを教育の礎としている。
4. 本大学は、一般音楽の他に、グレゴリアン・チャント、ポリフォニー及び現代宗教音楽等の教授・研究において他にみない特色を有している。
5. 本大学は、国際的な友好関係のもとに維持されており、日本古来の文化と西欧文明との融合をその究極の使命としている。
6. 本大学は、音楽芸術をとおして、神秘的観想の精神に達することを究極の教育理想としている。

2. 教育理念・行動標語

建学の精神及び学則を踏まえて、平成20(2008)年に策定したものがエリザベト音楽大学教育理念である。その初めにモットーとしての「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」を掲げ、後段に本学が目指す人材養成について表している。

【エリザベト音楽大学 教育理念】

〈教養・実力・慈愛のある音楽家の育成〉

カトリシズム\* (普遍性) の精神に基づき、幅広い教養・専門教育をとおして、自分を高め、「他者のために生きる」人材を養成する。

音楽芸術および音楽教育に関する理論、技能および実践の教授研究により、芸術を愛し「美」の追求に真摯な人材を養成する。

平和を愛し、地域社会および国際社会、とりわけアジア地域に貢献する人材を養成する。

\*「カトリシズム」とは、カトリック教会の世界観を表し、現代では世界に開かれた教会として、神の恵みの普遍性に基づいて、あらゆる人間の尊厳を認め、人間性を開花させるところに神との調和を見出す思想。キリスト教的ヒューマニズムとも呼べるもの。

平成 25(2013)年度には、教育理念に直結した行動標語「音楽をとおして 私が変わり 世界を良くする人になる」を定め、前述の「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」とともに学生・教職員に対してこの標語の周知を図っている。

### 3. 大学の個性・特色

エリザベト音楽大学は、全世界に約 180 あるイエズス会が設立し、イエズス会教育を実践する大学の一つであるが、音楽に特化した少人数教育を行っているのは本学のみであり、そこに存在意義がある。日本においては上智大学が姉妹大学である。

イエズス会大学に共通する精神として「Men for Others」がある。「他者のために生きる人を育てる」ことであり、本学ではエリザベト音楽大学寄附行為第 3 条にも明記している。近年この言葉は現代の状況に合わせ、「Men and Women for Others, with Others (他者のために、他者とともに)」の表記に置き換える場合もある。本学では学生が、音楽をとおして他者に奉仕する、仕える人になることを期待している。

さらに本学は創立以来、建学の精神及び教育理念に表れるように、イエズス会教育の伝統であるキリスト教ヒューマニズムを基盤とする教養学科目を重視している。学生が音楽芸術の技術の高さのみを追求するのではなく、幅広く教養を身に付け、人々に寄り添い、民族、文化、宗教などの多様性を認め合い、言語及び音楽により対話し、連携・協力して、個人そして社会全体が様々な意味で平和になることに貢献することを願っている。創立者ゴーセンス神父は、真に芸術を愛し、美の追求に真摯な学生を教育し、教える者と教えられる者が同じ目標のもとに、相互の信頼による精神的共同体を築こうとした。

本学は平成 5(1993)年に、東京芸術大学に次いで 2 番目（私立の音楽大学では最初）に大学院音楽研究科博士後期課程の設置が認可された。カトリシズム（普遍性）の精神に基づいて設立され、すべての人々は兄弟・姉妹であるという精神から、家庭的雰囲気をお大切にし、学生一人ひとりとの絆を教育の礎とし、質の高い教育を行ってきたことが評価された結果である。グレゴリオ聖歌をはじめとする宗教音楽の教授研究においても創立以来重要視している。

短期大学開設時にはベルギー王国のエリザベト王太后をはじめとして諸外国の協力と期待を受け、以来、国際性を視野に入れた教育を積極的に行い、数多くの外国人教授、客員教授が授業を担当してきた歴史がある。大学院研究科開設後はアジアをはじめ各国の留学生が修士号又は博士号を取得し、母国の音楽文化の発展に寄与している。今日では彼らの教え子が留学生として本学において研究を行っている。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

昭和 22(1947)年	広島音楽教室開設（現エリザベト音楽大学附属音楽園）。
昭和 23(1948)年	県公認広島音楽学校開校。
昭和 26(1951)年	ベルギー王国故エリザベト王太后が本学の後援者となる。
昭和 27(1952)年	エリザベト音楽短期大学（2 年制）開設。

## エリザベト音楽大学

昭和 29(1954)年	宗教音楽専攻科（1年制）設置。
昭和 34(1959)年	エリザベト短期大学と改称し、3年制音楽単科短期大学となる。
昭和 38(1963)年	学校法人エリザベト音楽大学開設。短期大学廃止。
昭和 42(1967)年	宗教音楽学科増設。
昭和 51(1976)年	声楽学科、器楽学科を増設し4学科体制となる。
昭和 55(1980)年	音楽専攻科（1年制）設置。
平成 02(1990)年	大学院音楽研究科修士課程設置、音楽専攻科廃止。
平成 05(1993)年	大学院音楽研究科博士後期課程設置。
平成 10(1998)年	創立 50 周年。
平成 11(1999)年	エクステンションセンター開設。
平成 13(2001)年	学部を改組し、音楽文化学科と演奏学科の2学科体制となる。
平成 14(2002)年	附属室内合唱団エリザベトシンガーズ発足。
平成 15(2003)年	音楽文化学科に幼児音楽教育専修を開設。
平成 19(2007)年	玉川大学通信教育部と提携、在学中に小学校教諭免許状取得可能となる。
平成 23(2011)年	日本高等教育評価機構から平成 22 年度大学機関別認証評価の認定を受ける。
平成 25(2013)年	創立 65 周年、4 年制開設 50 周年。

## 2. 本学の現況

- ・ **大学名** エリザベト音楽大学
- ・ **所在地** 広島県広島市中区幟町 4 番 15 号（幟町キャンパス）  
広島県東広島市西条町田口 239 番地（西条キャンパス）
- ・ **学部構成**

音楽学部	音楽文化学科音楽文化専修 音楽文化学科幼児音楽教育専修 音楽文化学科音楽コミュニケーションデザイン専修 演奏学科声楽専攻 演奏学科鍵盤楽器専攻 演奏学科管弦打楽器専攻
大学院	音楽研究科修士課程 音楽学専攻 宗教音楽学専攻 声楽専攻 器楽専攻 音楽研究科博士後期課程 音楽専攻

・ 学生数、教員数、職員数

音楽学部 (人)

	入学定員	収容定員	在学生数
音楽文化学科	20 <sup>※1</sup>	90	51
演奏学科	60	250	184
合計	80	340 <sup>※2</sup>	235

※1: 20人中10人は幼児音楽教育専修

※2: 平成27(2015)年に学部の変員減を行ったため、平成30(2018)年度より320人となる。

大学院音楽研究科 (人)

【修士課程】	入学定員	収容定員	在学生数
音楽学専攻	3	6	13
宗教音楽学専攻	2	4	1
声乐専攻	3	6	7
器楽専攻	12	24	21
合計	20	40	42
【博士後期課程】	入学定員	収容定員	在学生数
音楽専攻	3	9	3
合計	3	9	3

教員数：教授11人、准教授11人、専任講師7人、助教2人、非常勤教員118人

職員数：27人（内訳：専任職員20人、嘱託職員5人、派遣2人）

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 《1-1 の視点》

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

エリザベト音楽大学の創業者、ベルギー国籍のイエズス会士エルネスト・ゴーセンス神父は、自ら敵国人として捕虜収容の苦々しい体験を有する身でありながら、世界最初の原子爆弾投下により廃墟と化した広島の様状を見て非常に心を痛めた。日本の青少年に再び芸術を愛し平和を愛する心を取り戻したい、それも音楽をとおしてとの思いで、昭和 22(1947)年 9 月に小さな神父館の一室及び幼稚園舎に「広島音楽教室」(現、エリザベト音楽大学附属音楽園)を開設し、昭和 23(1948)年 4 月に県公認「広島音楽学校」を開校した。ヨーロッパ中世では、ゴシック様式のカテドラル(司教座聖堂)に、教会の典礼に奉仕する子どもたちを育成するために音楽学校が設立されたことを創業者は想い、隣接する世界平和記念聖堂(カトリック幟町教会、昭和 29(1954)年完成)の建設計画と並行して、本学は教育機関として歩みを開始した。

「学校法人エリザベト音楽大学寄附行為」第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、カトリック精神に基づいて他者のために生きる人を育てることを目的とする。」と大学設置の目的を規定している。本法人のもと、本学はカトリック・キリスト教精神、特に「他者のために生きる人を育てる」というイエズス会の教育理念に基づく音楽教育を行ってきた。

図表 1-1-1

#### 【建学の精神】

大学の究極目的は、人間社会全体の形成であり、従って、個人の完成である。芸術は、人格の開発と表現のためにも、神との一致の道を切り開く人間相互の一致のための手段としても重要であることから、本大学は、人格完成を芸術、特に音楽の観点から強調するのである。

それゆえ、深く音楽芸術に関する理論及び技能を教授研究するとともに、広く知識を授け、良識ある音楽家を育成することを旨とする。

1. 本大学は、カトリシズムの精神に基づいて創立され、かつそれを指導原理としている。
2. 本大学は、カトリック・イエズス会の教育方針に従い、一般教育科目及び外国語科目にも力を注いでいる。
3. 本大学は、すべての人々は兄弟・姉妹であるという精神から、家族的雰囲気をもととする学生 1 人 1 人とのきずなを教育の礎としている。
4. 本大学は、一般音楽の他に、グレゴリアン・チャント、ポリフォニー及び現代宗教音楽等の教授・研究において他にみない特色を有している。
5. 本大学は、国際的な友好関係のもとに維持されており、日本古来の文化と西欧文明との融合をその究極の使命としている。
6. 本大学は、音楽芸術をとおして、神秘的観想の精神に達することを究極の教育理想としている。

そして昭和 27(1952)年に短期大学が開設され、前述のとおり、その趣旨書は本学の建学の精神の原点となった。建学の精神の重要性と価値は、今日に至るまで継承され、尊重されてきた。大学の使命・目的は、大学と大学院のそれぞれの学則第 1 章で、建学の精神を活かして具体的かつ明確に定められている。

図表 1-1-2

**【大学学則】**

第 1 条 本大学は、カトリシズムの精神に基づいて教育を施し、広く知識を授けるとともに、深く音楽芸術に関する理論及び技能を教授研究し、良識ある音楽家を育成することを目的とする。

**【大学院学則】**

第 1 条 エリザベト音楽大学大学院は、音楽の理論及び実践を教授研究し、専攻分野における研究能力及び豊かな学識を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。

音楽学部の 2 学科（音楽文化学科及び演奏学科）及び各専修・専攻（音楽文化学科：音楽文化専修、幼児音楽教育専修、音楽コミュニケーションデザイン専修、演奏学科：声楽専攻、鍵盤楽器専攻、管弦打楽器専攻）、そして大学院音楽研究科修士課程及び博士後期課程の各専攻・各研究領域は、次のとおり人材養成に関する目的を定め、教育活動を行っている。人材養成に関する目的はホームページに掲載している。なお本学は、自己点検評価書を執筆するに際して、「教育目的」を「人材養成に関する目的」と定めて記載している。

**【音楽文化学科】**

音楽文化学科は、広く音楽文化、音楽芸術、音楽教育に関わる専門領域について、カトリシズム（普遍性）の精神と幅広い視野の下に理論と実践の両面から学ぶことで、音楽・芸術を愛し、地域社会や国際社会の音楽的発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

(1) 音楽文化専修

音楽に対する愛と探求心を持ち、特に、音楽創作、音楽研究、音楽教育の領域における幅広い専門知識と豊かな思考力、実践力によって、地域社会及び国際社会の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

(2) 幼児音楽教育専修

幼稚園教諭免許課程の学修をするとともに、自らの音楽技術と豊かな感性を磨き、さらに幼児の音楽教育の指導について専門的な知識と指導力を習得することにより、音楽をベースとしながら幼児の人格形成の基礎を培う保育者となる人材を養成することを目的とする。

(3) 音楽コミュニケーションデザイン専修

音楽の基礎力をもとに、応用音楽学と心理学領域からのアプローチにより、繊細な感受性と豊かなコミュニケーション力、柔軟な人間理解の視点を身につけ、音楽産業、メディ

ア、教育、医療、福祉機関など、広く社会で文化的貢献ができるクリエイティブな人材を養成することを目的とする。

#### 【演奏学科】

演奏学科は、日々の研鑽と美の追求によって、優れた演奏能力と人生を豊かに歩むための哲学や教養を身につけること、また、アンサンブルをとおして「他者のために生きる」意味を学ぶことで、人々の心に潤いを与え、地域社会や国際社会に貢献できる音楽家、指導者となる人材を養成することを目的とする。

##### (1) 声楽専攻

「声」という自らを楽器とする特性を生かせるよう、筋肉の鍛錬、呼吸法、歌唱法を研究、実践し、「ことば」と「おと」の融合芸術を身体をとおして表現する技術を学び、演奏、指導によって社会のあらゆる場面で貢献できる人材を養成することを目的とする。

##### (2) 鍵盤楽器専攻

バロックから現代に至るまで幅広い時代の鍵盤楽器楽曲を、奏法、曲の成り立ち、社会的背景などの観点から多角的に研究し、幅広い視野を持ち、自らの探究心を高めることで、演奏家、指導者として社会に貢献できる人材、そして豊かな教養ある人材を養成することを目的とする。

##### (3) 管弦打楽器専攻

音楽を愛するものとして、個々の演奏技術を高め、多様なアンサンブルをとおして社会性を養い、使命感・誇り・探究心を持って、社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

#### 【大学院音楽研究科修士課程】

修士課程は、広い視野に立って専攻分野における専門的な知識・技能を高めるとともに、高度の専門性を要する職業等に必要の優れた能力を備えた国際性豊かな人材の養成を目的とする。

##### (1) 音楽学専攻

音楽学専攻は、音楽に関する幅広い知識と技能をとおして、広く社会や人々に貢献する優れた人材を養成し、音楽とその関連分野における高度な専門研究を行う。国際的な活動も視野に入れながら、音楽創作・指揮・音楽学・音楽教育学の理論的・実践的研究を通じ、創作・編曲に関わる作曲家、オーケストラや合唱団の指揮者、芸術文化や音楽教育の分野に関わる研究者、教育者を育てることを目的とする。

##### (2) 宗教音楽学専攻

宗教音楽学専攻は、宗教音楽に関する幅広い知識と技能をとおして、広く社会や人々に貢献する優れた人材を養成し、宗教音楽とその関連分野における高度な専門教育を行う。

国際的な活動も視野に入れながら、宗教音楽学・宗教声楽・パイプオルガンの理論的・実践的な研究を通じ、グレゴリオ聖歌の研究者、教会の典礼に奉仕する声楽家やオルガニストを育てることを目的とする。

### (3) 声楽専攻

声楽専攻は、音楽をとおして自己を表現する優れた人材を養成し、演奏及び関連分野における高度な専門教育を行う。実践的な研究を通じて、国際的な活動も視野に入れた声楽家、オペラ歌手を育てることを目的とする。

### (4) 器楽専攻

器楽専攻は、音楽をとおして自己を表現する優れた人材を養成し、演奏及び関連分野における高度な専門教育を行う。実践的な研究を通じて、国際的な活動も視野に入れたピアノや管弦打楽器のソロ演奏家、室内楽や伴奏等の演奏家を育てることを目的とする。

## 【大学院音楽研究科博士後期課程】

博士後期課程は、音楽の専攻分野について研究者として自立して創作、表現、研究活動を行い、又はその他の高度な専門的業務に従事するのに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えた学際的な人材の養成を目的とする。

### (1) 音楽学研究領域

音楽学研究領域は、音楽の理論的な面に関わる研究領域において、きわめて高度な知識と教養を備え、作曲・指揮・音楽学・宗教音楽学・音楽教育学などの学術的研究を自立して行うことができ、将来高等教育機関や研究機関において教育研究を行うことができる人材を養成する。また、学際的な幅広い視野をもって、音楽文化の進展を担うことができる人材を養成する。

### (2) 声楽研究領域

声楽研究領域は、声楽曲の実践的な面に関わる研究領域において、きわめて高度な知識と教養を備え、声楽・宗教声楽などの学術的研究を自立して行うことができ、将来高等教育機関や研究機関において教育研究を行うことができる人材を養成する。また、学術研究に裏打ちされた深い洞察力、文化や社会に対する学際的な幅広い視野をもって、音楽文化の進展を担うことができる人材を養成する。

### (3) 器楽研究領域

器楽研究領域は、器楽曲の実践的な面に関わる研究領域において、きわめて高度な知識と教養を備え、鍵盤楽器（チェンバロ・パイプオルガンを含む）・弦楽器・管打楽器などの学術的研究を自立して行うことができ、将来高等教育機関や研究機関において教育研究を行うことができる人材を養成する。また、学術研究に裏打ちされた深い洞察力、文化や社会に対する学際的な幅広い視野をもって、音楽文化の進展を担うことができる人材を養成する。

以上のように、エリザベト音楽大学は、法令に準拠して、大学の使命・目的及び教育目的（人材養成に関する目的）を具体的かつ明確に定めている。

□エビデンス集（資料編）【資料 1-1-1：学校法人エリザベト音楽大学寄附行為】【資料 1-1-2：エリザベト音楽大学学則、エリザベト音楽大学大学院学則】【資料 1-1-3：エリザベト音楽大学人材の養成に関する目的等に関する規程】【資料 1-1-4：エリザベト音楽大学大学院人材の養成に関する目的等に関する規程】

### 1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神及び学則を踏まえて、より簡潔な表現を目指して策定したものがエリザベト音楽大学教育理念である。これは学内各所に日本語及び英語で掲げられている。そのはじめにモットーとしての「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」を掲げ、後段に本学が目指す人材養成について簡潔に表している。平成 21(2009)年度に、一つの語句「カトリシズム」について、理解を容易にするために注記を加え、必要に応じて記載している。

平成 25(2013)年度には、教育理念に直結した行動標語「音楽をとおして 私が変わり 世界を良くする人になる」を定め、上記の「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」とともに学生・教職員に対してこの標語の周知を図っている。

図表 1-1-3

<p style="text-align: center;"><b>【エリザベト音楽大学 教育理念】</b> 《教養・実力・慈愛のある音楽家の育成》</p> <p>カトリシズム*（普遍性）の精神に基づき、幅広い教養・専門教育をとおして、自分を高め、「他者のために生きる」人材を養成する。</p> <p>音楽芸術および音楽教育に関する理論、技能および実践の教授研究により、芸術を愛し「美」の追求に真摯な人材を養成する。</p> <p>平和を愛し、地域社会および国際社会、とりわけアジア地域に貢献する人材を養成する。</p> <p>*「カトリシズム」とは、カトリック教会の世界観を表し、現代では世界に開かれた教会として、神の恵みの普遍性に基づいて、あらゆる人間の尊厳を認め、人間性を開花させるところに神との調和を見出す思想。キリスト教的ヒューマニズムとも呼べるもの。</p>
---

建学の精神及び学則をもとに、時代の変化に対応して、具体的かつ簡潔に表現した教育理念及び行動標語を明文化し、学内外に公表している。

□エビデンス集（資料編）【資料 1-1-5：エリザベト音楽大学教育理念及び行動標語（2017(H. 29)年度学生便覧 p. 2、2017(H. 29)年度「学生生活の手引き」p. 2）】【資料 1-1-6：教育理念（学内各所の掲示の写真）】

### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

エリザベト音楽大学の使命・目的等に関して、教育理念など大学全体のものについては理事会が中心となり、学部・学科の目的等については学務・入学試験委員会が中心となり

検討を行ってきた。今後も時代の変化に応じて点検・見直しの作業を行う。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

### 《1-2の視点》

#### 1-2-① 個性・特色の明示

#### 1-2-② 法令への適合

#### 1-2-③ 変化への対応

#### (1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

#### (2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-2-① 個性・特色の明示

本学の精神基盤をなす個性・特色として「カトリシズム（普遍性）の精神」、「カトリック・イエズス会の教育方針（他者のために生きる人を育てる）」、「教養」、「国際性」があげられる。建学の精神、学則、教育理念、行動標語等にこれらを反映させ、明示している。この精神基盤を背景にした音楽芸術の教育を受けた学生たちが、音楽が持つ力により世界中の人々の心と生活をより良いものに変えるように貢献することを本学は願っている。

これらの個性・特色に関して、教職員は研修会や各種行事等をとおして認識を深めている。学生に対しては、「カトリシズム（普遍性）の精神」、「カトリック・イエズス会の教育方針」について、必修科目である「教養演習」、「人間学Ⅰ・Ⅱ（宗教合唱、宗教学）」あるいは「宗教音楽Ⅰ・Ⅱ（グレゴリオ聖歌）」等の授業において伝えている。さらに「他者のために生きる」精神については、国内外での社会貢献と奉仕活動を行う「人間学Ⅲ（サービス・ラーニング）」を選択必修科目に位置付けている。本学の教育課程において、音楽の技術の修得に偏ることのないように教養教育にも重きを置き、学生は様々な形で大学の個性・特色について理解を深める。

毎年、入学式、卒業式、創立記念日には世界平和記念聖堂においてミサを執り行い、全学生は聖歌を歌う。12月24日の晩の同聖堂でのクリスマスミサでは、1・2年生全員がグレゴリオ聖歌を歌うことで典礼奉仕を行い、ヨーロッパ音楽の源泉を体験すると同時に「人間学」及び「宗教音楽」の授業の成果発表を兼ねている。

数多く開催される演奏会の中でも、毎年開催される「み心の祝日 スピリチュアルコンサート」と「チャリティークリスマスコンサート」では、パイプオルガン演奏を含む宗教音楽がプログラムに多数取入れられ、本学の建学の精神にかなうものとなっている。収益金をキリスト教関係団体に寄付することも、学生・教職員の理解を得て行われている。

ベルギー国籍のエルネスト・ゴーセンス神父を初代学長とする本学は、短期大学開設時、ベルギー王国エリザベト王太后をはじめとする諸外国の協力を得ており、以来、国際性を視野に入れた教育を積極的に行ってきた。大学院音楽研究科開設後は、アジア諸国を中心に世界各国からの留学生が修士号又は博士号を取得し、彼らは帰国後、母国の音楽芸術の発展に貢献している。そして留学生のほぼ全員に、奨学金として学費全額もしくは半額を給付していることも、本学の国際的な貢献活動の一つである。

以上、本学は創立以来の個性・特色である「カトリシズム（普遍性）の精神」、「カトリック・イエズス会の教育方針（他者のために生きる人を育てる）」、「教養」、「国際性」を使命・目的に反映させて、それに基づく大学教育を行っている。

□エビデンス集（資料編）【資料 1-2-1：「創立者の夢」エルネスト・ゴーセンス著『芸術と神秘』第 14 号，1964，pp. 61-64】【資料 1-2-2：2016 年度エリザベト音楽大学卒業記念ミサ 卒業式 式次第、2017 年度エリザベト音楽大学 入学記念ミサ 入学式 式次第】【資料 1-2-3：学長告辞（2016 年度卒業式、2017 年度入学式）】【資料 1-2-4：ゴーセンス記念講演資料（2016 年度、2017 年度）】【資料 1-2-5：シラバス「教養演習」、「人間学Ⅰ-1」、「人間学Ⅱ-1・2」、「人間学Ⅲ-1・2」、「宗教音楽Ⅰ・Ⅱ】】【資料 1-2-6：コンサートチラシ（2016 年度スピリチュアルコンサート、チャリティークリスマスコンサート）】【資料 1-2-7：ロヨラ国際交流基金規程】

### 1-2-② 法令への適合

「学校法人エリザベト音楽大学寄附行為」第 3 条において、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことが明記されている。さらに、大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）に従い、大学及び大学院学則あるいはその他の定めにおいて、教育目的についても規定し公表している。

大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、教育情報の公表を求めた平成 23(2011)年施行の学校教育法施行規則（第 172 条 2）に関しても、本学はホームページにおいてすべて公表しており、法令に適合した大学運営を行っている。

学校教育法第 83 条（目的）、大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）及び第 40 条の 4（大学等の名称）について、本学は上述のとおり法令に則り大学として適切な目的を掲げている。

□エビデンス集（資料編）【資料 1-2-8：学校法人エリザベト音楽大学寄附行為】【資料 1-2-9：エリザベト音楽大学学則、エリザベト音楽大学大学院学則】【資料 1-2-10：エリザベト音楽大学人材の養成に関する目的等に関する規程】【資料 1-2-11：エリザベト音楽大学大学院人材の養成に関する目的等に関する規程】【資料 1-2-12：エリザベト音楽大学ホームページ「情報公開」】

### 1-2-③ 変化への対応

エリザベト音楽大学の建学の精神は、昭和 27(1952)年の短期大学開設趣旨書における根本精神が原点となっている。その精神の重要性と価値は、建学以来長く尊重され、継承されてきたが、長文で読みにくい点もあるとの指摘もあった。そこで、平成 20(2008)年の創立 60 周年中期計画策定を機に、建学の精神をより簡潔に表した教育理念を新たに策定した。

平成 24(2012)年度には専任教職員の各部署責任担当者からなる戦略会議を立ちあげ、教

育理念に基づき 10 年後の本学のあるべき姿としてのヴィジョンを定めることで、戦略的  
大学経営と運営の策定を目指した。平成 25(2013)年度には、教育理念、ヴィジョンに基づ  
いた戦略マップを作成した。さらにヴィジョンの実現に向けて、教育理念に直結した行動  
標語「音楽をとおして 私が変わり 世界を良くする人になる」を定め、学生・教職員に対  
してこの標語の周知を図っている。

図表 1-2-1

【ヴィジョンー10 年後のエリザベト音楽大学のあるべき姿ー】

1. 進路を含む充実したサポート体制のもと、質の高い教育を保証し、地元から選ばれ評価される大学となる。
2. 一人ひとりを大切にする家族的雰囲気のもと、カトリシズムに基づく教育を堅持し、宗教音楽を基盤とする音楽の幅広い専門教育と研究に卓越する。
3. 時代のニーズに応える音楽領域の研究と活動を実践し、子どもから高齢者に至るまで教育成果を提供し、地域社会と国際社会への貢献力を高める。
4. 教職員の質の向上を図り、教育研究環境の充実と共に大学発信力を高め、安定した学生数に基づく財務を確立する。

学部の人材養成に関する目的及び 3 つの方針（「卒業の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」）の策定に際しては、学長、学事部長、学部長、研究科長、学科長、専修・専攻及び教養・教職の代表等が出席する学務・入学試験委員会において審議を行った後、学科会議、専修・専攻会議等において個別に審議が行われ、再度、学務・入学試験委員会において提示された目的や方針原案の内容及び表記について調整が行われた。基準 1-1-①に記載されている人材養成に関する目的は、学科会議等を経て、平成 26(2014)年度に学務・入学試験委員会において審議・策定され、教授会で決定した。学部の 3 つの方針についても同様に両学科学会義、学務・入学試験委員会で審議を重ね、教授会で決定した。大学院における人材養成に関する目的及び 3 つの方針については、研究科教育運営委員会を経て研究科委員会において決定された。

近年大学をめぐる環境が大きく変化する中で、大学の使命・目的及び教育目的（人材養成に関する目的）について、本学は変化への対応を適切に行っている。

□エビデンス集（資料編）【資料 1-2-13：エリザベト音楽大学戦略マップ】【資料 1-2-14：エリザベト音楽大学人材の養成に関する目的等に関する規程】【資料 1-2-15：エリザベト音楽大学大学院人材の養成に関する目的等に関する規程】【資料 1-2-16：エリザベト音楽大学ホームページ「3 つの方針」】【資料 1-2-17：エリザベト音楽大学ホームページ「大学院の 3 つの方針」】

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は隣接する教会の付属音楽教室からスタートしており、「カトリシズム（普遍性）の精神」、「カトリック・イエズス会の教育方針（他者のために生きる人を育てる）」、「教養」、「国際性」を特色とする教育を行ってきた。大学の原点を常に確認しつつ、時代の要請に対応する教育を行うために、教職員が協働する各種の会議体をとおして、振り返りと改善

を継続する。

### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

#### 《1-3の視点》

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-3-② 学内外への周知

#### 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

##### (1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

##### (2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

役員及びすべての教職員に対しては、寄附行為及び大学の精神的背景についての理解を求めている。新任教職員に対して行われる研修においては、理事長及び学長自ら策定の経緯やその意図について説明し、理解と意識の統一を就任時に図っている。また専任教職員に対して、大学の歴史及び建学の精神の理解を深めることを目的とする研修を毎年実施している。

人材養成に関する目的の策定に関しては、前述のとおり学部両学科所属教員及び大学院研究科担当教員により原案が起案され、学部においては学務・入学試験委員会の審議を経て教授会で決定した。大学院においては研究科教育運営委員会の審議を経て研究科委員会で策定した。

以上、教育理念、使命・目的及び教育目的（人材養成に関する目的）の策定については、大学全体に関わるものは理事会が中心となり、学部・学科及び大学院研究科のものは、所属教員が中心となって内容の検討及び案文の起案を行っており、役員・教職員の理解と支持は得られている。

□エビデンス集（資料編）【資料1-3-1：ゴーセンス記念講演資料（2016年度、2017年度）】

【資料1-3-2：人材養成に関する目的に関する学務・入学試験委員会及び教授会の議事録】

【資料1-3-3：人材養成に関する目的に関する大学院研究科教育運営委員会及び研究科委員会の議事録】

#### 1-3-② 学内外への周知

大学の歴史、建学の精神、学則、教育理念、行動標語等の周知については、新入生に対しては、入学時のオリエンテーション及び必修の授業科目の「教養演習」において、毎年全学生に配布される学生便覧及び「学生生活の手引き」他を用いて説明を行っている。2年次以上の学生に対しても、4月のオリエンテーション及び必修の授業科目「人間学Ⅰ-1」において、学生便覧、「学生生活の手引き」、そして授業時に配布するプリント等を活用し

て説明を行っている。教職員に対しては、新採用の場合、数回に分けて理事長及び学長他が説明を行っている。その他、教職員研修会を実施して、全教職員に対して理解を求めている。

教育理念を学生及び学内外の人々に周知することを目的として、エントランスホール、セシリアホール、ザビエルホール、図書館、学生控室及び講師控室の全6か所に和英対訳で刻字した銘板を設置している。さらに平成28(2016)年に建替えた3号館階段室には、創立者の夢(2階)、建学の精神(3階)、教育理念(4階)、行動標語(5階)を壁紙にデザイン・印字してあり、通行する者の目に留まるように工夫を行った。

建学の精神、教育理念そして行動標語は、全学生・教職員に配布される学生便覧と「学生生活の手引き」、そしてホームページに掲載し、周知徹底を図っている。学部及び大学院の人材養成に関する目的及び3つの方針についてはホームページに掲載している。

本学セシリアホール(パイプオルガン)を背景にした行動標語ポスターは、学外向けの印刷物においても、このポスター・デザインを活用し、高い評価を得ている。

本学は、大学の使命・目的等に関して、学校教育法施行規則第172条の2(教育研究活動等の情報の公開)による内容を含め、上述のとおり様々な方法により学内外に周知を図り、教職員・学生に対しても種々の機会をとおして直接伝える努力を行っている。

□エビデンス集(資料編)【資料1-3-4:エリザベト音楽大学ホームページ、2017(H.29)年度学生便覧p.2「建学の精神、教育理念、行動標語」】【資料1-3-5:シラバス「教養演習」】

【資料1-3-6:2017(H.29)年度「学生生活の手引き」pp.1-3「大学の歴史、建学の精神、学則、教育理念、行動標語」】【資料1-3-7:教育理念(学内各所の掲示の写真)】【資料1-3-8:創立者の夢(2階)、建学の精神(3階)、教育理念(4階)、行動標語(5階)各階段室の写真】【資料1-3-9:『広島交響楽団2017年度Yearbook』、『私学経営』No.504(2017年2月)、『教職課程』(2017年4月号)】【資料1-3-10:新任教職員研修会資料】【資料1-3-11:エリザベト音楽大学ホームページ「人材の養成に関する目的」】【資料1-3-12:エリザベト音楽大学ホームページ「大学院人材の養成に関する目的」】【資料1-3-13:エリザベト音楽大学ホームページ「3つの方針」】【資料1-3-14:エリザベト音楽大学ホームページ「大学院の3つの方針」】

### 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

平成20(2008)年に本学創立60周年中期計画を策定する際には、理事会構成員が、大学の歴史を含む建学の精神を振り返りつつ、はじめに教育理念の原案を作り、その後教育理念を念頭において中期計画を策定した。平成24(2012)年度には戦略会議を立ちあげ、大学の個性・特色、使命・目的等を踏まえて、SWOT分析による大学の強みと弱みを確認した。最終的には全教職員により分析結果を共有したうえで、「エリザベト音楽大学戦略マップ」、「ヴィジョン(10年後のエリザベト音楽大学のあるべき姿)」そして「行動標語(アクション・フレーズ)」を決定した。そして次の長期計画の検討を開始した。

平成28(2016)年度、学長及び学内の役職者により「エリザベト音楽大学 長期計画(2016年度～2025年度)」策定の審議を行い、7月の理事会において最終決定を行い、公表した。

長期計画では、基本理念として次の3点をあげる。本学がカトリック・キリスト教、特にイエズス会の教育理念を基軸に置く音楽教育を行い、教職員は教育理念を十分に理解して行動すること。次に被爆地広島に設立された音楽大学として、地域あるいは国際社会へ貢献し、教育機関としての独自性及び優位性を発展させること。最後に、質の高い教育を保証し、学生の満足度をあげ、学生の夢や目的の実現に貢献することを謳っている。

さらに、分野別目標には「1. 建学の精神、教育理念、ヴィジョンの具現化」として、「(1) 建学の精神、教育理念及びヴィジョンに従って、3つの方針を策定し、PDCAサイクルによる大学運営を行う。」として、建学の精神、教育理念及びヴィジョンを3つの方針に反映させることを明記している。

3つの方針への使命・目的及び教育目的の反映については、学科会議、専修・専攻会議等での検討をもとに、学務・入学試験委員会での審議を経て、教授会において決定された。その際、大学の使命・目的との整合性、文言表記の統一等に留意して慎重な審議を行った。大学院についても、研究科長を中心として、大学院担当教員により審議を進め、研究科教育運営委員会、研究科委員会の順に審議を行った。

以上、本学は中長期計画及び3つの方針について、大学の使命・目的等を反映させて策定している。今後改善・修正を行う場合も、この原則に従って実施する。

□エビデンス集（資料編）【資料 1-3-15：エリザベト音楽大学創立 60 周年 中期計画】【資料 1-3-16：エリザベト音楽大学戦略マップ】【資料 1-3-17：エリザベト音楽大学 長期計画（2016 年度～2025 年度）】【資料 1-3-18：エリザベト音楽大学ホームページ「3つの方針」】【資料 1-3-19：エリザベト音楽大学ホームページ「大学院の3つの方針」】

#### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的の実現のための研究組織として、学部は2学科（音楽文化学科・演奏学科）からなり、各学科は3専修及び3専攻に分かれる。大学院は4専攻からなる修士課程及び1専攻の博士後期課程を設置している。

図表 1-3-1 「学部組織」

音楽文化学科	音楽文化専修
	幼児音楽教育専修
	音楽コミュニケーションデザイン専修
演奏学科	声楽専攻
	鍵盤楽器専攻
	管弦打楽器専攻

これらの教育研究組織を支える会議体及び委員会は図表 1-3-3 のとおりである。専任教職員が構成員となり、大学の使命・目的等の実現のために審議を行っている。

大学教育・研究を補完する施設として、宗教音楽関係の蔵書収集に特色のある図書館、カトリック研究（信仰）の学内拠点であるキャンパス・ミニストリーを設けている。幼稚

## エリザベト音楽大学

4 歳児（年中）から高校生までを対象に質の高い音楽教育を行う付属音楽園、音楽の実技指導又は各種講座を広く地域社会の人々に提供するエクステンションセンターも設置している。宗教合唱に特化した大学付属室内合唱団である「エリザベト シンガーズ」もまた、本学教育理念を具現化する演奏団体である。

図表 1-3-2 「大学院組織」

修士課程		博士後期課程	
専攻	分野	専攻	研究領域
音楽学専攻	音楽創作（作曲・デジタル鍵盤楽器）	音楽専攻	音楽学研究領域 （作曲・指揮・音楽学・宗教音楽学・音楽教育学）
	指揮		
	音楽学		声楽研究領域 （声楽・宗教声楽）
	音楽教育学		
宗教音楽学専攻	器楽研究領域 （鍵盤楽器・弦楽器・管打楽器）		
宗教音楽学			
宗教声楽			
オルガン			
声楽専攻	声楽		
器楽専攻	鍵盤楽器（ピアノ・チェンバロ）		
	弦楽器		
	管打楽器		

図表 1-3-3 「会議体及び委員会」

教授会	自己評価・FD 運営委員会
学務・入学試験委員会	図書館運営・研究紀要等編集委員会
教養教育委員会	演奏教育研究委員会
教職課程委員会	学生生活委員会
研究科委員会	キャンパス・ミニストリー委員会
研究科教育運営委員会	セクシュアル・ハラスメント問題委員会
協議会	国費留学生推薦選考委員会
教員選考委員会	エリザベト音楽大学個人情報保護委員会
教員資格審査委員会	教職員評価システム検討委員会
大学院修士課程教員資格審査委員会	IR 実施委員会
大学院博士後期課程教員資格審査委員会	キャリアサポート委員会

※そのほか、学科会議、専修・専攻会議がある。

これらを総合して、本学は地域社会及び国際社会に対して、使命・目的の達成に向けて学生ほか数多くの人々の教育を行う役割を担っている。

□エビデンス集（資料編）【資料 1-3-20：各委員会規程】【資料 1-3-21：キャンパス・ミニストリー関係資料】【資料 1-3-22：2017(H. 29)年度エリザベト音楽大学付属音楽園募集要項】【資料 1-3-23：エリザベト音楽大学エクステンションセンター受講案内 2017 年度版】【資料 1-3-24：エリザベト シンガーズ関係資料】【資料 1-3-25：2017(H. 29)年度教学役職及び各委員会構成員】

### (3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

長期計画（2016 年度～2025 年度）の期間内に、創立 70 周年及び 75 周年を迎えるため、特別な事業を実施する。その際常に大学の使命・目的について振り返り、それをもとにエリザベト音楽大学の教育の水準を高め、その事実を学内外に発信することを、教職員は一丸となっていく。

#### 【基準 1 の自己評価】

被爆により焦土と化した広島で、恒久平和を願い、世界各地からの浄財を得て建設された世界平和記念聖堂の建築計画と並行して、エリザベト音楽大学の歴史が始まる中で作られた建学の精神がもつ意味は重い。時代が変わり今日においても、広島が世界から求められる役割は、エリザベト音楽大学が果たすべき役割とも密接につながっている。音楽芸術の質の高さを追求しつつも、「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」あるいは「音楽をとおして 私が変わり 世界を良くする人になる」という教育理念のモットーや行動標語が意味する本学の教育の根幹が揺るがないことが重要である。歴代の役員、教職員、学生はみなこの広島の音楽大学が果たす役割を深く認識してきた。

教職員は、建学の精神を基盤にして、音楽をとおして世界平和に貢献する人材を育成することを願い、中長期計画、人材養成に関する目的、3 つの方針を策定し、教育研究組織等を構築してきた。種々の会議体では、大学が目指す教育の実現のために、どのように行動（活動）するべきかについて常に確認と反省、そして修正を行い、PDCA サイクルにより、さらに充実した大学教育の在り方を追求する。

## 基準 2. 学修と教授

### 2-1 学生の受入れ

#### 《2-1の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

#### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

##### 【学部】

エリザベト音楽大学では、教育目的を踏まえて入学者の受入れに関する方針（アドミッションポリシー）を学部全体（図表 2-1-1）及び両学科の各専修・各専攻ごとに明確に定めており、その内容をホームページに掲載し、周知を図っている。

また、オープンキャンパスや進学説明会、教職員による積極的な高校訪問を通じて、高校生並びにその保護者、高校の教員、レッスン指導者等に対しても説明を行い、入学者の受入れに関する方針、入学試験の種別やその内容、教育上の特色等についてより詳しく的確な理解が得られるよう努めている。

さらに、本学では音楽大学という性格上、高校生の実技レッスン指導を行っている非常勤教員も多いことから、毎年5月に学内で実施する教員向け大学案内説明会では、専任教職員に加えて非常勤教員にも参加を呼びかけ、入学者の受入れに関する方針、入学試験方法等についての周知の機会としている。

図表 2-1-1 「音楽学部全体の入学者の受入れに関する方針」

「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」という音楽学部の教育理念を理解し、それに必要な基礎的な学力・知識および音楽の表現能力のある人。音楽および教育に関する専門性追求のみならず、幅広い教養および世界平和に貢献する人材に必要な学習・研究を意欲的に行う人。

##### 【大学院】

エリザベト音楽大学大学院についても、修士課程や博士後期課程の全体（図表 2-1-2、2-1-3）及び各専攻・各研究領域ごとに入学者の受入れに関する方針を明確に定め、その内容については、ホームページに掲載し、周知を図っている。

また、本学学部からの進学希望者を対象とする説明会を実施し、入学者の受入れに関する方針、入学試験内容、奨学金、進学後の学修内容等についてのガイダンスを行っている。

図表 2-1-2 「大学院音楽研究科修士課程全体の入学者の受入れに関する方針」

「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」という本学の教育理念を理解し、各専攻分野の研究に必要な資質を備え、当該研究を遂行する強い意欲をもち、地域社会、日本および世界の文化の進展に貢献する意志のある人。

図表 2-1-3 「大学院博士後期課程全体の入学者の受入れに関する方針」

「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」という本学の教育理念を理解し、各研究領域に関する専門的な知識や技能を習得しており、さらに高度な研究を自立して行うための資質を備え、地域社会、日本および世界の文化の進展に貢献する意志のある人。

以上、学部、大学院ともに教育目的を踏まえ、入学者の受入れに関する方針は明確にされており、その周知についてもホームページや印刷媒体をとおして、また直接の説明をとおして、広くかつきめ細かに行われている。

□エビデンス集（資料編）【資料 2-1-1：エリザベト音楽大学ホームページ「3 つの方針」】

【資料 2-1-2:エリザベト音楽大学ホームページ「大学院の 3 つの方針」】

## 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

### 【学部】

音楽学部では入学者の受入れに関する方針及び入学者選抜規程に基づき入学試験を行っている。入学試験種別としては、本学を志望する多様な受験生の受入れに対応できるよう、推薦入学試験（指定校推薦、公募推薦）、一般入学試験（前期・後期）、A0 入学試験、初年度奨学生入学試験（音楽文化学科 A0 特別選抜入学試験）、特別奨学生入学試験（演奏学科 A0 特別選抜入学試験）、アーティスト 21 特別入学試験（高校 2 年修了飛び入学試験）、編入学試験の 7 つを設けている。さらに、一般入学試験、A0 入学試験、編入学試験については、春季のほか、志望者がいる場合には若干名の枠で秋季にも試験を実施する体制にしている。

推薦入学試験と A0 入学試験は専願入学試験として位置付けている。後者では、志望者の準備状況と希望によって、科目ごとの試験の分割実施を可能としている。推薦入学試験、A0 入学試験とも、音楽文化学科音楽文化専修及び演奏学科各専攻では、それぞれの入学者の受入れに関する方針に沿って、音楽の基礎力を問う科目（楽典、ソルフェージュ）及び専修・専攻ごとに設定した音楽に関わる専門科目の双方を課している。音楽文化学科幼児音楽教育専修、音楽コミュニケーションデザイン専修（平成 30(2018)年度入学試験から募集停止）では、これらの専修の特色及び入学者の受入れに関する方針に沿って、音楽基礎力を問う試験は敢えて行わず、専修ごとに設定した専門科目のみを課している。一般的な基礎学力については、音楽文化学科、演奏学科とも、出身高校調査書、又は高等学校卒業程度認定試験、大学入学資格検定合格成績証明書に基づいて判断している。

入試問題は教授会で承認された出題者が入学者の受入れに関する方針に基づき独自に作成しているが、一般入学試験では音楽基礎力科目、専門科目のほかに、英語も課しており、その場合には大学入試センター試験の成績を利用することも可能とした。

初年度奨学生入学試験、特別奨学生入学試験、アーティスト 21 特別入学試験は、音楽に関する専門能力の特に秀でた志願者を対象とする、奨学金付きの特別選抜入学試験である。いずれも、楽典、ソルフェージュ、一般学力試験を課さない代わりに、専門能力試験においては、本学の他の入学試験より格段に優れた実力を要求する課題設定となっている。

編入学試験は、主として 4 年制大学音楽学部又は短期大学音楽科の卒業生あるいは 2 年

次修了者を対象としている。

以上のすべての試験において、本学では受験者一人ひとりに面接を行っており、そこで、本学の入学者の受入れに関する方針に照らしながら、志望者が本学の教育理念を適切に理解し、本学での学修に十分な意欲があるかどうかを確認している。なお、受験希望者及び関係者からの問い合わせには、入試広報・企画担当が随時、きめ細やかかつ親身な対応を行っている。

#### 【大学院】

修士課程、博士後期課程ともに、大学院ならではの特性に鑑み、春季と秋季に入学機会を設け、入試問題は研究科委員会で承認された出題者が入学者の受入れに関する方針に基づき独自に作成している。学部よりもレベルの高い研究遂行能力が求められることから、共通科目、専攻科目ともに、修士課程、博士後期課程それぞれのレベルに応じた内容の課題を課している。春季の修士課程入学試験については受験機会を12月と2月の2回実施することにより、学部卒業者にとっての進学可能性をより拡充している。

学部3年以上の在学期間があり、成績優秀な学部学生に対しては、より高いレベルの講義や実技を早くから受講することを認め、修士課程へ入学できる飛び入学の制度も導入しており、入試には学部卒業者と同一の共通科目、専攻科目を課している。

さらに修士課程においては社会人特別選抜入学試験も設けており、3年以上の音楽教育、音楽関連、その他一般の職に従事した者には専門分野試験と面接だけで受験できる機会を提供している。

学部、大学院ともにいずれの入学試験も、本学独自に入試問題を作成しており、入学者の受入れに関する方針に沿って適切に機能している。学部の初年度奨学生入学試験、特別奨学生入学試験、アーティスト21特別入学試験は、受験生にとって高いハードルでありながら、難しい課題に取り組むことで自らの成長につなげたいという挑戦者も少なくなく、結果として優秀な学生の獲得につながっている。

□エビデンス集（資料編）【資料 2-1-3：エリザベト音楽大学入学者選抜規程】【資料 2-1-4：エリザベト音楽大学 2018 大学案内 募集要項】【資料 2-1-5：エリザベト音楽大学大学院音楽研究科学生募集要項】【資料 2-1-6：大学院入学資格認定に関する規程】

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### 【学部】

ここ5年間の音楽学部の学生数と入学定員及び収容定員の関係は、次のとおりである。

近年の入学者数の低下に鑑み、従来140人あった入学定員の見直し・削減を徐々に行い、平成25(2013)年度に100人、平成27(2015)年度にはさらに80人へと改めた。これにより、収容定員充足率は少しずつ改善されてきたものの、入学者数の低下は続いており、早急に回復への取組みを図っていく。

## エリザベト音楽大学

図表 2-1-4 「音楽学部の学生数と入学定員及び収容定員の関係」 各年度 5 月 1 日現在

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
入学者数	78	60	61	60	57
入学定員	100	100	80	80	80
入学定員充足率	0.78	0.60	0.76	0.75	0.71
在籍者数	303	286	261	264	235
収容定員	520	480	420	360	340
収容定員充足率	0.58	0.60	0.62	0.73	0.69

※入学者数には前年度秋季分も含む

### 【大学院】

ここ 5 年間の大学院音楽研究科の学生数と入学定員及び収容定員の関係は、以下のとおりである。

図表 2-1-5 「大学院音楽研究科修士課程の学生数と入学定員及び収容定員の関係」 各年度 5 月 1 日現在

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
入学者数	23	15	14	13	24
入学定員	20	20	20	20	20
入学定員充足率	1.15	0.75	0.70	0.65	1.20
在籍者数	41	39	33	32	42
収容定員	40	40	40	40	40
収容定員充足率	1.03	0.98	0.83	0.80	1.05

※入学者数には前年度秋季分も含む

図表 2-1-6 「大学院音楽研究科博士後期課程の学生数と入学定員及び収容定員の関係」 各年度 5 月 1 日現在

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
入学者数	1	0	0	0	0
入学定員	3	3	3	3	3
入学定員充足率	0.33	0	0	0	0
在籍者数	11	7	5	4	3
収容定員	9	9	9	9	9
収容定員充足率	1.22	0.78	0.56	0.44	0.33

※入学者数には前年度秋季分も含む

大学院修士課程においては、収容定員充足率が年々低下していたが、平成 29(2017)年度には 1.05 倍まで回復した。一方、博士後期課程においては、入学後、標準年限を超えて在籍する学生が多いという博士後期課程特有の事情もあり、収容定員に対する在籍者数については平成 24(2012)年度まで大幅な超過状態が続いていたが、平成 26(2014)年度を境に一転して充足率が低下したため、入学者確保のための検討を開始している。

このように学部においては、少子化、実学優先といった趨勢のなか、入学定員見直し・削減にもかかわらず、未だ適正な収容定員充足率を満たしていないため、さらなる改善策を検討中である。また大学院においては、とりわけ博士後期課程における入学者確保のための検討を開始している。

□エビデンス集(資料編)【資料 2-1-7:エリザベト音楽大学ホームページ「入学者数推移」】

### (3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は学部においても大学院においても入学定員及び収容定員が近年未充足であるので、これまでの取組みを継続しつつも、全学あげての新たな対策を検討し、入学者確保へとつなげていく。

## 2-2 教育課程及び教授方法

### 《2-2 の視点》

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

##### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

##### (2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

卒業の認定に関する方針 (ディプロマポリシー) (基準 2-4 参照) の達成のために、教育目的を踏まえて、本学では学部・大学院ともに教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラムポリシー) を明確にしており、ホームページをとおして公表している。とりわけ学部では学部の全体 (図表 2-2-1) だけでなく音楽文化学科各専修、演奏学科各専攻ご

図表 2-2-1 「音楽学部全体の教育課程の編成及び実施に関する方針」

エリザベト音楽大学では、深く音楽芸術に関する理論および技能を教授研究するとともに、広く知識を授けて、「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」という教育理念の実現のために、次のことを基礎として教養学科目および専門科目のカリキュラムを構築している。

- (1) 本学は、カトリシズムの精神に基づいて創立され、かつそれを指導原理としている。
- (2) 本学は、カトリック・イエズス会の教育方針に従い、一般教育科目および外国語科目にも力を注いでいる。
- (3) 本学は、すべての人々は兄弟・姉妹であるという精神から、家族的雰囲気をもととする学生一人ひとりとのかげを教育の礎として、個別実技指導、少人数制の授業形態を重視している。
- (4) 本学は、一般音楽の他に、グレゴリアン・チャント、ポリフォニーおよび現代宗教音楽等の教授・研究において他に類をみない特色を有し、全学生が履修する。
- (5) 本学は、学生がクラス担任教員および指導教員の助言のもとに幅広く理論科目または音楽の実技指導を受ける体制を築き、各自の専門性を深めると同時に新しい学問分野に対して積極的に挑戦する姿勢を身につけさせる。
- (6) 本学は、独自のキャリア支援教育を初年次より実施し、卒業後の進路決定を各自で行えるよう、カリキュラムにおいて展開する。

とに教育課程の編成及び実施に関する方針を明示しており、大学院でも修士課程や博士後期課程の全体及び各専攻・各研究領域ごとにそれぞれの特色ある教育課程の編成及び実施に関する方針を明確に示している。

図表 2-2-2 「大学院音楽研究科修士課程全体の教育課程の編成及び実施に関する方針」

エリザベト音楽大学大学院は、単なる専門知識と技術の教授のみでなく広く豊かな一般の教養を養い、深遠なる音楽性の育成を目指す。修士課程では4専攻(音楽学、宗教音楽学、声楽、器楽)を置き、毎週専門に関わる研究指導を行う。それとともに様々な角度から専門性を深めるための特殊研究を数多く設けていく。さらに専攻に関わらず履修することができ、自由で学際的な関連科目も多数開講する。

図表 2-2-3 「大学院博士後期課程全体の教育課程の編成及び実施に関する方針」

エリザベト音楽大学大学院は、単なる専門知識と技術の教授のみでなく広く豊かな一般の教養を養い、深遠なる音楽性の育成を目指す。博士後期課程では修士課程における4専攻を統合し、音楽専攻の1専攻(音楽学、声楽、器楽の3研究領域を含む)を置き、博士論文執筆を指導する研究領域特別研究指導を行う。それとともに修士課程で培われた基盤の上に、更なる高度な専門研究能力及び創造能力を育成するために、特殊研究として各専門研究と、学際的・統合的視野から幅広く学べる関連研究を開講する。

このように学部、大学院ともに教育課程の編成及び実施に関する方針は、教育目的を踏まえて、明確に定められており、ホームページをとおして広く周知されている。

□エビデンス集(資料編)【資料 2-2-1: エリザベト音楽大学ホームページ「3つの方針」】  
【資料 2-2-2: エリザベト音楽大学ホームページ「大学院の3つの方針」】

## 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 1. 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

#### 【学部】

学部の教育課程は、全学共通教養学科目、各学科の関連科目・主要科目・全学共通特殊講義、教職に関する科目からなっている。

#### (1) 全学共通教養学科目

教養学科目の特色ある教育内容として、第一に「人間学」の諸科目がある。キリスト教学、聖書学をはじめ、比較宗教学、図像学的解釈をとおした西洋芸術史の講義、社会奉仕活動(サービス・ラーニング)、英語で話す日本文化等の必修及び選択必修の科目群である。サービス・ラーニングの授業では、広島市の諸施設での音楽による奉仕体験、あるいはアジア各国のイエズス会大学における国際交流プログラムに参加して、実践的な体験学習を実施している。

卒業後の進路・キャリアについて考え、支援する科目としては、1年次の「教養演習」、「情報機器演習」、「キャリア教育Ⅰ」が、2年次には、「日本語表現Ⅰ」、「キャリア教育Ⅱ」が必修科目として位置付けられている。その他、選択科目として「日本語表現Ⅱ」、「キャリア教育Ⅲ」が2年次以上の学年で履修可能であり、学外講師による就職支援の各種連続講座(無料)と合わせて卒業後の進路決定に資する教育にも力を入れている。

外国語については、国際人又は音楽家として不可欠な英語力、とりわけ英語によるコミュニケーション能力を高める授業科目を必修としている。その他、建学の精神、教育課程の編成及び実施に関する方針に即して「フランス語」、「ドイツ語」、「イタリア語」、「ラテ

ン語」の初級から中級・上級レベルの文法・読本、会話、各種検定試験対策、さらに音楽用語解説や音楽書読解を内容とする楽書講読の科目を開設し、少人数のクラス編成で実施している。

(2) 各学科の関連学科目・主要学科目・全学共通特殊講義

関連学科目では両学科共通の音楽基礎科目として、「音楽理論」、「和声学」、「対位法」、「フーガ」、「楽曲分析」、「管弦楽法」、「スコア・リーディング」、「宗教音楽」、「音楽史」、「西洋器楽史」、「西洋声乐史」、「世界音楽文化学」、「指揮法」、「合唱」、「合奏」、「合奏・伴奏法」、「即興演習」、「合奏・伴奏実習」、「ソルフェージュ」等の科目を開講している。とりわけ1年次必修に「音楽理論」、「宗教音楽」、「音楽史」、「ソルフェージュⅠ」、2年次必修に「和声学」、「ソルフェージュⅡ」、また1から4年次必修に「合唱」を配当し、その他の科目と組み合わせて段階的、系統的に学んでいく体制を取っている。

主要学科目では個人指導による実技科目とグループ授業による講義・演習科目を数多く開講し、両者を関係付けることにより教育効果を高めている。

音楽文化学科音楽文化専修では、1年次に全員が「音楽文化概論Ⅰ（研究）」、「音楽文化概論Ⅱ（創作）」、「音楽文化概論Ⅲ（教育）」を必修として学び、2年次からそれぞれの関心に応じて音楽創作（作曲又はデジタル鍵盤楽器）、音楽研究（音楽学・宗教音楽学）、音楽教育の3領域の中から1領域を選択し、様々な特殊講義を通じて知識を深め、3・4年次では3領域合同の「音楽文化研究演習」（3年次）及び「音楽文化卒業演習」（4年次）で各自テーマを設定し、発表と研究を行っていく。4年次にはそのまとめとして「卒業研究」を必修に課している。

幼児音楽教育専修では、必修の専修学科目として1年次に「幼児教育原理」、「発達心理学」、「モンテッソーリ指導法Ⅰ」、「鍵盤楽器」、2年次に「幼児音楽教育学Ⅰ」、「幼児音楽教育学Ⅱ」、「初等音楽（教科科目音楽）」、「リトミック（教科科目音楽・体育）」、「保育史」、「幼児教育課程論」、「モンテッソーリ指導法Ⅱ」、「幼児音楽（ピアノ・うた）基礎技能」、3年次に「保育内容論Ⅳ（言葉）」、「保育内容論Ⅴ（表現）」、「幼児教育技術研究」、また2年次から3年次に「保育内容論Ⅰ（健康）」、「保育内容論Ⅱ（人間関係）」、「保育内容論Ⅲ（環境）」、「幼児教育方法論」、3年次から4年次に「保育相談」等を学年ごとに基礎・専門科目として位置付け、幼稚園教諭免許課程の独自性が活きるよう学年配当を工夫している。免許課程により専修独自の科目が多いため、音楽文化専修と共通をなす主要学科目においては4年次の「音楽文化卒業演習」のみを必修としている。

音楽コミュニケーションデザイン専修では、必修の主要学科目として1年次に「音楽コミュニケーションデザイン概論」と「音楽コミュニケーションデザイン基礎演習」、2年次に「音楽コミュニケーションデザイン方法論」、「楽書講読（英語）」、「音楽コミュニケーションデザイン基礎演習」、3年次に「音楽コミュニケーションデザイン実践論」、「音楽文化研究演習」、2年次から3年次に「コミュニケーション心理学」、「アートマネジメント」、「レパートリー研究」、4年次に「音楽文化卒業演習」と「卒業研究」等の学年配当をして専修の独自性を図ってきたが、平成30(2018)年度入学試験から募集を停止して、新たに音楽文化専修の1つの領域として再編成する予定である。

演奏学科では、声楽・鍵盤楽器・管弦打楽器の3専攻に分かれて各専門研究を4年間とおして学んでいく。また2年次から4年次には「室内楽（声楽、ピアノ、木管楽器、金管

楽器、打楽器、弦楽器)」、「歌曲研究」、「オペラ研究」、「ピアノ指導法」、「ピアノ構造学」、「オルガン構造学」、「吹奏楽指導法」、「マーチング指導法」、「編曲法(合唱、合奏)」等各専攻に応じた様々な共通特殊講義が開講される一方で、2年次には3専攻が共通して学ぶ「パフォーマンス・フォーラム」(演奏家として舞台に立つ経験と舞台を支えるコンサートマネジメントの両面から学ぶ科目)、3年次には「学内演奏」、4年次には「卒業演奏」がそれぞれ必修科目として学年配当されている。さらに特色ある教育プログラムの1つとして、演奏学科内でのみ二重専攻を認めている。これは2つの分野を専門分野として専攻する制度で、専攻を増やすことにより、将来への選択肢が広がる利点がある。

平成23(2011)年度から導入された全学共通特殊講義は、専門性が高く、音楽文化学科と演奏学科の双方に有益と思われる科目として、「音楽づくり」、「ミュージカル創作」、「ミュージカル上演」、「音楽療法」、「コンサートマネジメント」、「サウンドスケープ」等の科目があり、これらは選択必修科目として各々隔年で開講されている。

### (3) 教職に関する科目

本学では学部で幼稚園教諭一種免許状(音楽文化学科幼児音楽教育専修)、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状、大学院で中学校教諭専修免許状、高等学校教諭専修免許状が取得でき、また玉川大学通信教育部との提携により在学中に小学校教諭二種免許状の取得も可能になっている。教職に関する科目では、教育職員免許法に則して、教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を開講している。

学部においては、こうしたすべての科目に履修基準年次を設けており、それにより、それぞれの学習内容が段階的に展開するよう工夫されている。学修の質を確保する狙いから、年間履修登録単位数の上限は、学部・学科教育課程履修規程第3条第2項により「原則として1学期で24単位以下」とし、年間48単位を上限と定めている。ただし、平成16(2004)年度以降は、2年次又は3年次生を対象に、前年度の2学期のGPA(Grade Point Average)の平均値に従って、その値が3.0以上である場合は年間履修単位の上限を56単位まで、1.0未満の場合は40単位までとし、学生の成績状況に合わせて柔軟な運用を図っている。教職課程履修者については、2年次又は3年次の年間履修単位の上限を原則54単位とし、GPA評価により全く同様の上限の変更を可能としている。

### 【大学院】

大学院では教育課程の編成及び実施に関する方針に従い、修士課程の4専攻のそれぞれに毎週1対1による個人指導が受けられる各専門研究と、希望に応じて選択する科目として音楽学専攻に38、宗教音楽学専攻に28、声楽専攻に18、器楽専攻に34の特殊研究のほか、全専攻共通科目として16の関連学科目を置いている。とりわけ4専攻のそれぞれの特殊研究には「特別講義・演習」を設け、国内外の著名な音楽家を招いて講座や個別実技指導を受けられるよう工夫をしている。

博士後期課程では共通必修科目としての「研究領域特別研究指導」のほか、選択科目として10の特殊研究が開講されているが、「研究領域特別研究指導」では当該研究領域における専門の教員が、専門領域を異にする教員とともに、複数で博士論文指導にあたるよう工夫をしている。

## 2. 教授方法の工夫・開発

### (1) 専門科目カテゴリー制

教授方法の工夫・開発としては、音楽文化学科の作曲やデジタル鍵盤楽器、演奏学科の主科実技科目で一人ひとりの学生が自分の実力に応じて、それぞれの力に相応しい目標を選んで学んでいくことができるよう、専門科目カテゴリー制を採用している。カテゴリーの選択は、学年と関わりなく行えるので、自分なりのペースで、自分に見合った目標に向かって学習することが可能となる。

### (2) <音楽家の耳>トレーニング

全学生必修科目の「音楽理論」と「ソルフェージュ」では、本学が独自に開発した<音楽家の耳>トレーニング教育法に基づいて授業を進めている。音楽の実践に必要な総合的音楽能力の育成を目指した教育法で、平成 19(2007)年度には「特色 GP (特色ある大学教育支援プログラム)」に選定されており、中世から現代までの実際の音楽作品を使い、「瞬間的に音楽を捉える」能力の育成を目指し、音楽を「耳」で捉えてすぐに反応するトレーニングを数多く行う。単に音程、リズムだけでなく、音楽の表情や構造・形式、様式までも瞬時に捉え、それに即座に反応できるよう 14 グレードに分けて指導している。

### (3) その他の工夫

その他として、本学では上智大学との交換留学の制度を設けており、学部 2 年次もしくは 3 年次の 1 年間、上智大学 (東京) に在籍して学ぶことができる。留学期間中も東京でレッスンを受講できるよう、可能な限り配慮している。

また平成 27(2015)年度から授業時間数を 1 コマ (2 時間相当) 115 分とし、授業回数を半期 12 回とする工夫を行っている。これにより十分な夏季休暇や春季休暇を確保し、サービス・ラーニングの実施、海外のマスタークラスやサマー・セミナー受講並びに海外研修を可能にした。

教授方法の改善を進めるためには、組織体制として自己評価・FD 運営委員会があり、学生による授業評価とそれに対する教員コメントの提出、教職員による授業相互参観と授業観察票の提出を実施して各教員に教授方法の改善を促している。

以上のとおり本学では充実したカリキュラムが編成され、様々な教授方法の工夫・開発が適切になされている。

□エビデンス集 (資料編) 【資料 2-2-3 : 2017(H. 29) 年度学生便覧】 【資料 2-2-4 : 二重専攻に関する内規】 【資料 2-2-5 : 履修単位数について】 【資料 2-2-6 : エリザベト音楽大学 2017 年度カテゴリー制の概要】 【資料 2-2-7 : エリザベト音楽大学ホームページ「特色 GP 選定「<音楽家の耳>トレーニング教育法の開発」】 【資料 2-2-8 : 上智大学及びエリザベト音楽大学における学生交流協定書】 【資料 2-2-9 : 授業評価アンケート】 【資料 2-2-10 : 授業評価アンケートへの教員コメント】 【資料 2-2-11 : 授業相互参観について (ご案内)】 【資料 2-2-12 : 授業観察票】

### (3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教育目的を踏まえた教育課程の編成及び実施に関する方針に沿ってカリキュラムは編成

され、きめ細かな教授方法が工夫されているが、学部においても大学院においても近年の学生数の減少に伴い、実際には開講されない科目が出てきており、現行のカリキュラムや教育内容の見直しについて、今後、学務・入学試験委員会、研究科教育運営委員会を中心に検討を進める。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 《2-3の視点》

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### (1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

##### (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### 【学部】

本学では、教員だけでなく役職職員も参加して教授会や協議会の場で学修支援及び授業支援について検討を行う。職員は単に議事録作成の役割だけでなく積極的に意見の交換を行う。平成 22(2010)年度から FD 研修の一環として実施される全専任教員（その後一部非常勤教員にまで拡大）対象の授業相互参観には職員も授業を見学し、参観後には授業観察票を提出して授業に対する建設的な意見を伝える。

学生への具体的な支援では、まず 3 月末からのオリエンテーション期間のガイダンスがあげられる。新生には学務に関わるガイダンスのほか、学生生活や図書館利用のガイダンスがなされ、期間中には学外での 1 泊 2 日のオリエンテーション・キャンプも実施して学生や教職員との交流を深め、1 年次の履修計画を練る。2 年次以上の学生には同じくオリエンテーション期間に学務、教職課程、学生生活、演奏活動からのガイダンスが実施され、特に 4 年次生には専任教員全員が出席して単位の履修確認及び 4 年次の履修計画の点検作業を綿密に行う。前期及び後期の授業開始 1 週間は、履修相談コーナーを設けて教員と職員で学生の指導にあっている。日々の学習に対しては学習支援アシスタント制度があり、大学院生が授業外で外国語、音楽史、音楽理論、ソルフェージュ等の学習相談に応じる。また専任教員には一人ひとりオフィスアワーの時間も設けられ、学习上分からない点等質問に応じてきめ細かく指導する。それに加え平成 21(2009)年度よりホームルーム担任制が設けられ、クラス担任と学生が毎月 1 回集まって学習や授業、大学行事、学生生活、演奏会、進路等について意見を交換する。TA (Teaching Assistant) の制度も平成 5(1993)年度から導入され、博士後期課程に在籍する学生が専任教員指導のもとに、副科実技や楽書講読等で学部生や修士課程の学生を指導する。

こうした取組みにも関わらず、近年、不登校や中途退学、卒業延期となる学生が増えている。そこで学事部学生生活から全教員に対し、出席状況が不良あるいは様子が変わった学生の情報提供を求め、学生生活センター室に情報を集約し、授業担当者と連絡を取りつ

つ、学生指導を行っている。学生の中には入学後の新しい環境に馴染めず、健康や心身の不安を訴える学生も少なからずいるので、臨床心理カウンセラー（学生相談室）や看護師（保健室）が悩み事の相談に応じている。また退学について相談に来た学生に対しても、退学後2年以内ならば再入学のできる制度があることを伝えている。

学修及び授業支援に対する学生の意見を汲みあげる仕組みとしては、ホームルームでの意見聴取や個人面談のほか、自己評価・FD運営委員会が学期ごとに学生による「授業評価アンケート」を実施しており、授業担当教員はその結果を受け、授業改善（工夫）の取組みを含む「授業評価アンケートへの教員コメント」を提出し、学生ポータルサイト「each（イーチ）」で公表している。さらに卒業生アンケートも実施しており、教育課程全般に対する学生の意見を確認している。

### 【大学院】

大学院では、大学院担当教員と役職職員からなる研究科教育運営委員会と研究科委員会を定例で開催し、大学院生への学修支援及び授業支援対策を協働で行う。

大学院生に対するオリエンテーションは、主として研究科長と職員が実施し、学生一人ひとりの履修計画を点検する。大学院ではロヨラ国際交流基金を活用して積極的に留学生も受入れており、受験相談の段階から国際交流室長や学事部の入試広報・企画担当、学生生活担当、学務担当のそれぞれの職員が研究科長と互いに連携を取り、合格後もビザ取得や宿舍の確保及び日本語の指導等に尽力している。

以上、本学では教員と職員が協働して学修及び授業の支援にあたっており、その運用は適切に機能している。

□エビデンス集（資料編）【資料 2-3-1：授業相互参観について（ご案内）】【資料 2-3-2：授業観察票】【資料 2-3-3：2017(H. 29)年度「学生生活の手引き」pp. 13-15】【資料 2-3-4：2013年度後期 学習支援アシスタントについて（実施に関する申し合わせ）】【資料 2-3-5：音楽実技実習ティーチング・アシスタントの実施に関する内規】【資料 2-3-6：気がかりな学生について（連絡のお願い）】【資料 2-3-7：授業評価アンケート】【資料 2-3-8：授業評価アンケートへの教員コメント】

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援及び授業支援については、さらなる充実を求めて教員と職員の協働体制を引き続き進める。特に中途退学者を出さず、卒業まで学生を導けるよう、学生生活委員会を中心にさらなる支援の在り方を検討し、日本語に慣れない留学生には国際交流室を中心になお一層の支援体制を確立させる。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 《2-4 の視点》

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【学部】

1. 単位認定・成績評価

単位認定の基準については学則第 8 条及び学部・学科教育課程履修規程第 4 条に明確に定められている。また成績評価は学則第 7 条で秀・優・良・可・不可の 5 種とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とされ、さらに学部・学科教育課程履修規程第 22 条で各評語に対応する 100 点法での基準が示されている。

授業担当教員は各授業科目について、授業の目的・内容、到達目標、評価方法、テキスト・参考書、授業計画、準備学習（予習・復習等）、別途費用負担等をシラバスに明記し、責任をもって各自が作成したシラバスに沿って授業を実施している。なお本学では学業成績を総合的に判断する指標として平成 12(2000)年度から GPA 制度を導入し、GPA の得点分析により学生の学修到達度を把握し、年間履修単位の上限変更、ザビエル奨学賞や音楽文化学科奨学金の選考、卒業時の総代選考等に活用している。

2. 進級及び卒業認定

進級に関しては、本学では特に規程を定めておらず、原則として 4 年次まで進級する。成績優秀かつ大学院進学を希望する学生に対しては、学部 4 年次から大学院授業科目の履修を認めることにより、合計 5 年間で学士と修士の 2 つの学位を取得できる学部・修士との 5 年プログラムの制度もある。

卒業要件は学則第 12 条に定められ、学生便覧でも明示されており、教授会の議を経て学位が授与される。学生には年度はじめの履修ガイダンスで説明し、個別に履修相談と単位確認を行っている。成績優秀な学生については、早期に大学院などへの進学や社会での活躍の場を与えるために 3 年次修了時の卒業を認める早期卒業の制度も導入している。

本学では特色ある学修制度として授業科目の一部に「専門科目カテゴリー制」を設けている。音楽文化学科の「作曲研究」、「デジタル鍵盤楽器奏法研究」、演奏学科の「声楽研究」、「鍵盤楽器奏法研究Ⅰ」、「鍵盤楽器奏法研究Ⅱ」、「管弦打楽器奏法研究Ⅰ」、「管弦打楽器奏法研究Ⅱ」に適用し、これらの科目は試験の成績評価についても別に定めており、最終セメスターにおいて Bc（「標準的な知識や技術を修得し、創作や演奏を行う」又は「総合的な演奏表現を修得する」）以上のカテゴリー段階に到達していることを卒業要件に加えている。

なお本学入学前に他の大学又は短期大学等で取得した科目の単位認定については、学則第 9 条から 11 条に則って、60 単位を超えない範囲で認定が行われる。

3. 学位授与の方針

学位の授与にあたっては、教育目的を踏まえて卒業の認定に関する方針（ディプロマポリシー）を定め、学部全体だけでなく、音楽文化学科各専修、演奏学科各専攻ごとに明示

しており、大学のホームページに掲載して周知を図っている。

### 【大学院】

大学院の単位認定、成績評価及び修了認定は大学院学則（第7条、第8条、第13条）に明確に定められており、研究科委員会の議を経て学位が授与される。学部同様に授業担当教員はシラバスを作成し、GPA 制度も導入されている。大学院の卒業の認定に関する方針についても修士課程や博士後期課程の全体及び各専攻・各研究領域ごとに定められている。

図表 2-4-1 「音楽学部全体の卒業の認定に関する方針」

エリザベト音楽大学音楽学部は教育目的として「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」を掲げ、卒業時まで身に付けるべきこととして以下のことが求められる。

- (1)カトリシズム（普遍性）の精神に基づき、幅広い教養・専門教育をとおして、自分を高め、「他者のために生きる」人となる。
- (2)音楽芸術および音楽教育に関する理論、技能および実践の教授研究により、真に芸術を愛し「美」の追求に真摯な人となる。
- (3)平和を愛し、地域社会および国際社会、とりわけアジア地域に貢献する人となる。

図表 2-4-2 「大学院音楽研究科修士課程全体の卒業の認定に関する方針」

エリザベト音楽大学大学院は、単なる専門知識と技術の教授のみでなく広く豊かな一般の教養を養い、深遠なる音楽性の育成を目指したカリキュラムを編成し、文化の進展に寄与する。

大学院に2年(優れた研究業績を上げた学生は1年)以上在学し、所定の単位修得後、修士論文(又は、これにかわるもの)の審査に合格した学生には、修士(音楽)の学位を授与する。

図表 2-4-3 「大学院音楽研究科博士後期課程全体の卒業の認定に関する方針」

エリザベト音楽大学大学院は、単なる専門知識と技術の教授のみでなく広く豊かな一般の教養を養い、深遠なる音楽性の育成を目指したカリキュラムを編成し、文化の進展に寄与する。

大学院に5年(修士課程修了者は2年の在学期間を含み、優れた研究業績を上げた学生はこれを短縮することができる)以上在学し、所定の単位を取得後、博士論文(又は、修了リサイタルと博士論文、修了作品演奏会と博士論文)の審査に合格した学生には、博士(音楽、又は音楽学)の学位を授与する。

以上、学部、大学院ともに単位認定、卒業・修了認定等の基準は明確に定められており、適切に運用されている。

□エビデンス集（資料編）【資料 2-4-1：エリザベト音楽大学学則第7、8、9、11、12、28条】【資料 2-4-2：学部・学科教育課程履修規程第4、22条】【資料 2-4-3：エリザベト音楽大学大学院学則第7、8、13、14条】【資料 2-4-4：エリザベト音楽大学の GPA について】

【資料 2-4-5：学部との5年プログラム規程】【資料 2-4-6：早期卒業に関する規程】【資料 2-4-7：エリザベト音楽大学2017年度カテゴリー制の概要】【資料 2-4-8：カテゴリー制成績評価について】【資料 2-4-9：エリザベト音楽大学ホームページ「3つの方針」】【資料 2-4-10：エリザベト音楽大学ホームページ「大学院の3つの方針」】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、卒業・修了認定等の基準は明確に定められており、現時点においては改善・向上の方策を講じる必要性は認められないが、今後も定期的に点検をし、必要に応じて改善を図る。本学独自の特色ある学修制度としての専門科目カテゴリー制については、これまで数度の改訂を経て定着してきたが、今後も継続して点検をしてよりよいものに導く。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

1. 教育課程内の取組み

平成 22(2010)年度より、教養学科目を改定し、キャリア支援科目の必修化を行った。「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」（各 1、2 年次必修）では、各自のキャリアについて振り返り、就職意識を醸成し、コミュニケーション能力向上を図る。「キャリア教育Ⅲ」（2～4 年次選択）では、教育関係施設又は音楽産業でのインターンシップを実施している。平成 28(2016)年度インターンシップは図表 2-5-1 のとおり行われた。「情報機器演習」（1 年次必修）は、大学入学直後にパソコン操作の実習を行う。「日本語表現Ⅰ」（2 年次必修）では、日本語検定 3 級取得を目指し、日本語能力向上を目的とする。

図表 2-5-1 「インターンシップ先及び参加人数」

実施場所	広島市立竹屋保育園	聖母幼稚園	広島市立竹屋小学校	広島市立幟町小学校	広島市立幟町中学校	(株)篠本照明	(株)カワ楽器製作所
人数	2	2	2	2	1	1	3

広島交響楽団	(株)ホームテレビ	広島県警察署	福山市役所	広島日野自動車(株)	ユー・ジーンプランニング	合計
3	1	3	1	1	1	23

図表 2-5-2 「ボランティア（大学生による学校支援活動）参加人数」

実施場所	広島市立竹屋保育園	聖母幼稚園	広島市立竹屋小学校	広島市立幟町小学校	広島市立幟町中学校	合計
人数	1	1	6	4	17	29

本学では、教職課程の単位を履修し、各種の実習を修了することにより幼稚園教諭一種免許状、中学・高等学校教諭一種免許状（音楽）、玉川大学通信教育課程との併修による小

学校教諭二種免許状が取得可能である。教職課程の履修では、単に単位を取得するだけでなく、教員として精神面での成長のために担当教員は様々な指導・助言を授業外でも与えている。「教師論」(1年次教職必修)では小学校実習体験を行うが、これ以外にも教育ボランティア等を実施しており、学生のキャリア形成において有効な手段とし、積極的に参加を呼びかけている。平成28(2016)年度ボランティアは図表2-5-2のとおり行われた。

## 2. 教育課程外の取組み

就職・進路に対する相談・助言を行う体制として、平成20(2008)年度から学部3・4年次生全員、大学院修士課程1・2年次生全員に対して進路希望調査票をもとに個人面接を行い、キャリア意識の醸成、就職の意思確認及び進学希望調査を実施してきた。平成25(2013)年度にはキャリア支援室を開設。平成28(2016)年度には厚生労働省の国家資格キャリアコンサルタントの資格をもつ室長を配置して、キャリア支援に関するカウンセリング業務を開始した。新卒応援ハローワークとの連携により、求人情報の提供、履歴書の書き方、面接対策などの実務指導も行っている。また同時に平成28(2016)年度からキャリア支援の体制として学内にキャリアサポート委員会を設置し、在学生の進路を積極的に支援する体制を整えた。

教職を志望する学生のためには教職資料室を設置して、教員採用試験の過去問等の資料を閲覧できるようにした。学生有志による採用試験の自主的な勉強会も行われている。平成29(2017)年度より、採用試験講座・模試で実績のある協同出版株式会社の講師を招き、特別講座を開講して、試験対策のサポートを行う予定である。さらに教員採用試験1次合格者には、教職課程担当教員が2次試験対策の指導を念入りに行っている。

近年学校教員関係の採用状況については、毎年現役学生が教員採用試験に合格しており、臨時採用教員、非常勤教員として働く卒業生も増えている。教職課程担当教員と連携し、教職関係の就職情報を教養・教職主事に集約して、卒業生も含め、この分野への就職を希望する学生に対して情報を提供している。また保育士の資格取得を希望する学生のために保育士試験対策講座も実施し、実績をあげている。

大学院進学に対しては、大学院説明会を例年7月から8月に開催して、在学生の進学意欲を高める試みを行っている。大学院進学又は国内外への留学に関する進路指導は、実技あるいは論文指導を担当する教員が行う場合が多いが、留学経験がある教員、卒業生からの各種の情報提供も適宜行われている。

キャリア支援科目の必修化後、就職・進路支援を目的とし、キャリア支援関係のための説明会として、平成28(2016)年度では4月にカワイ音楽講師採用説明会、ヤマハ音楽講師説明会、6月に自衛隊音楽隊採用説明会、11月に本学卒業生や就職の内定した4年生を招いての学生生活進路オリエンテーション、広島県教員採用試験制度説明会等を行っているが、とりわけ卒業生や内定者を講師に招いた進路オリエンテーションについては、学生から評価を得ている。また2月には楽器の構造・分解・組立・修理について学ぶ管楽器リペア講座、ヤマハグレード試験対策講座を無料で実施している。

なお本学では保証人に対し毎年「エリザベト音楽大学に関するアンケート」を実施し、本学への要望等の意見聴取を行っている。その結果を10月に教育懇談会を開いて説明しているが、就職・キャリア支援に対する保証人の関心は高く、大学卒業後の進路について、

全体概況と本学の現状について丁寧に報告をしている。

以上のように本学では教育課程内に様々なキャリア支援科目を設けて指導・助言を行い、教育課程外でもキャリア支援室を中心として丁寧なキャリア支援を進めており、社会的・職業的自立に関する指導体制は十分に整備されている。

□エビデンス集（資料編）【資料 2-5-1：2017(H. 29)年度学生便覧 p. 18「全学共通教養学科目」】【資料 2-5-2：2017(H. 29)年度「学生生活の手引き」 p. 15「教職資料室・キャリア支援室」】【資料 2-5-3：エリザベト音楽大学ホームページ「最近の就職状況（過去 3 年間）」】【資料 2-5-4：エリザベト音楽大学に関するアンケート調査について（ご報告）】【資料 2-5-5：平成 28 年度教育懇談会資料】

### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

卒業後も音楽活動を継続させたいと願い、就職活動が遅れる傾向にある多くの学生に対し、本学ではキャリア支援室が中心となり、就職・進路に対する相談・助言を行う体制を整えてきた。利用者は年々増えており、カウンセリングの相談業務も充実してきたが、求人情報、産業界との連携、音楽大学としての進路（進学、留学）の拡充などの課題について今後さらに検討を進める。また学生の就業意識を高めるために、学生生活委員会、ホームルーム担任で情報を共有しながら、一人ひとりを大切にしながら継続的な支援を行う。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 《2-6 の視点》

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

#### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

##### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

##### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

教育目的の達成状況の点検・評価のため、定期試験での成績評価をはじめ、学修状況に関する各種の調査を行っている。

成績評価においては平成 12(2000)年度より GPA 制度を導入し、GPA の得点分析により学生の学修到達度を把握している。また、平成 13(2001)年度に本学の特色ある制度として導入した「専門科目カテゴリー制」も、個々の学生の学修状況及び目標達成状況の評価に活用している。学生一人ひとりの実力に合わせて段階的に学修を進めていくこの制度では、それぞれのカテゴリーに応じた学修目標を定めており、その達成状況を定期試験において点検・評価している。さらに、卒業時までには到達すべきカテゴリーを指定することで、教育目的の一定の達成レベルを確保する工夫も行っている。

授業評価アンケートでは、学生自身の学修姿勢及び授業の内容についてそれぞれ質問事

項を設け、選択式により回答させている。授業に対する意見や要望等の自由記述欄も設けており、匿名で担当教員に伝えるよう配慮している。学生ポータルサイトの導入に合わせて、平成 23(2011)年からは回答をコンピュータ上で行っており、それによって、担当教員への集計結果の速やかなフィードバックを可能にした。なお、アンケートへの回答を定期試験の成績発表・通知の条件とすることで、確実な回収を行っている。

その他、入学後及び在学中の調査として、平成 26(2014)年度より、全学年を対象に全国 49 大学が加盟する「大学 IR コンソーシアム」学生調査部会の作成による IR 調査を実施している。これは、一年生調査と上級生調査に分かれており、各学生の大学内外での勉強時間を含む学習状況、並びに、学習内容・学習環境等についての満足度、卒業後の進路に関する意識調査を行うものである。

さらに卒業時には、教育課程に対する学生満足度や学生生活についてアンケート調査を行っており、授業評価アンケートの結果とともに学生の主観的な学修意識を確認している。

資格取得状況、就職状況については、キャリア支援室を中心に把握を行っている。

このように、教育目的の達成状況の点検・評価方法については、本学独自の工夫を含め、適切に整備しており、また定期的に調査・分析を行っている。

□エビデンス集（資料編）【資料 2-6-1：授業評価アンケート】【資料 2-6-2：エリザベト音楽大学 2017 年度カテゴリー制の概要】【資料 2-6-3：IR 調査関連資料】【資料 2-6-4：卒業生アンケート集計結果】【資料 2-6-5：エリザベト音楽大学ホームページ「最近の就職状況（過去 3 年間）」】

## 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

上記の授業評価アンケートの結果は、各授業担当教員による学生に対するコメント公表という形でフィードバックし、次のセメスター以降における授業の改善に活かしている。授業等の学修指導等の改善は、さらに、FD の一環として教職員で行っている授業相互参観及び参観後に提出する授業観察票をとおしても行っている。

卒業時のアンケート及び IR 調査の結果は、専任教職員に公開するほか、教職員研修会でも取りあげて検討を行うなど、総合的な学修指導等の改善に向けてのフィードバックを図っている。

また毎年、学生による教育実習終了後に、実施状況並びに実習校からの評価等について教授会で報告し、次年度に向けた課題の確認等に役立っている。就職状況についても、同じく教授会で調査結果を配布・確認し、情報共有を行っている。

このように、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックは適切に行われている。

□エビデンス集（資料編）【資料 2-6-6：授業評価アンケートへの教員コメント】【資料 2-6-7：授業観察票】【資料 2-6-8：2016 年度教職員研修会資料】【資料 2-6-9：教育実習報告資料】

### (3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

授業評価アンケート、卒業生アンケート等の各種調査については、引き続き確実に実施するとともに、より適切な実態把握に向けて質問内容の見直し等を行う。また、調査の結果についても、分析と活用をさらに積極的に行っていく。

## 2-7 学生サービス

### 《2-7の視点》

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

#### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

##### (1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

##### (2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

##### 1. 学生生活全般

本学では、専門のカウンセラー2人（専任教員1人、非常勤カウンセラー1人）が対応する学生相談室を、夏季・冬季の休暇期間中を含め、毎週火・木曜日の9時30分から17時30分に開室している。相談は予約者を優先に行い、事前に申込票を提出する形を取っているが、予約者がいない場合は、直接訪問して相談することもできる。この相談室では、学生が大学生活の中で出会う様々な疑問、問題、悩み等について、自由な相談ができるようにしている。カウンセラーによる専門的な支援のほか、守秘義務を守りつつ必要に応じて学生生活センター室長、学生生活委員会とも連携を取り、学生にとって最善の支援を行うよう努めている。

保健室は土日を除く毎日9時30分から17時30分まで開室しており、看護師が学生の健康全般の悩みから怪我の手当て等を行い、学生生活をサポートしている。また平成29(2017)年度より、毎月第2水曜日に学校医による健康相談も行っている。

小規模大学のメリットを活かしたホームルーム制度も、学生生活の安定のために役立っている。各クラスに2人から3人の担任教員を置き、年間で定期的にホームルームを実施するほか、定期試験の前、及び成績発表時に個人面談を行い、学生一人ひとりの学修状況、健康状態、進路希望等、学生生活全般に関する事柄を把握している。この制度は、社会人、編入学・転入学の学生に対するきめ細やかな支援にも役立つものとなっている。学生に対する様々な厚生指導については、新入生のオリエンテーション・キャンプをはじめ、ホームルームでも注意喚起を行っている。

キャンパス・ミニストリー（Campus Ministry、キャンパスの教会）は、一人ひとりの出会いを大切にし、互いのタレントを活かしあって、創造的に奉仕を分かちあう場として設けられている。大学内にとどまらず、地域社会での活動の機会をも提供している。キリスト教に関する書籍、視聴覚資料、写真集、新聞、雑誌を置き、月曜日から金曜日に開室している。大学行事のミサの準備、聖書を一緒に読む活動、キリスト教入門講座、ボランティア活動等の紹介をとおして、建学の精神に基づく学生の教育を精神面からサポートする

役割を果たしている。

## 2. 奨学金

本学は、学生生活の支援のために多種多様な奨学金制度を整え、学生に対する手厚い経済的支援を行っている（図表 2-7-1）。本学独自のこれらの奨学金制度は、貸与ではなく給付を行っているところに特徴をもつ。

図表 2-7-1 「本学独自の奨学金制度」

<b>ザビエル奨学賞（対象：学部・大学院修士課程）</b>
特待生制度。授業料の一部が給付されるとともに、賞状が授与される。学部生は原則として各学年 4 人程度。審査基準：1 年次は、入学後最初のセメスターの GPA が 3.0 以上（追再試がないこと）、2 年次以上は、前年度の GPA が 2 セメスターとも 3.0 以上（追再試がないこと）、また、直前の学期の主たる学科目のカテゴリ別試験が 2 年次は Da、3 年次は Cc、4 年次は Cb 以上。学生生活に対する姿勢（学校行事への参加度、生活態度）等の人物評価も行われる。大学院修士課程の学生に対しては各学年 2 人程度で、成績の上位者が選考される。
<b>教員養成奨励奨学金（対象：学部・大学院）</b>
複数の学校種の教育職員免許状を取得する場合に奨学金を支給し、卒業・修了後に教育界に貢献できる人材の養成を目的とする。審査：前年度までの学業・品行とともに優秀な者の中から、教育職員免許状の申請を行う最終学年の前期開始時に決定する。
<b>エルネスト・ゴージェンス奨学金（対象：学部・大学院）</b>
秀でた音楽家・研究者の育成を目的としたもので、本大学に学ぶ優秀な学生のうち、国内外において研修を行うことが各自の音楽研究に資すると認められる場合、選考のうえ奨学金が支給される。応募時期は 4 月。審査：書類審査（必要に応じて実技審査）及び面接によって 5 月に決定。支給金額：6 か月未満の短期研修の場合は 50 万円を上限とし、6 か月以上の長期研修の場合は 100 万円を上限とする。
<b>初年度奨学生奨学金（対象：学部）</b>
音楽文化学科の各専修が求める高い能力と資質をもつ志願者を対象に特別選抜入学試験を行い、その成績に応じて学費を減免する。
<b>音楽文化学科奨学金（学部：学部）</b>
音楽文化学科（作曲、デジタル鍵盤楽器を除く）の学生を対象に、試験などの成績に応じて学費を減免する。
<b>専門科目奨励賞（対象：学部）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門科目カテゴリ別試験において Sa 以上の評価を受けた学生は授業料及び施設維持費が全額免除、Sb は半額免除、Sc は 1/4 が免除される。（なお、Aa 以上の学生は、他の学業成績を考慮したうえで、指導教員及び研究科長の指導のもと、大学院の授業及び特別授業を受講することができる。）</li> <li>・特別奨学生（A0 特別選抜入学生）：入学試験結果により、一定基準以上の特別な才能があると判定された場合、1 年間の授業料及び施設維持費が全額免除される（入学金を除く）。この成績に次ぐ優秀者に対しては、授業料及び施設維持費が半額免除される（入学金を除く）。</li> <li>・アーティスト 21 特別奨学生（高校 2 年修了飛び入学生）：作曲、デジタル鍵盤楽器、声楽、鍵盤楽器、管弦打楽器 専攻生対象。入学試験結果により、一定基準以上最優秀者には、1 年間の授業料及び施設維持費が全額免除される（入学金を除く）。この成績に次ぐ優秀者に対しては、授業料及び施設維持費が半額免除される（入学金を除く）。</li> </ul>
<b>初年度奨学生奨学金（対象：学部）</b>
音楽文化学科の各専修が求める高い能力と資質をもつ志願者を対象に特別選抜入学試験を行い、その成績に応じて学費を減免する。
<b>音楽文化学科奨学金（学部：学部）</b>
音楽文化学科（作曲、デジタル鍵盤楽器を除く）の学生を対象に、試験などの成績に応じて学費を減免する。

## エリザベト音楽大学

<b>海外研修奨励賞（対象：学部）</b>
海外における演奏系及び作曲、創作即興演奏のサマースクール、語学研修に参加する旅費の一部を授与する（専門科目カテゴリーがS又はAa以上1～2人）。
<b>兄弟姉妹学生支援奨学金（対象：学部・大学院）</b>
兄弟姉妹が在学生の場合（院を含む）、2人目から学費を半額とする。対象となる者は、大学院、学部をとおして学年の下の学生。なお、奨学金となる学費は、卒業要件単位分とし、教職課程履修のために必要な単位又は実習費及び自由科目は含まない。
<b>卒業生子女奨学金（対象：学部・大学院）</b>
卒業生の子が入学する場合、初年度の施設維持費を免除する。
<b>遠隔地帰省支援奨学金（対象：学部）</b>
中国地方5県以外の遠隔地に帰省する在学生に対して、年3回帰省（夏季休業、冬季休業、春季休業）往復旅費の半額を補助する。対象区間はエリザベト音楽大学から自宅最寄駅まで。往復旅費はJR（自由席、往復割引、学割使用）又は航空運賃（割安運賃適用）のいずれか低額の運賃が適用となり、長距離バスを利用する場合も適用する。ただし、学業や学生生活に問題がみられる場合は中断する。
<b>大学院進学支援奨学金（対象：大学院進学生）</b>
エリザベト音楽大学を卒業後、本学大学院に進学する者は卒業年次を問わず、入学金を免除する。
<b>大学院特別奨学金（対象：大学院）</b>
エリザベト音楽大学を卒業後、本学大学院に進学する成績優秀者に、授業料及び施設維持費の合計額の半額を免除する。原則2人。
<b>エリザベト音楽大学国際音楽セミナー奨学制度（対象：学部・大学院）</b>
本大学が主催する「国際音楽セミナー」に参加する本学学生の受講料を補助する。セミナー受講生から優秀者を選び、賞状及び副賞を授与する。
<b>エリザベト奨学金（対象：学部）</b>
家庭の経済的な事情の急変のために、学業の継続がとても難しい状況になった学部生は、個々の事情に応じた金額の援助（給付）を受けることができる。
<b>イエズス会使徒職支援基金による奨学金（対象：学部・大学院）</b>
設立母体であるイエズス会の教育理念を本学の教育活動において実現することに資するボランティア活動、演奏・教育・研究活動、あるいは奨学費他の目的で支給する。
<b>エリザベト音楽大学学資ローン制度（対象：学部・大学院）</b>
本学が推薦した学生について、金融機関が学生本人に学費を直接貸出する学資ローンで、借入に対し、大学が保証する。自ら学費を借入れ、責任を負うことで、学費の重み、大学に学ぶ意味を改めて考え、自立の精神を培ってもらうこともねらいとしている。在学中は利子のみの支払いとなり、卒業後、返済する仕組みとなっている。成績優秀者に対しては、本人の申請に基づいて審査し、在学期間中の各学年度末に1年分の利子を、奨学金として給付する。
<b>ロヨラ国際交流基金による奨学金（対象：学部・大学院）</b>
本大学に留学している外国人の大学院生対象の奨学金や国際交流を目的とする本大学教職員・在学生・卒業生の企画事業に対する助成のための奨学金。
<b>新人演奏会奨学金（対象：学部）</b>
読売新人演奏会、中・四国新人演奏会に出演する学生に対し、伴奏者も含め、旅費の一部を支給する。
<b>学習支援アシスタント奨学制度（対象：大学院）</b>
成績優秀な大学院生（修士課程）が学部生への全般的な学習支援（外国語、音楽史、音楽理論、ソルフェージュ）を行うことにより、学費援助を受ける制度。

### 3. 学生の課外活動等への支援

大学が公認した研究会活動に対しては、毎年、活動経費（1団体上限70,000円）を補助している。

学部学生全体の連携組織である学生会に対しては、同会が主体となって実施する大学祭及びクリスマス・パーティー等の実施に際して、施設・管理面の援助、学年暦上の配慮を行っている。

また、学生の演奏や作曲及び論文執筆活動を一層盛んにするため、学長による表彰制度を設けている。

このように、本学では、学生生活全般に関するものから経済支援に関するものまで、各種の学生サービスを適切に行っている。とりわけ、奨学金等による経済支援については、特に充実した制度として機能している。

□エビデンス集（資料編）【資料 2-7-1：エリザベト音楽大学学生相談室ごあんない】【資料 2-7-2：2017(H.29)年度「学生生活の手引き」】【資料 2-7-3：個人面談用紙】【資料 2-7-4：学生相談室、保健室の利用状況】【資料 2-7-5：エリザベト音楽大学奨学金制度一覧表】

#### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生生活全般に関する学生の日々の意見・要望を把握するために、前述のホームルームの時間や個人面談が活用されているほか、学生会と学生生活委員会が意見交換を行うなど、日常業務として学事部学生生活窓口等が機能している。ホームルームで出された要望や質問については、関係部署で検討を行い、その結果を翌回以降のホームルームで学生に伝えるほか、学生ポータルサイトにも掲示してフィードバックを行っている。要望等の内容及び性質によっては、学生生活委員会、学務・入学試験委員会、学科会議、教授会等で審議し、解決を図っている。ホームルーム担任による面談で用いた記入用紙は、学科長補佐、学科長、学部長、学生生活センター室長で回覧し、状況認識の共有に役立てている。特に気になる学生については、成績判定時の教授会等でも取りあげ、対応の仕方についての協議も行っている。これらに加えて、卒業生アンケートも、全般的な学生の意見・要望の把握、分析のために活用している。

このように、本学では、学生生活全般に関する学生の意見・要望を把握するため、様々なシステムを設けており、それらを適切に活用することによって、きめ細やかな対応と改善の努力を行っている。

□エビデンス集（資料編）【資料 2-7-6：ホームルームでの学生の意見・要望への回答例】

#### (3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

小規模大学ならではのメリットを活かし、学生生活全般の安定のために、ホームルーム制をはじめとする学生一人ひとりに目を配った支援を、今後も丁寧に行っていく。本学で特に力を入れている奨学金等による経済支援についても、近年の厳しい社会的経済状況を

鑑み、よりきめ細やかな制度等の検討を行い、さらなる充実を図っていく。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 《2-8の視点》

#### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

#### 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

#### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

##### (1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

##### (2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の専任教員は、それぞれの専門分野に応じて音楽文化学科又は演奏学科のいずれかに配置され、大学全体及び各学科の教育目的の実現を目指した教育を実践している。

本学において大学設置基準第 13 条に照らして必要とされる専任教員数は、音楽文化学科で 5 人、演奏学科で 7 人であるが、それに対し実際の専任教員の数は、音楽文化学科で 15 人、演奏学科で 16 人となっており、いずれも、設置基準上必要とされる数を大きく上回っている。収容定員に応じて定められる大学全体の専任教員数についても、設置基準上必要とされる 18 人に対して、上記の両学科を合わせて 31 人を擁している。

これらの専任教員の職位は、音楽文化学科では 15 人中 6 人、演奏学科では 16 人中 5 人が教授であり、それぞれ設置基準上必要とされる教授の数（音楽文化学科 3 人、演奏学科 4 人）を満たしている。

なお、本学では上記の専任教員 31 人に加え、客員教授を含む非常勤教員も 109 人を採用している。これは、音楽大学の特性として 1 対 1 の個別実技指導の授業が多く、また器楽においては専攻の楽器種が多岐に及んでいること、さらに、学生が複数の教員の中から希望する教員を選択できるよう配慮をしていることに因っている。

専任教員の年齢構成については、20 代、30 代の教員が比較的少ないものの、40 代以降の各年代においては、概ねバランスの取れた配置となっている。

大学院音楽研究科については、学部の教員が大学院を兼ねており、教授 10 人、准教授 8 人、専任講師 6 人を置いている。博士後期課程はそのうち教授 9 人、准教授 7 人、専任講師 1 人が担当しており、いずれも、学位の種類及び分野に応じて十分な数の専任教員を適切に配している。

以上のように、本学では、教育目的及び教育課程に即した専任教員を十分に確保し、人数、年齢バランスともに適切に配置をしている。

エリザベト音楽大学

図表 2-8-1 「専任教員の状況」

2017年5月1日現在

学部・学科名	授与する学位	収容定員	専任教員					設置基準上必要専任教員		非常勤教員
			教授	准教授	講師	助教	計		うち教授	
音楽学部										118
音楽文化学科	学士(音楽)	90	6	5	2	2	15	5	3	
演奏学科	学士(音楽)	250	5	6	5	0	16	7	4	
大学全体の収容定員に応じて定める専任教員数								6	3	
計		340	11	11	7	2	31	18	10	118

図表 2-8-2 「専任教員年齢構成」

2017年5月1日現在

区分	年齢						計
	29以下	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	
教授				3	7	1	11
准教授			8	3			11
講師		4	3				7
助教	2						2
計	2	4	11	6	7	1	31

□エビデンス集（資料編）【資料 2-8-1：2017(H. 29)年度学生便覧 pp. 84-87「エリザベト音楽大学職員録」】【資料 2-8-2：エリザベト音楽大学大学院音楽研究科学生募集要項 pp. 6-7「担当教員一覧」】

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

1. 教員の採用・昇任等、教員評価

本学は「教員選考規程」、「教員資格審査委員会規程」、「教員資格基準に関する規程」、「大学院博士後期課程教員資格審査委員会規程」、「大学院修士課程教員資格基準に関する規程」、「大学院博士後期課程教員資格基準に関する規程」に則り、採用及び昇任は、理事会で決定された人事方針・計画に基づき、学長が当該諮問機関の議を経て行っている。採用は原則として公募で行うが、必要に応じて学内の教員の推薦を得て候補者案を作成する場合もある。

専任教員の採用に際しては、学長が選考委員を任命し、教員選考委員会が候補者の専門的な能力を判断して採用を選考する。学長が適当と判断した場合、選考結果を教授会に諮って確定し、その後、教員資格の審査を教員資格審査委員会（学部）に委嘱する。最終的に学長は理事会に内申し、理事会が採用を決定している。

昇任は、理事会で決定された人事方針・計画に基づき、学長が指名した候補者について、

教員資格審査委員会にて教育実績、研究業績、学内貢献、地域貢献、基準年数ほかを審査する。最終的には理事会にて総括的評価を行い、審査結果を決定している。

本学では平成 15(2003)年度よりすべての専任教員を任期制・年俸制で採用している。原則として 5 年間で 1 つの期間とし、再契約を可能としている。学長は教学及び法人の役職者とともに教員の評価を行い、法人による各年度の契約更新に際しては、当該教員の評価を活用している。評価の観点は一任の評価と同様の教育実績、研究業績、学内貢献、地域貢献ほかである。平成 27(2015)年度からは、毎年度の大学事業計画を考慮に入れて自らの目標を設定し、年度末に業績の自己評価と上位者による評価を行う評価システムの試行も始めた。

## 2. 研修、FD をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

研修、FD については、自己評価・FD 運営委員会ほかが計画を立案し、実行している。

講演会・討論会形式の FD は、平成 12(2000)年度より毎年 4 月はじめのオリエンテーション期間中に、専任教職員及び非常勤教員を対象に、大学創立者の名を冠した「ゴージェンズ記念講演」を開催し、建学の精神並びに大学の教育理念の基盤であるイエズス会教育への理解を深める機会としている。さらに年度途中においても、教職員を対象とした研修会を毎年実施している。

平成 21(2009)年度からは、教員が各自の授業の改善に役立てることを目的として、学内での授業相互参観も開始し、対象の授業と教員を順次拡大してきた。現在では、年間に前期と後期それぞれ約 1 か月間の授業相互参観期間を設けて全専任教職員及び非常勤教員数名の授業・レッスンを公開しており、専任教員はもとより専任職員も全員が、各期につき 2 回以上の参観を行っている。平成 22(2010)年度からは、参観者による授業観察票の記入も行っており、自己評価・FD 運営委員会に提出された後、参観を受けた授業担当者に渡している。

さらに、学生による「授業評価アンケート」(学部は平成 12(2000)年度より、大学院は平成 11(1999)年度より実施)も、教員の資質・能力向上につなげる取組みの一環として行っている。授業担当者は、その結果を受け、学生に対するフィードバックとしてコメントを公表するとともに、次期セメスターの授業における改善に活かしている。学長、学部長及び研究科長は、すべての教員の評価結果を見ることができ、教員に対する指導・助言にも活用して、学部・大学院の教育研究の改善に役立てている。

このほか、教員及び職員のための研修の機会として、広島県大学フォーラム、教育ネットワーク中国主催セミナーをはじめ、学外で行われる各種セミナー等も積極的に活用し、毎年複数の教職員が参加している。また、平成 27(2015)年度からは、本学の教育の特色でもあるグレゴリオ聖歌の最新の研究動向を理解するため、国際グレゴリオ聖歌学会ドイツ語圏支部主催で行われるグレゴリオ聖歌解釈基礎講座に、専任教員 1 人を年 2 回派遣している。

実技系(作曲を含む)の教員については、毎年数回開催される「エリザベトコンサートシリーズ」(企画・運営:演奏教育研究委員会)を、学内における研究成果の発表及び能力向上のための研鑽の場として活用している。また、大学院公開講座として行われる国内外の著名音楽家による公開レッスンは、教員にとっての教授法に関する FD の機会ともなっ

ている。

毎年1回発行している『エリザベト音楽大学研究紀要』（編集・発行：図書館運営・研究紀要等編集委員会）には、論文、研究ノート、実践報告、作品等を掲載しており、理論系の教員を中心に、日頃の教育・研究活動の成果を発表する場として、資質・能力向上に役立てている。

以上のように、本学での教員の採用・昇任、評価等は適切に運用されており、研修・FDについても、様々な積極的な取組みのもと、教員の資質・能力向上を図っている。

□エビデンス集（資料編）【資料 2-8-3：教員選考規程】【資料 2-8-4：教員資格審査委員会規程】【資料 2-8-5：教員資格基準に関する規程】【資料 2-8-6：大学院修士課程教員資格審査委員会規程】【資料 2-8-7：大学院修士課程教員資格基準に関する規程】【資料 2-8-8：大学院博士後期課程教員資格審査委員会規程】【資料 2-8-9：大学院博士後期課程教員資格基準に関する規程】【資料 2-8-10：任期付教員任用規定】【資料 2-8-11：業績評価表】【資料 2-8-12：自己評価・FD 運営委員会 2016 年度議事録】【資料 2-8-13：ゴーセンス記念講演資料（2016 年度、2017 年度）】【資料 2-8-14：2016 年度教職員研修会資料】【資料 2-8-15：授業相互参観について（ご案内）】【資料 2-8-16：授業観察票】【資料 2-8-17：授業評価アンケート】【資料 2-8-18：授業評価アンケートへの教員コメント】【資料 2-8-19：グレゴリオ聖歌短期研修報告書】【資料 2-8-20：2016 年度エリザベトコンサートシリーズ開催状況】【資料 2-8-21：『エリザベト音楽大学研究紀要 XXXVII』（2017）】

### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

エリザベト音楽大学では、建学の精神に明確に示されているように、創立期から教養教育を非常に重視してきた。前文には次のように記されている。「(略) それゆえ、深く音楽芸術に関する理論及び技能を教授研究するとともに、広く知識を授け、良識ある音楽家を育成することを旨とする」。さらに第2項には、「本大学は、カトリック・イエズス会の教育方針に従い、一般教育科目及び外国語科目にも力を注いでいる。」と、教養教育を重視すべきことが明記されている。

本学では、教養教育を行うための組織として教養教育委員会を置いており、教養教育を担当する専任教員の中から学長により任命を受けた者が委員となり、教養教育全般について協議・検討を行っている。同委員会の責任者として任命されている教養・教職主事は、学長、学部長、研究科長、両学科長及び学科長補佐ほかから構成される学務・入学試験委員会の委員でもある。学務・入学試験委員会は学部全体の教務及び入学試験に関する事項を審議する機関であるが、教養・教職主事が加わることにより、教養教育委員会で協議・検討した事項について、全学レベルで再調整や検討を行うことが可能となっている。

このように、本学での教養教育実施のための体制は適切に整備されている。

□エビデンス集（資料編）【資料 2-8-22：教養教育委員会規程】【資料 2-8-23：2016 年度教養教育委員会議事録】

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

教員の確保と配置については、引き続き、教育目的及び教育課程に即した適切な状態の維持に努める。教員の評価においては、平成27(2015)年度から試行を始めた評価システムの検証を含め、今後も効果的な運用を目指す。教員の研修・FDについては、ゴーセンス記念講演、教職員研修会、授業相互参観等のこれまでの取組みを継続するとともに、内容の一層の充実を図る。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1. 校地

本学の校地は幟町キャンパス（広島市中区幟町）4,890 m<sup>2</sup>と西条キャンパス（東広島市西条町田口）35,895 m<sup>2</sup>からなっており、あわせて40,785 m<sup>2</sup>の校地面積を有しており大学設置基準を満たしている。

図表 2-9-1 「幟町キャンパス周辺地図」



- ①JR 広島駅南口から徒歩約 12 分
- ②市内電車またはバス「銀山町」下車、徒歩約 4 分
- ③アストラムライン「県庁前」下車、徒歩約 15 分

## エリザベト音楽大学

幟町キャンパスは JR 広島駅、広島市内中心部のいずれからも約 1.3 km に位置し、学生の通学に便利であるだけでなく、各種専門分野教育研究活動、演奏会開催等すべての面において優れている。西条キャンパスは JR 広島駅から山陽本線とバスを乗り継いで約 50 分のところにある。自然豊かな校地に、運動場、体育館（実習ホール）、教室、実習室（レッスン室）があり、学生の合宿所としても使われている。また、両キャンパスは付属音楽園の施設としても活用されている。

図表 2-9-2 「校地の面積」

区分	面積 (㎡)	設置基準上必要な面積 (㎡)	在学生ひとり当たりの面積 (㎡)	備考
校舎敷地	32,506	3,400	176.3	借用地 872 ㎡
運動場用地	8,279			
小計	40,785			
その他	637			学生寮用地
合計	41,422			

### 2. 校舎

本学の校舎は幟町キャンパス 11,901 ㎡と西条キャンパス 1,596 ㎡からなっており、あわせて 13,497 ㎡の校舎面積は、大学設置基準上必要な面積 4,039 ㎡を満たしている。

図表 2-9-3 「校舎の面積」

区分	面積 (㎡)	設置基準上必要な面積 (㎡)	主な施設設備
本館	1,241	4,039	学生用ロッカー室、保健室、楽器庫、学生生活センター、キャリア支援室、就職・教職資料室、学生会室、講師控室、会議室、理事長室、監事室、聖堂、同窓会室、レッスン室、研究室
1号館	2,629		セシリアホール、アンサンブル室、マリンバ練習室、レッスン室、練習室、音楽園講師控室、楽器庫、研究室
2号館	4,150		エントランスホール、ザビエルホール、アンサンブルホール、教室、研究室、レッスン室、練習室、電子音楽スタジオ、図書館、キャンパス・ミニストーリー、学生相談室、オルガン室、＜音楽家の耳＞トレーニング研究所、デジタル鍵盤楽器室、予約コーナー
3号館	1,834		事務室、学長室、会議室、応接室、図書館、教室、レッスン室、パソコン実習室、研究室
4号館	1,639		学生控室、教室、演習室、練習室、図書館、院研究室
旧神父館	408		ゼミ教室、自習室、レッスン室、職員控室、研究室
幟町校舎小計	11,901		
西条校舎1号館	1,399	4,039	体育館（実習ホール）、教室、事務室、シャワー室
西条校舎3号館	125		実習室
西条校舎5号館	72		特別教室
西条校舎小計	1,596		
合計	13,497	4,039	

### 3. 女子学生寮

本学では、遠隔地出身の女子学生の利便性を考慮し、幟町キャンパスから約 300mの川沿いの景観に恵まれた環境のよい場所に、24 時間常駐の寮母を置いた女子学生寮（セシリアホーム）を設置している。学習机、ベッド、整理棚、洗面台を備えた個室と 9 室の防音練習室を備えており、全館冷暖房の完備、自室での無線 LAN 対応など、快適な居住環境を整えている。幟町キャンパスから徒歩約 3 分と近いため、寮生は寮で昼食を取ることができる。安全面の配慮においても、防犯カメラ及び玄関への電磁錠の設置など、十分な対応を行っている。

図表 2-9-4 「女子学生寮概要」

住所	広島市中区橋本町 1-2
建物	鉄筋コンクリート 9 階建
入寮定員	90 人
入寮費	150,000 円
寮費	月額 79,000 円（8 月、3 月は、休暇時につき月額 66,000 円） 2017 年度の閉寮期間：8 月 8 日～16 日、12 月 26 日～1 月 3 日 年額 922,000 円（税込） 食事は 3 食付き（ただし 日・祝日は朝食のみ） その他、自室の電気料金は毎月使用分を徴収
寮室設備	全室個室、エアコン・ベッド（収納引出し付）・クローゼット・机・椅子・洗面台 設置
寮内施設	食堂、浴室、シャワー室、洗濯室（アイロン）、乾燥機、自炊コーナー、図書室、小聖堂、各フロアに談話室、練習室 9 室（アップライトピアノ設置（使用料無料）7：00～22：30 まで使用可）、インターネット設備

### 4. ホール、教室、練習室等の教育研究設備

#### (1) セシリアホール（幟町キャンパス 1 号館 205 大教室）

音響的に優れた座席数 726 のセシリアホールは、ステージ正面にパイプオルガン（ドイツ・クライス社製：パイプ数 2,740 本）を設置している。また、フルコンサートグランドピアノ 2 台（スタインウェイ社製、ベーゼンドルファー社製各 1 台）を有しており、大教室として大学の授業、卒業試験等に使用するほか、定期演奏会、学内演奏会、卒業演奏会、教員の研究発表、付属音楽園の発表会にも活用している。これらに加えて、吹奏楽発表会、学会等での利用など、地域社会のニーズにも十分に答え得るものとなっている。平成 28 (2016) 年度には舞台拡張を行うとともに、照明機器についても全面的に LED 化を行った。

#### (2) ザビエルホール（幟町キャンパス 2 号館 316 大教室）

幟町キャンパス 2 号館 3 階にある座席数 190 のザビエルホールにはグランドピアノ 2 台（スタインウェイ社製）、チェンバロ（モモセハーブシコード社製）、可動式照明やスクリーンを設置している。このホールは演奏者の息使いを近くで感じられる室内楽に最適であり、加えて、授業や定期試験、発表会、研究発表、公開講座等にも有効に使われている。平成 23 (2011) 年度には音響設備の改修、平成 27 (2015) 年度にはホール入口の二重扉化による防音機能強化を行うなど、設備機能の改善にも努めている。

#### (3) 練習室、レッスン室ほか、音楽大学としての特徴的な施設設備

練習室は合計 59 室（うち大学院生用 8 室）あり、46 室にピアノを置いている。いずれ

も平日は7時から、日祝は8時から、それぞれ閉門15分前の20時45分まで無料で利用できる。利用にあたっては、本学独自のシステムを入れた予約コーナーのパソコンから自由に予約ができる。このほか、打楽器練習室及びマリimba練習室各1室、パイプオルガン室5室、デジタル鍵盤楽器室5室、チェンバロを入れた演奏資料室、また電子音楽関係機材等を設置した電子音楽スタジオ1室がある。

全部で28あるレッスン室には31台のグランドピアノ（7室にはグランドピアノ2台を設置）を置いており、このほか、1号館4階には打楽器等の大音量に対応するアンサンブル室、2号館9階には、吹奏楽をはじめ様々なアンサンブルに対応する、天井が高く開放感のある120人収容可能なアンサンブルホールがある。なお、これらのレッスン室等は、空き時間を学生の練習にも使えるようにしている。また、ほぼ全ての教室にグランドピアノまたはアップライトピアノと視聴覚機器を設置している。

幼児音楽教育演習室（4号館3階）は、幼児音楽教育専修の学生向けにモンテッソーリ教具及びオルフ楽器を備え、様々な演習が行えるよう配慮している。

保有の楽器台数と内訳は次のとおりである。個人的に所有することが容易でない特殊楽器は楽器庫に保有し、日常的に学生に貸し出している。

図表 2-9-5 「楽器保有台数」

2017年5月1日現在

鍵盤楽器				管弦打楽器						合計
ピアノ	グランド	アップライト	その他	木管楽器	金管楽器	弦楽器	打楽器	和楽器	その他*	
78	72	7	22	69	53	38	92	12	64	507

注) その他\*にはオルフ楽器、幼児音楽教育楽器一式、オンド・マルトノを含む。

## 5. 図書館

幟町キャンパスには、2号館から4号館にまたがる4階部分に図書館を設置しており、本図書館の特色である充実した宗教音楽関係各種資料をはじめ、楽譜、音楽図書を中心とする和書及び洋書、国内外の音楽学術雑誌、参考図書資料、視聴覚資料等を所蔵している。開館時間は、平日は9時から16時50分、土曜日は9時から11時50分を基本とし、平均して年間約240日開館している。夏期休暇中には長期貸出しも行い、利用者の便宜を図っている。

蔵書数は、音楽資料を中心に、図書（49,634冊）、楽譜（56,226冊）、雑誌（国内外定期刊行物1,135誌）、視聴覚資料（16,555点）となっており、なかでも楽譜は、作曲家個人全集、楽譜叢書、オペラ全曲楽譜（特にヴォーカル・スコア）、現代音楽の楽譜の充実したコレクションを特色としている。また、学生・教員の利便性を鑑み、図書・楽譜の約70%を開架としている。新3号館竣工後は、電動移動書架の設置により、将来的な蔵書受入れのためのスペースも確保した。

平成25(2013)年度から所蔵資料のデータベース化及び図書システム導入に着手し、現在までに視聴覚資料を除くほぼ全ての資料のデータ化を完了した。これに並行して、パソコ

ンによるオンライン蔵書目録(OPAC)システムも構築し、学内LANに接続したパソコン(10台)からの館内資料の検索も可能とした。これらの検索・学修用パソコンからは、RILM(国際音楽文献目録)のオンライン・データベースも利用可能であり、学生や教員のための学術研究の環境を整えている。

#### 6. コンピュータなどのIT施設の整備

パソコン実習室にパソコン21台(うち1台は教員用)を設置し、パソコンを用いた実習授業で使用するほか、学生の日々の学修における自由な利用にも使えるようにしている。

平成21(2009)年度からは電子ポートフォリオ「マナ坊(まなぼう!)」及び学生ポータルサイト「each(イーチ)」を導入し、前者は、学修、音楽、ボランティア等の諸活動の記録の保存、教員や学生同士の情報共有・交換に、後者は休講・補講、学内行事等の通知のほか、成績照会等に活用している。平成29(2017)年度4月からは、いずれもスマートフォンからの閲覧・入力にも対応できるよう、システムの更新を行った。

本学ではさらに、平成26(2014)年度よりIC学生証・教職員証を導入し、学生の授業出欠管理に使用するほか、図書館での貸出し利用の認証や、セキュリティゲートの通過の際などに活用している。

#### 7. 飲食環境等の設備

幟町キャンパスは市内中心部に位置しており、周辺に飲食店、コンビニエンスストアが多数あるため学内に食堂を設けていないが、学生控室や中庭ベンチ、2号館6階バルコニー等飲食できるスペースを設け、キャンパス内2か所に自動販売機を、学生控室とその周辺に電子レンジ、給湯器等を用意し、学生の要望に応えている。

#### 8. 施設・設備の安全管理、メンテナンス

施設設備の安全性の確保は、電気設備、消防設備、エレベータ等の設備の保守管理を法令に基づき、計画的に実施している。建物の耐震についても、平成25(2013)年度に1号館屋根の耐震補強工事を実施した。また、築年数が最も古く、経年劣化が認められていた旧3号館についても平成27(2015)年5月より建替え工事を行い、平成28(2016)年8月に6階建の新校舎として竣工した。これにより、現在はすべての校舎の耐震基準をクリアしている。大学内のバリアフリー化についても、自動ドアの設置をはじめ、積極的に推進している。

避難訓練は、教職員・学生を対象に、法令に基づき毎年実施している。さらに、「緊急(災害)連絡網」を設け、災害発生時の通報連絡、避難誘導、消火等の役割分担を確認している。また女子学生寮においても毎年避難訓練を行っている。なお、本学では学内を全面的に禁煙としている。

AED(自動体外式除細動器)は幟町キャンパス2、西条キャンパス1、女子学生寮1とそれぞれに配置し消防訓練時に指導を受けている。また個人情報を含め、各種機密情報を管理する事務管理部門には平成20(2008)年度より警備保障会社と契約し、防犯システムを取入れ、セキュリティ強化に努めている。日中は職員が学内巡回を行い、学生生活の安全に注意を配り、夜間の防犯対策としては夜間巡回業務を外部に委託し、20時30分から23時

の間、警備員の学内巡回により事故防止等に取り組んでいる。

安全な学修環境保持のため、幟町キャンパス及び女子学生寮に防犯カメラを設置している（幟町キャンパス 16 台、女子学生寮 3 台）。そのほか、平成 28(2016)年度には構内駐輪場と図書館の出入りに IC 学生証・教職員証で通行可能なセキュリティゲートも設置した。

全体的な日常の管理運営は専任の技術職員が統括し、営繕業務を委託している業者と連携を取りながら、授業用機器機材等の設置や日常のメンテナンス等を支障なく実施している。特に音楽大学の特徴である楽器の管理には十分な配慮がなされ、学事部が委託業者と連絡を取り保守点検、調律、修繕を定期的に行い、学生の日々の学修や研究が円滑に行えるようにしている。学生が勉学・練習の疲れを癒せるよう、幟町キャンパスの中庭及び 2 号館 6 階にテーブルとベンチを設けている。学内に自然の緑を多く取入れ、その美しさを保つため、定期的に樹木の剪定を行っている。

また、清潔感あふれるキャンパスを目指し、外部委託業者による清掃を行っているほか、構内各所に分別ゴミ箱及び再生可能な紙類用の回収箱を設置するなど、教職員と学生たちによる環境への配慮にも取り組んでいる。

#### 9. 施設・設備等に対する学生満足度

施設・設備等に対する学生満足度については、年数回実施するホームルームや個別面談等の機会を活用して、学生の要望等の素早い把握と対応を行う体制を整えている。また、毎年年度末に実施する卒業生へのアンケートでは、施設・設備に関する内容も含む学生生活全般に関する詳細な質問を行い、総合的な学生満足度の把握を行っている。

以上のように、本学における教育環境については、計画的な管理運営に基づき、施設・設備の適切な整備と維持・改善を行っており、学修環境の整備についても、小規模な大学でありながら十分な配慮を行っている。

□エビデンス集（資料編）【資料 2-9-1：2017(H. 29)年度学生便覧 pp. 73-83「1. 大学本部構内見取図・教室等配置図」】【資料 2-9-2：2016 年度消防訓練実施資料、2017 年度消防訓練実施計画】【資料 2-9-3：2017 年度緊急(災害)連絡網】【資料 2-9-4：ホームルームでの学生の意見・要望への回答例】【資料 2-9-5：卒業生アンケート集計結果】

#### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

音楽大学である本学では、1 対 1 を基本とする音楽の個別実技指導のほか、授業内容により 1 人の教員が 2 人から数人の学生を担当する実技指導・アンサンブル指導も行っている。教養学科目や音楽理論等演習科目、専門科目、教職課程科目等のクラス授業においても、小規模単科大学という利点を活かして、1 クラス当たりの学生数は概ね 3 人から 60 人程度の規模に収められている。

これにより、本学での授業における学生数の管理は適切に行われている。

□エビデンス集（資料編）【資料 2-9-6：平成 29(2017)年度の履修者数別授業科目数一覧表】

### (3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

幟町キャンパスの施設のうち、平成 29(2017)年 5 月現在でそれぞれ築後 35 年、38 年が経過した本館及び 1 号館については、引き続き保守点検及び改修・改善を行うとともに、創立 75 周年にあたる平成 35(2023)年までに建替えの計画策定を行っていく予定である。また学内施設全般において、学生の要望も取入れながら、楽器の新規購入や買替え、情報機器の随時更新及び新規導入を行い、より快適な教育研究環境の整備・維持に努めていく。避難訓練等も、今後も継続して確実な実施を行っていく。

授業のクラスサイズについても、引き続き適切な状態を保つよう、注意を払っていく。

### 【基準 2 の自己評価】

本学は教育目的を踏まえ、学部及び大学院ともに入学者の受入れに関する方針を明確に定めて、入学試験を行っている。音楽学部の入学者減少に対しては、オープンキャンパスの拡充、高校生向けの授業公開、セシリアホールでの演奏体験、附属音楽園での本学教員による体験レッスン、高校へ出向いての出前授業、楽器店への広報強化、地方へ出向いての出張レッスン等、定員確保に向けて鋭意努力している。

教育課程については学部及び大学院ともに教育課程の編成及び実施に関する方針を明確に定めて、体系的な教育課程を編成し、「専門科目カテゴリー制」や<音楽家の耳>トレーニング等様々な教授方法の工夫・開発がなされている。

学修及び授業の支援については教員と職員が一致協働して適切な学生支援にあっており、単位認定、卒業・修了認定等についても学部及び大学院ともに、認定の基準は明確に定められ、適切に運営されている。

キャリアガイダンスについては教育課程内に様々なキャリア支援科目を設けて必修化し、教育課程外においてもキャリア支援室を整備して就職・進路に対する相談・助言を行うなど、社会的・職業的自立に関する指導体制は十分に整備されている。

教育目的の達成状況の評価については、本学独自の工夫を含めて適切に整備しており、かつ定期的に調査・分析を行っている。またその結果の教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けてのフィードバックも適切に行っている。

学生サービスについては、学生相談室、保健室等の整備に加えて、小規模大学ならではの特性を活かしたホームルーム制度の実施など、全般においてきめ細やかな支援を行っている。学生生活全般に関する学生の意見・要望についても、ホームルーム制度、学事部学生生活窓口、卒業生アンケート等をとおして随時把握に努めており、内容・性質に応じた関係部署や会議等での分析・検討結果の活用も、適切になされている。

教員の配置については、教育目的及び教育課程に即した専任教員が十分に確保され、人数、年齢バランスともに適切な状態を保っている。また教員の職能開発等についても、研修・FD を積極的に実施し、教員の資質・能力向上を図っている。

教育環境の整備については、教育目的の達成に必要な校地、校舎、諸設備等を十分に整備したうえで、それらが適切に運営・管理されている。授業を行う学生数についても、1 対 1 で行う実技指導はもとより、クラス授業においても、教育効果を十分にあげられるサイズがしっかりと維持されている。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 3-1 経営の規律と誠実性

##### 《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本法人は、エリザベト音楽大学の使命・目的を「建学の精神」によって明示し、これを達成するために、法人及び大学の管理運営体制を、学校法人エリザベト音楽大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）及びエリザベト音楽大学管理運営規則（以下「管理運営規則」という。）に定めている。

寄附行為では、理事会は学校法人の業務の最高議決機関であり、理事長は法人の代表者であると定めている。また、理事長の選任に関しても明確に規定され、理事の中から理事の互選により選出されるとしている。

理事については、定数を 5 人以上 7 人以内としており、選任条項により①1 号理事（本学学長）、②2 号理事（評議員から選任した理事）2 人以上 3 人以内、③3 号理事（学識経験者からの選任理事）1 人以上 2 人以内、④4 号理事（カトリック・イエズス会日本管区管区長推薦理事）1 人となっている。このうち第 4 号理事については、設立母体であるイエズス会との関係を強化するため、平成 25(2013)年に新たに設けたものである。現在では、理事総数は 6 人で全理事の中に法人の教職員以外の学外理事は 4 人である。

監事の定数は 2 人以上 3 人以内で、法人の教職員以外のもので理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する。監事現員は 2 人である。監事のうち 1 人は週 1 回勤務し、日常的な大学管理運営についても助言している。

大学内の管理運営体制については、管理運営規則に、学長をはじめとする役職及び教育組織、行政組織等の職務分掌と責任について定め、教学面での重要事項を審議する教授会・研究科委員会、協議会他各委員会についても定めている。

法人及び大学の使命・目的に沿った教育研究を実現するため、大学及び大学院の教育課程や学生に関しては学則・大学院学則等で定めている。

教職員の職務規律は就業規則を中心として定めている。特に就業規則にはその前文に、カトリックの理念と精神に基づく組織倫理を掲げている。また、教職員の採用時の誓約書や契約書上でも職務規律や倫理規範遵守に対する義務を明示し、署名・捺印を求めている。

また、ハラスメント防止ガイドラインや個人情報の保護に関する規程を定め、安全な環境を保持する努力を続けている。

このように、学校教育法及び私立学校法に基づき、経営の規律と誠実性を維持している。

□エビデンス集（資料編）【資料 3-1-1：学校法人エリザベト音楽大学寄附行為】【資料 3-1-2：エリザベト音楽大学管理運営規則】【資料 3-1-3：エリザベト音楽大学学則】【資料 3-1-4：エリザベト音楽大学大学院学則】【資料 3-1-5：エリザベト音楽大学ハラスメント防止ガイドライン】

### 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

大学の使命・目的を実現するために、平成 21(2009)年度に創立 60 周年を迎えたのを機に中期計画を策定し、このなかでエリザベト音楽大学の教育理念として「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」を明確にした。

創立 60 周年中期計画以降の様々な計画を顧みつつ、平成 24(2012)年度に専任教職員の各部署責任担当者からなる戦略会議を立ちあげた。教育理念に基づき 10 年後の本学のあるべき姿としてのヴィジョンを定め、戦略的大学経営と運営の策定を目指した。平成 25(2013)年度には、教育理念、ヴィジョンに基づいた戦略マップを作成し、平成 27(2015)年 5 月時点での目標数値を明確にし、これらを教授会・職員集会において専任教職員に説明し周知を図った。合わせて BSC（バランス・スコアカード）の手法を用いてこれに基づくアクションプランを立て、その実施に取り組んだ。

また、学生・教職員がそれぞれの立場において教育理念の遂行者となるよう意識改革を図り、ヴィジョンの実現に取り組んでいくため教育理念に直結した行動標語「音楽をとおして私が変わり 世界を良くする人になる」(I myself change through music to make the world better.) を定めた。行動標語は、大学案内、学生便覧、「学生生活の手引き」に掲載し、教職員・学生への浸透を図るとともに、広く学外へも発信している。

さらに、平成 28(2016)年には、新たに 10 年後を見据えた長期計画の検討を行った。長期計画には、基本理念として教育理念、ヴィジョン、行動標語を規範として行動することを掲げ、その実現に向けて具体的な目標を示している。

新任教職員に対しては研修会を実施するほか、年度はじめには全教職員を対象とした講演会を開催し、法人の使命・目的、大学の教育理念を全員で再認識するよう努めている。例年 5 月に開催する「大学案内説明会」では、非常勤教員も含めた教職員が大学の使命・目的、大学の現状と今後の戦略について情報の共有を図っている。

また、近年の教職員研修会のテーマの方向性が「大学の使命・目的に基づき、大学改革をどのように展開していくか」に集約されており、教職員一丸となって本学の使命・目的の実現に向けて努力している。

以上のように、本学の使命・目的の達成に向けて毎年度目標をたて、継続的に取り組んでいる。

□エビデンス集（資料編）【資料 3-1-6：エリザベト音楽大学創立 60 周年 中期計画】【資料 3-1-7：エリザベト音楽大学長期計画(2016 年度～2025 年度)】【資料 3-1-8：エリザベト音楽大学戦略マップ】【資料 3-1-9：行動標語ポスター】【資料 3-1-10：ゴーセンス記念講

演一覧、教職員研修会一覧】

### 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

教育の質の保証を担保するための関連法令の改正や制定に伴い、教育研究活動等の情報のホームページでの公表（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定）や、寄附行為変更（私立学校法第 45 条に規定）のほか役員の変更届等をその都度行っている。また私立学校法第 47 条に規定されている財産目録等の備付け及び閲覧についても誠実に実行しており、大学の学内諸規程は、大学の設置、運営に関連する法令に従い、適切に運営している。

□エビデンス集（資料編）【資料 3-1-11：エリザベト音楽大学ホームページ「教員一覧」】

### 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

安全な学修環境保持のため、警備保障会社と契約して防犯システムを導入し、学内 16 か所及び学生寮に防犯カメラを設置している。さらに、機械警備システムにより、大学正面玄関入口や事務室内に警報装置を設置し、休日及び夜間には警備保障会社の監視センターにより遠隔監視を実施している。幟町キャンパス 3 号館の建替え工事に合わせて、既存施設についても改修工事を行い、学生生活の安全性と利便性を向上させた。さらに、「危機管理規程」を定め、大学の安全体制を整備した。防火管理については、防火管理規程に基づき、毎年度防火・消防体制を組織し、緊急連絡網、学内消防設備配置図を配布して、学生も交えた学内一斉の消防避難訓練を実施している。AED（自動体外式除細動器）を幟町キャンパス内 2 か所と西条キャンパス、学生寮に設置し、定期的に学生、教職員を対象に使用方法に関する講習会を開催している。

環境への配慮として、クールビズの提唱や、特に 3 号館に LED（発光ダイオード）照明や人感センサーを採用し、節電・省エネルギーに貢献している。

人権への配慮として、ハラスメントの相談窓口並びに「セクシュアル・ハラスメント問題委員会」を置き、ハラスメント全般に関しての「エリザベト音楽大学ハラスメント防止ガイドライン」を学生及び教職員に配布し、ハラスメントの防止に努めている。また学生相談室にはカウンセラーが、保健室には看護師が配されており、徒歩圏内に位置する内科医院に学校医を委嘱し、心身健康な学生生活をサポートしている。平成 28(2016)年、改修工事にあわせて、従来 2 号館 2 階にあった保健室を、本館 1 階に設置し、利便性を高めた。

大学は個人情報も多く取扱うことから、「エリザベト音楽大学個人情報の保護に関する規程」を定め、ホームページで個人情報保護方針を掲載し、適切な取扱いを徹底している。

公益通報については「公益通報に関する規程」、研究活動については「エリザベト音楽大学公的研究費の使用に関する行動規範」を整備し、適切に運用している。また SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の危険性を理解するため、平成 28(2016)年度の学生生活オリエンテーションでは、広島県警察本部から講師を招き講座を行った。

このように、環境保全、人権、安全に配慮して学修環境の整備が行われている。

□エビデンス集（資料編）【資料 3-1-12：防火管理規程】【資料 3-1-13：エリザベト音楽大学南海トラフ地震防災規程】【資料 3-1-14：学校法人エリザベト音楽大学危機管理規程】  
【資料 3-1-15：エリザベト音楽大学セクシュアル・ハラスメント問題委員会規程】【資料 3-1-16：エリザベト音楽大学ハラスメント防止ガイドライン】【資料 3-1-17：エリザベト音楽大学個人情報保護委員会規程】【資料 3-1-18：エリザベト音楽大学個人情報の保護に関する規程】【資料 3-1-19：学校法人エリザベト音楽大学公益通報に関する規程】【資料 3-1-20：エリザベト音楽大学 公的研究費の使用に関する行動規範】【資料 3-1-21：2016 年度学生生活オリエンテーション案内チラシ】

### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報については、毎年、前年度の事業報告書において教育研究活動等の情報を公表するほか、5月1日を基準日とする最新のデータをホームページに掲載している。また、日本私立学校振興・共済事業団による私立大学の教育情報の集積となる「大学ポートレート」にも参加している。基準 1-2-②でも述べているように学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく 9 項目についてはホームページに掲載している。

財務情報についても、毎年度「決算に関する財務公開資料」として、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事による監査報告書を総務部会計に備え置き、常時閲覧できるようにしているほか、ホームページにて、同資料を掲載している。また、学内広報誌に「前年度決算と本年度予算の概要」を、大学広報誌「Elisabeth EYE」に「決算の概要」を毎年度掲載しており、消費収支計算書、消費収支予算書についての概要をわかりやすく説明している。

このように、広く社会に向けて教育情報及び財務情報の公表に努めている。

□エビデンス集（資料編）【資料 3-1-22：エリザベト音楽大学ホームページ「情報公開」】  
【資料 3-1-23：Web サイト「大学ポートレート」】【資料 3-1-24：エリザベト音楽大学ホームページ「財務状況」】【資料 3-1-25：エリザベト音楽大学 2015（平成 27）年度決算と 2016（平成 28）年度予算の概要（2016 年 9 月 1 日発行）】【資料 3-1-26：Elisabeth EYE vol. 58（2016 年 10 月 1 日発行）】

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年度に計画している海外公演に備えた海外渡航マニュアルや、地震や水害・土砂災害等を含む総合的な防災対策マニュアルを整備する。

## 3-2 理事会の機能

### 《3-2 の視点》

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は学校法人の業務の最高議決機関であり、寄附行為第6条第2項には「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定している。理事選任についても寄附行為第12条にて規定されたとおりに執行されている。

理事会は、毎年年間8回前後開催されており、法人・大学にとっての重要事項や規程の制定・改正などが議題として審議承認されている。理事の出席状況については、約3年間の平均で83.8%と良好といえる。欠席時には意思表示を行う書面（委任状）により、議事ごとの議決権行使に関する意思表示をしている。

監事は、理事会に出席して意見を述べ、また理事長に報告を求める等により業務の状況を監査し、また会計監査人と協働して、財産の状況の監査を行い、監査報告書を作成し、理事会、評議員会に報告している。

なお、理事会を補完するため、本学に勤務する理事と監事による学内理事懇談会を開催していたが、平成26(2014)年度からは、学内の役員及び法人役職者等で構成する法人役職者懇談会を毎週開き、日常の法人、大学の重要事項及び理事会に上程する議案の調整等を行っている。

評議員会については、理事長は寄附行為第19条に定める事項について予め評議員会の意見を聞かなければならないこととされており、これに従い毎年度評議員会を2回開催し、予算、決算の承認等を行っている。評議員総数は現在17人で、そのうち学外者の評議員は13人であり、特に評議員については積極的に外部人材の登用を行っている。

以上のように、理事・監事の体制は的確であり、適切に機能している。

□エビデンス集（資料編）【資料3-2-1：学校法人エリザベト音楽大学寄附行為】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

少子化に伴い、私立大学の経営は厳しくなる一方である。学校法人の決定機関として適切な運営、意思決定のもと、明確な経営方針・指針を提示し、安定した経営を行っていく。

**3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ**

《3-3 の視点》

**3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性**

**3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮**

(1) 3-3 の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

エリザベト音楽大学管理運営規則は、大学の管理運営体制の組織及び役割責任について定めている。

大学の意思決定機関としては、学長を中心としてその諮問・審議機関として教授会、研究科委員会、協議会等委員会を置いている。

教授会は学則及び教授会規程により、学部にも所属する全専任教員により組織され、次の重要な事項を審議することが規定されている。(1)学部・学科に関する事項、(2)授業科目の種類及び編成に関する事項、(3)学生の身分異動等在籍に関する事項、(4)学生の賞罰に関する事項、(5)単位認定に関する事項、(6)本大学の教育及び研究に関する事項、(7)その他学長の諮問事項及び必要と認められる事項。定例教授会は学長が招集し、毎月1回(原則)開催される。議長は学部長が務める。議事録は学事部長が作成し、学事部で保管される。

教授会の審議事項は、学務・入学試験委員会、演奏教育研究委員会、学生生活委員会、教員選考委員会、教員資格審査委員会、自己評価・FD運営委員会、図書館運営・研究紀要等編集委員会、キャンパス・ミニストリー委員会、教養教育委員会、教職課程委員会、学科会議等において、十分に検討・審議が行われている。その後教授会での議を経て最終的に学長が決定する体制が整っている。

研究科委員会も教授会同様、学則及び研究科委員会規程により、大学院にも所属する全専任教員により組織され、次の重要な事項を審議することが規定されている。(1)研究科に関する事項、(2)授業科目の種類及び編成に関する事項、(3)学生の入学・退学・休学・留学・転学及び修了の認定に関する事項、(4)試験及び学位論文に関する事項、(5)単位認定に関する事項、(6)研究科の教育及び研究に関する事項、(7)その他学長の諮問事項及び必要と認められる事項。定例研究科委員会は学長が招集し、毎月1回(原則)開催される。議長は研究科長が務める。議事録は学事部長が作成し、学事部で保管される。

研究科委員会で審議される事項もまた、大学院研究科教育運営委員会、大学院教員資格審査委員会(修士課程・博士後期課程)及び学部大学院共通の各種委員会等において、十分に検討・審議される。研究科委員会の議を経て最終的に学長が決定する体制が整っている。

協議会は、エリザベト音楽大学管理運営規則第17条に基づき、法人と教学の役職者が一堂に会して大学全体の重要事項を審議し、円滑かつ適切な大学運営を図るために設置されている。構成員は理事長、学長、学部長、研究科長、音楽文化学科長、演奏学科長、教養・教職主事、演奏教育研究委員長、学生生活センター室長、事務局長、総務部長、学事部長、図書館長、その他学長が認めた者である。主な審議事項は次のとおりである。(1)学則その他教育研究及び学生指導に関する重要な規則の制定改廃、(2)大学院、学部、学科及び専攻など教育研究組織の設置改廃、(3)年次教育計画、(4)教職員の服務及び研修、(5)学生の定員及び学費、(6)特待生及びその他の奨学生の選考、(7)学内諸機関の連絡調整、(8)その他本大学の管理運営に関する重要な事項。会議は学長が招集し、毎月1回(原則)開催される。議長は学長が指名した者が行うが、現在は事務局長がその任を務めている。議事録は事務局長が作成し、総務部で保管される。

エリザベト音楽大学管理運営規則に基づき、大学の意思決定組織を整備している。学長、学部長、研究科長その他の教学関係者及び事務局の役職者は、管理運営規則の定めに従い、その職務を適切に執行している。管理運営を目的とする諸規則については、時代の要請に応じて適宜改正を行っている。

□エビデンス（資料編）【資料 3-3-1：エリザベト音楽大学管理運営規則】【資料 3-3-2：教授会規程】【資料 3-3-3：研究科委員会規程】【資料 3-3-4：協議会規程】

### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学は小規模な単科大学であり、開学以来、学長を長とする大学の教学部門が中心となって大学の運営を担ってきた。また学長は、理事会において任免が決定され、法人の最高決定機関である理事会の第1号理事となることから、法人の使命・目的に沿った大学運営のトップであり、教学部門の責任者であると同時に管理部門の責任者でもある。

現学長は学長の任期としては2期目にあたり、学長就任以前の10年以上に及ぶ法人の評議員、理事、学事部長、学長補佐を経験しているために、本学の教学面・経営面のみならず、文部科学行政あるいは広島県教育委員会の施策についての知見があり、その経験を大学運営に活かし、日常の業務執行及び大学改革へのリーダーシップを発揮している。

学長は、学長を支え補佐する教学及び事務局役職者との間で、教学及び管理部門役職者との懇談会を適宜行い、出席者間での報告・連絡・相談、情報交換・共有を図っている。さらに出席者もまた各自が担当する会議体での検討に際して、懇談会での情報を活かしている。

以上のように、大学の意思決定へのプロセスにおいて情報交換・共有を図り、学長が迅速にリーダーシップを発揮できるよう仕組みを整えている。

□エビデンス（資料編）【資料 3-3-5：教授会規程】【資料 3-3-6：研究科委員会規程】

### (3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学長は理事長も兼務しており経営・教学双方についての知見がある。今後もリーダーシップを十分に発揮していく。また、適切に発揮するため、懇談会や各会議体をとおして、学内のコンセンサスを得ていく。

## 3-4 コミュニケーションとガバナンス

### 《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人の設置学校は本学 1 校のみであり、小規模な単科大学であることから、大学事務局において大学の事務と法人の事務を行っている。これにより、法人と大学との連携は円滑迅速に行われている。理事会は原則として月 1 回開催されており、理事相互が意見をしっかりと交わすと同時に、理事長主導による法人運営が行われている。

学長は理事会の方針に従い職務を行うこととされているが(管理運営規則第 4 条第 2 項)大学運営上教学部門の責任者であると同時に管理部門の責任者でもあることから、理事会はその審議決定にあたり、大学の教学部門及び管理部門の実情を踏まえた内容のものとするのが可能な体制となっている。

3-3-①で言及したとおり、法人及び教学部門の役職者が合同で開催する協議会があり、大学全体に関わる重要事項は必ずここで検討・審議されるゆえに、管理部門と教学部門の意思疎通と連携が取れる仕組みが整っている。さらに理事長は、学長、事務局長、事務局次長、学事部長と共に主として法人部門（必要に応じて教学部門）の情報交換・共有を図る目的で、正規の会議体ではないものの懇談会を行い、意思疎通を図っている。その他、教学及び管理部門役職者との懇談会もまた、管理部門と教学部門間の情報共有、意思疎通に非常に有効である。

教学及び管理部門の教職員が委員となる各委員会は、エリザベト音楽大学管理運営規則第 17 条により学長の諮問機関に位置付けられるが、専任教職員が 2 年任期（更新可）で委員を務め、それぞれの立場を代表して検討・審議を行い、連携を深めている。審議の結果は、教授会、研究科委員会、協議会あるいは理事会その他関係する諸会議体において検討が深められ、理事長又は学長による最終決定へと進む。

以上のように、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間の連携が取れており、円滑に意思決定を行っている。

□エビデンス集（資料編）【資料 3-4-1：エリザベト音楽大学管理運営規則】【資料 3-4-2：法人役職者懇談会運営内規】

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

法人の管理運営体制に対するチェック体制としては、理事会と理事、及び監事による監査や評議員会の役割が大きい。

理事会は、この法人の業務を決定するほか、理事の職務の執行を監督することとしている。理事には大学学長が第 1 号理事として選任されていることにより、大学教授会などの意向が適切に反映される。また、学外理事 4 人という構成から、法人並びに大学の業務執行の適切性に対する検証が可能となっている。

監事は、評議員会に対する決算等の報告時に意見を表明するほか、法人の業務・財産の状況を監査し、時によっては文部科学大臣や、理事会・評議員会に報告する職務を負っている。現在監事は 2 人で、法人の会計監査や業務監査のほか、理事会や評議員会に出席し

て意見を述べている。このうち1人は週1回大学において日常的な業務監査や法人・大学運営上の重要事項に関し意見を述べるなどを行っている。

評議員会については、理事長は寄附行為第19条に定める事項（予算、借入金、基本財産の等の処分、事業計画、寄付金の募集、法人の合併・解散、その他理事長が必要とする重要事項）について予め評議員会の意見を聞かなければならないこととされており、これに従い毎年度評議員会を2回開催し、予算、決算の承認等を行っている。

評議員の選考及び任用に関しては寄附行為第17条から第21条に明確に規定している。評議員の定数（寄附行為第17条第2項）は15人以上20人以内である。その構成（寄附行為第21条）は①法人の職員（1号評議員）2人以上3人以内、②学校卒業生（2号評議員）2人以上3人以内、③理事（3号評議員）5人以上7人以内、④学識経験者（4号評議員）6人以上7人以内である。評議員総数は現在17人で、そのうち学外者の評議員は12人であり、特に評議員については積極的に外部人材の登用を行っている。

評議員の出席状況は、この3年間で平均して86.5%でおおむね良好である。

このように、規程に基づき、法人及び大学の各管理運営体制が整備されている。

□エビデンス集（資料編）【資料3-4-3：学校法人エリザベト音楽大学寄附行為】【資料3-4-4：エリザベト音楽大学理事会役員出席状況（2016年度）】【資料3-4-5：エリザベト音楽大学評議員出席状況（2016年度）】【資料3-4-6：監査報告書】【資料3-4-7：法人役員名簿】【資料3-4-8：2016(平成28)年度評議員会議案】

### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

本学は開学以来、学長を長とする大学の教学部門が中心となって大学の運営を担ってきた。また現学長は学長としては2期目にあたり、学長就任以前から法人の評議員・理事、学長補佐や学事部長を歴任し、実務も経験していることもあり、本学の教学面・経営面について知見がある。さらに平成27(2015)年度から理事長・学長を務め、管理・教学両部門に権限を有し、各会議に出席し、適切にリーダーシップを発揮しており、前述のようにそれを可能とする体制が整備されている。

教職員の提案等を汲みあげる仕組みとしては、学科会議や役職者会議をとおして、法人と大学全体の各部局の教職員からの意見や提案を取りあげている。また、その進捗状況の報告の際にも懇談会が活かされている。

理事長・学長はリーダーシップを発揮し、各部局と連携を取りながら、教学面・経営面ともにバランスのとれた運営を行っている。

□エビデンス集（資料編）【資料3-4-9：法人役職者懇談会運営内規】【資料3-4-10：2017(平成29)年度エリザベト音楽大学事業計画】【資料3-4-11：教職員業績評価表提出について】

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、小規模であるがゆえに教学部門と管理部門とが一体となって大学運営ができる利点を活かして、連携関係を継続・発展させ、教職協働を図る。

**3-5 業務執行体制の機能性**

《3-5 の視点》

**3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保**

**3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性**

**3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意**

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保**

事務体制は大きく教学部門(学事部)と管理運営部門(総務部)とに分かれている。学事部では、大学の教育研究支援体制の編制として学務、入試広報・企画、学生生活の各担当のほか、音楽大学として特徴的な演奏活動担当や附属音楽園やエクステンションセンターの担当等を設けている。また、総務部では法人の業務執行体制として、人事・労務・施設管理、会計担当等に分かれている。

専任職員については、退職者の補填による採用のため、新卒者等若年層が少なく、40代から60代が多い。必要とされる能力とこれまでの経験等を考慮し、各部署の業務内容に応じて配置しており、3年から5年間隔での異動も行っている。

平成20(2008)年度以降は、特に学生募集活動等を担当する入試広報・企画の充実を図り、あわせて学生支援活動、演奏活動の充実のため、学生生活・演奏活動部門の人員を増員してきた。また、就職支援の強化のためのキャリア支援室を設置する等、学生のニーズや社会の変化に応える運営体制を整えている。学生の厚生補導の組織としては、学生生活センター室長を委員長とする学生生活委員会がある。学事部学生生活担当職員も委員のメンバーであり、教職協働で学生生活支援を行っている。

職員の経営・教学組織への参画の状況としては、事務局長、学事部長が協議会に出席、教学上の重要事項を検討する学務・入学試験委員会には学事部長が出席、また、法人役職者懇談会には事務局長、事務局次長、学事部長が出席していることなどがあげられる。

専任職員以外では、嘱託職員のほか、派遣職員についても積極的に活用し、事務部門や保健室などの部署に配置している。なお、受付管理・夜間巡回、学生寮管理、西条キャンパス管理、清掃業務については業務委託によって対応している。

このように、事務組織は適切に構築されている。また各委員会には職員が配置されており、教職協働の体制も円滑である。

□エビデンス集（資料編）【資料 3-5-1：エリザベト音楽大学管理運営規則】

### 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

法人の使命・目的にかなった業務執行体制を維持管理することは課題の一つである。

日々誠実に業務執行していくとともに、それを常に検証していく必要がある。業務執行の管理体制を検証するものとしては、毎年の年度目標や事業計画に対する事業報告書の作成があり、年度目標の進捗状況を点検し報告する取組みを続けている。毎年項目を絞って作成する自己点検・評価報告書も業務執行管理の一助となっている。

職員の採用・昇任・異動については、学校法人エリザベト音楽大学就業規則（以下「就業規則」という。）第 2 章人事第 3 条から第 11 条及び給与規程第 14 条に規定している。

職員の人事については就業規則第 3 条に「職員の人事の決定及び命令は、学長の内申に基づき、理事会が行う」と明記しており、職員の採用については理事会で決定している。

職員の昇任は、給与規程第 14 条に規定している。職員の異動については、就業規則第 6 条に「業務の都合により、職員に、勤務の配置転換又は職務の変更を命ずることがある」と規定しており適切に運用している。

職員の昇任・異動については重要課題として位置付けており、定期的に人事異動を行うことにより、職員の育成、適材適所の配置、全職員の活性化を図っている。

以上のように、本法人は業務執行の管理体制を構築し、適切に機能している。

□エビデンス集（資料編）【資料 3-5-2：エリザベト音楽大学 長期計画（2016 年度～2025 年度）】【資料 3-5-3：学校法人エリザベト音楽大学就業規則】

### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

今日の大学経営では、計画の策定においても、事業の執行においても、教員と職員との連携と協働こそがますます重要になっている。その意味で職員の力量に期待するところが非常に大きく、今後、職員の能力開発・育成のため、SD(Staff Development)の必要性が高まっている。

本学は教職員が一体となって教職員研修会を開催し FD(Faculty Development)と SD を同時に推進している。平成 12(2000)年度より開催している「ゴーセンス記念講演」、非常勤教員も含めたオリエンテーション期間中の教員研修会や大学案内説明会、後期開始直前に行われる教職員研修会などがこれを代表するものである。

学内における教職員一斉の研修会だけではなく、職員の能力向上を図るため、学外で行われる研修会に参加している。日本カトリック大学連盟主催の職員セミナーや全国私立大学教職課程研究連絡協議会主催の「事務研修会」、日本学生支援機構主催の「教務事務研修会」、「厚生補導事務研修会」、「学生指導研修会」及び「教員免許事務研修会」、教育ネットワーク中国主催研修会（年間 5 回～7 回）等に毎年延べ 10 人から 15 人の職員が参加し、資質向上に取り組んでいる。今後も研修のテーマ設定について吟味し、必要に応じて嘱託職員や派遣職員も含めた職員が研修に参加しやすい体制を整え、職員全体のレベル向上に努める。平成 28(2016)年度に策定した長期計画では「教職員の FD 及び SD に積極的に

取組み、教育研究の基盤強化を図る」とし、教職員の能力向上に力を注いでいる。さらに、平成 28(2016)年度より SD の実施について年次計画を作成し、組織的に進めるようにしている。

また、平成 28(2016)年度、教職員評価システム検討委員会を設け、教職員の評価制度を導入した。当年度は試験的に行い、平成 29(2017)年度より実質的に開始している。教職員一人ひとりが個々の業務を評価し、それに対し所属長が評価し処遇に取り組むこととしている。

このように、職員の資質・能力向上のための機会を得ており、大学教育をめぐる諸問題に対応しうる力を育成している。

□エビデンス集（資料編）【資料 3-5-4：ゴーセンス記念講演一覧、教職員研修会一覧】

### (3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

教職員研修会では、外部講師を招いてテーマに沿った講演を企画する機会が多かったが、平成 28(2016)年度においては、教職員がそれぞれ問題解決に向けて主体的に考える時間を設けた。今後も業務上有効な資格の取得や外部の研修会参加等、教職員が自己啓発を促す機会を増やすとともに、各自の研修成果を全体に還元し、一人ひとりの資質・能力の向上につなげる。

## 3-6 財務基盤と収支

### 《3-6 の視点》

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

##### (1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

##### (2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

財務運営の中長期計画の基は、平成 28(2016)年 7 月理事会承認の「エリザベト音楽大学長期計画（2016 年度～2025 年度）」である。分野別目標を推進するための財政基盤の確立を目指している。小規模な音楽大学であり、新入生数の状況に大きく影響されるため、4 年間のサイクルで財務目標（中期計画）を設定している。毎年度の予算策定時に見直しを行っている。平成 28(2016)年度には、平成 29(2017)年度から平成 38(2026)年度までの 10 年間の目標を策定した。

学生数の回復を基本としているが、法人全体としての収支のバランスは確保できる見込みであり、予備費の増額により、老朽化した設備更新にも対応できる。さらに、将来に対する校舎等の建替に向けて、基本金積立も十分に考慮している。

このように、中長期的な計画に基づく適切な財務運営は確立できていると判断する。

□エビデンス集（資料編）【資料 3-6-1：事業活動収支の実績推移予想（2015～2020）】【資料 3-6-2：消費収支の推移（2010～2014）】【資料 3-6-3：事業活動収支の推移予想（2017～2026）】【資料 3-6-4：金融資産の運用状況（2011～2015）】【資料 3-6-5：平成 24 年度～平成 28 年度計算書類】【資料 3-6-6：平成 29 年度予算書】【資料 3-6-7：平成 28 年度財産目録】

### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

財務基盤の確立と収支バランスを、消費収支計算書（事業活動収支計算書）の帰属収支差額（事業活動収支差額）及び貸借対照表の自己資金における各比率を指標として、以下のとおり示す。

図表 3-6-1 「帰属収支差額及び比率」

(千円)

年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
帰属収支差額	69,562	87,672	526,733	897,446	329,246
帰属収支差額比率	5.4%	7.5%	37.3%	50.4%	26.3%

図表 3-6-2 「自己資金及び比率」

(百万円)

年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
自己資金（正味財産）	11,371	11,458	11,985	12,883	13,212
自己資金構成比率	94.0%	94.5%	95.7%	96.3%	96.8%

図表 3-6-1、図表 3-6-2 によると、平成 23(2011)年度に教育研究外部部門において、資産処分差額などを主要因として、帰属収支差額 69 百万円（比率 5.4%）を計上した。その後、年々回復基調で推移して、平成 25(2013)年度に 526 百万円の帰属収支差額（比率 37.3%）となり、平成 26(2014)年度においては帰属収支差額 897 百万円と近年の最高値を達成した。新会計基準による平成 27(2015)年度においても、事業活動収支差額 329 百万円（26.3%）の実績となっている。平成 23(2011)年度から平成 27(2015)年度までの 5 年間平均を見ても 382 百万円（+25.3%）と安定した収支バランスを確保している。

貸借対照表を見ると、自己資金構成比率も年々上昇して、平成 26(2014)年度末 96.3%、平成 27(2015)年度末には 96.8%となった。各種の引当特定資産への積み上げと、長期借入金の上昇による償還による完済が主要因である。

自己資金を占める基本金も着実に増加して、平成 27(2015)年度末 118 億 94 百万円となり、特に奨学基金のための第 3 号基本金は 53 億 81 百万円となった。全体構成における基本金の比率は 87.1%、繰越収支差額の比率 9.6%、さらに特定資産の比率も 70.0%と内部留保の充実が図れている。

財政基盤の確立へ確実に前進したといえる。なお、70 周年事業の一つである新 3 号館建設の資金確保においても、平成 26(2014)年度末に「流動資産 有価証券」において 12 億円を計上している。

直近の、平成 28(2016)年度の実績は、事業活動収支計算書において、教育活動収支は学納金の減収等により▲206 百万円となったが、教育活動外収支 468 百万円で補って、経常収支は 261 百万円の黒字を確保した。有価証券売却益により特別収支 106 百万円を加算して基本金組入前当年度収支差額 368 百万円 (29.7%) を計上できた。翌年度繰越収支差額は 13 億 92 百万円となり、平成 29 (2017) 年度以降の収支バランス確保及び資金確保による、資金繰りの安定化につながっている。

資金 (CF) の動きがよくわかる平成 27(2015)年度活動区分資金収支計算書をみると、教育活動資金収支▲198 百万円、施設整備等活動による資金収支▲695 百万円、合計で▲894 百万円の資金不足をその他活動資金収支 11 億 18 百万円により、支払資金 (現預金) は 224 百万円増加した。さらに、前年度繰越支払資金 334 百万円に加算して、翌年度繰越支払資金は 559 百万円と安定している。

収支バランスの確保は好調に推移しており、資金繰りを含めた財務基盤の確立は進むものと判断する。

□エビデンス集 (資料編) 【資料 3-6-8 : 事業活動収支の推移予想 (2017~2026)】

### (3) 3-6 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 29(2017)年度から平成 32(2020)年度の 4 年間予想においては、収入面では学生数回復と円高リスクがポイントとなる。支出面においては、積極的な教育投資、新 3 号館建設等に伴う減価償却費の回収と老朽化施設の保全に係る経費が重要課題となる。

収支のバランスは、平成 29(2017)年度及び 70 周年を迎える平成 30(2018)年度に少し低下することが予想されるが、平成 31(2019)年度、平成 32(2020)年度あたりから安定する方向である。平成 33(2021)年度から平成 37(2026)年度においても、法人全体としての収支バランスの確保 (事業活動収支差額比率 10%以上) は維持できる見込みである。

18 歳人口が激減する平成 30(2018)年度問題を睨んだ、大学改革推進と新入生の確保が最重要課題と認識している。

## 3-7 会計

### 《3-7 の視点》

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

##### (2) 3-7 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準に準拠した会計処理を第一に心掛けており、日々の業務においても、学校法人エリザベト音楽大学経理規程および資産運用管理規程などに基づきながら、適正

に行っている。なお、会計担当者の業務遂行能力向上を図るため、平成 27(2015)年度新会計基準などの研修会へ積極的に参加した。

予算と著しくかい離のある科目については、補正予算を編成している。

新会計基準による初年度（平成 27(2015)年度）決算も適正な会計処理が実施できた。

以上のように、会計処理の適正な実施はできていると判断する。

□エビデンス集（資料編）【資料 3-7-1：経理規程】【資料 3-7-2：学校法人エリザベト音楽大学資産運用管理規程】

### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

予算においては、経理規程に基づき予算責任者が作成した予算見積集計表を集計及び、予算原案を編成する。予算原案による当該年度予算書を作成し、補正予算決議を経て確定している。各部署において厳正に管理、予算執行している。

決算監査においては、監査法人により毎年度 11 月から翌年 5 月にかけて、延べ 240 時間以上の監査を受けている。なお、平成 27(2015)年度からは、監査契約を見直し、監査人の交代を行った。交代手続きは『日本公認会計士協会監査基準委員会報告書 900「監査人の交代」』に基づき適正に行った。

平成 23(2011)年度から平成 27(2015)年度の監査概要報告書によると、重要な指摘はなく、会計処理に問題はない。毎年度重点監査項目として、資産運用収入における有価証券（株式、債券など）及び各引当特定資産の取扱いや退職給与引当金の算定処理等を監査されているが、学校会計基準、経理規程、資産運用規程に基づき、適正に処理していることが記されている。

本法人全体の収入のうち大きなウェイトを占める資産運用収入については、有価証券等の運用状況などを数か月ごとに理事会へ報告している。

なお、監事 2 人ともほぼ毎回理事会に出席しており、そのうち 1 人は学内での監査業務のほか毎週開催の法人役職者懇談会にも出席して指導助言を行っている。また、会計監査においても、年 2 回（10 月、5 月）の監査事務所の会計監査に立ち会い、意見交換を行うなど連携を深めている。平成 28(2016)年度より、監査計画を作成し会計年度終了後 2 か月以内には、監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出している。

以上のように、会計監査の体制整備と厳正な実施はできていると判断する。

□エビデンス集（資料編）【資料 3-7-3：監査概要報告書】【資料 3-7-4：2016 年度理事会議事録】

### (3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

今後においても、監査人及び学内監事ともに情報共有等を図りながら、監査体制を充実させて厳正に対処していく方針である。

### 【基準3の自己評価】

経営の規律と誠実性に関しては、理事会を頂点とした経営体制のもと、寄附行為、就業規則を中心に規律性・誠実性の維持を表明している。また、組織倫理に関する規程として「学校法人エリザベト音楽大学公益通報に関する規程」や「公的研究費に関する行動規範」をはじめとする一連の規程を策定し、適正な運営・管理体制の根拠としている。法人の使命・目的の実現のため、管理部門・教学部門とも年次目標を掲げて継続的に努力している。関連法令等を遵守するとともに、これらをチェックする理事会・監事の機能強化も図っている。「危機管理規程」を制定し、安全計画も策定して大学の安全体制を整え、新3号館建設を機に建築物環境衛生管理体制も整備している。情報公開に関しては、平成27(2015)年に「学校法人エリザベト音楽大学情報公開規程」を制定し、教育情報・財務情報ともに公表している。

理事会の機能としては、法令及び寄附行為に基づき適正に運営されており、開催状況も良好である。日常的に理事会機能を補完する体制が機能しており、戦略的に迅速に意思決定できる体制が整っている。

大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップについては、学長を中心とした各会議体が機能しており、学長のリーダーシップによる最終意思決定は迅速かつ円滑に行われている。

コミュニケーションとガバナンスに関しては、現在は理事長が学長を兼ねていることから、理事会・法人部門とのコミュニケーションも問題なく、管理・教学等各部門の間のコミュニケーションも円滑である。さらに平成28(2016)年度には学内理事を増員し、大学教学部門からの意思決定への参画と、法人と大学の相互チェック機能の強化を図っている。学内的には、学長が日常的に各種会議に出席し、教職員の意見や教育現場からの提案を聞く機会が多く、また教職員は学長の考え方や方針をよく知ることができている。

業務執行体制の機能性については、適切な組織編制のもと権限分散と職員の配置を行って執行体制を確立している。また、教職員の業績評価制度を始めたほか、SDの年次計画を策定し教職員の資質向上を推進する方針を明示した。

財務基盤と収支の概況は、入学者減少により学生生徒等納付金収入が減となり、教育活動収支を教育活動外収支及び特別収支で補う努力をして、結果的に良好である。

平成28(2016)年度に、平成37(2025)年度までの10年間の中期計画を策定、これに基づき財政計画を策定準備中である。

会計については、適正に処理している。監事による監査計画を策定、また監査法人を変更して会計監査の体制の強化を図っている。

## 基準 4. 自己点検・評価

### 4-1 自己点検・評価の適切性

#### 《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

エリザベト音楽大学の使命・目的は、大学学則第1条及び大学院学則第1条第1項において明示しており、これらを受けて学則第2条第1項で「本大学は、その教育研究水準の向上を図るとともに、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」、大学院学則第2条第1項で「本大学院は、その教育研究水準の向上を図るとともに、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と規定している。この規定に基づき、本学では自己点検・評価を実施する組織として平成4(1992)年度から自己評価委員会（平成16(2004)年度から自己評価・FD運営委員会と改称）を立ちあげ、委員会規程を定めて、毎年度自己点検・評価活動を行ってきた。平成22(2010)年度には大学機関別認証評価（日本高等教育評価機構）を受審し、認定されたところであり、その後も、自己点検・評価項目を新たに策定し直したうえで、自己点検・評価と報告書の作成、公表を行っている。

こうしたことから、本学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価は適切である。

□エビデンス集（資料編）【資料 4-1-1: 自己評価・FD運営委員会規程】

#### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価を実施する自己評価・FD運営委員会は、本学では教職員による委員をもって構成され、委員長及び委員の任免は学長が行う（自己評価・FD運営委員会規程第3条第2項）。同委員会は、実施要領を作成し、年次計画に従って自己点検・評価を行っている。作成された報告書は、教授会における全教員への配布、報告を経て、全法人役員、全職員に配布したうえで、ホームページにて公表している。

同委員会が平成24(2012)年度に新たに策定し直した自己点検・評価項目は以下のとおりである。

#### I. 使命・目的等

1. 使命・目的及び教育目的の明確性
2. 使命・目的及び教育目的の適切性

3. 使命・目的及び教育目的の有効性

## II. 学修と教授

1. 学生の受入れ
2. 教育課程及び教授方法
3. 学修及び授業の支援
4. 単位認定、卒業・修了認定等
5. キャリアガイダンス
6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック
7. 学生サービス
8. 奨学金制度
9. 教員の配置・職能開発等
10. 教育環境の整備

## III. 研究活動

1. 理論系教員による研究成果の発表状況
2. 演奏系教員による研究成果の発表状況
3. 研究誌の発行状況と編集方針
4. 研究費の財源（学外からの資金の導入状況、科学研究費補助金の採択状況等）
5. 研究費の配分方法
6. 学会等への参加状況

## IV. 国際交流

1. 留学生の受入れ状況（受入れ数、寄宿舎等）、指導体制
2. 在学生の海外留学・研修の方針と状況
3. 海外の大学との交流の状況
4. 教員の海外における活動状況
5. 海外からの研究者、演奏家の招致状況

## V. 経営・管理と財務

1. 経営の規律と誠実性
2. 理事会の機能
3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ
4. コミュニケーションとガバナンス
5. 業務執行体制の機能性
6. 財政基盤と収支
7. 会計

## VI. 社会との連携

1. 附属音楽園及びエクステンションセンター
2. 公開講座の開設状況
3. 教員の学外活動状況
4. 音楽活動を通じた社会貢献

## VII. 自己評価体制

1. 自己点検・評価の適切性

2. 自己点検・評価の誠実性
3. 自己点検・評価の有効性

この新たな自己点検・評価項目の策定後に、ホームページで公表してきた報告書は以下のとおりである。

図表 4-1-1 「自己点検・評価報告書の一覧」

報告書名	自己点検・評価項目	作成年月
平成 24(2012)年度 自己点検・評価報告書	学修と教授	2013 年 5 月
平成 25(2013)年度 自己点検・評価報告書	国際交流、社会との連携	2014 年 3 月
平成 26(2014)年度 自己点検・評価報告書	研究活動、経営・管理と財務	2015 年 3 月
平成 27(2015)年度 自己点検・評価報告書	使命・目的等、自己点検・評価	2016 年 3 月
エリザベト音楽大学 現状と課題 —自己点検・評価報告書—	すべての項目	2016 年 5 月

このように、本学では自己点検・評価を行う体制として自己評価・FD 運営委員会を置き、毎年自己点検・評価を実施し報告書を公表しており、自己点検・評価は適切に実施されている。

□エビデンス集（資料編）【資料 4-1-2:エリザベト音楽大学ホームページ「自己点検・評価報告書」】

#### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学ではこれまで年次計画に従って自己点検・評価を行い、4 年ごとに本学独自の大学全体としての自己点検・評価報告書を作成し、また学校教育法第 109 条第 2 項及び学校教育法施行令第 40 条に従って、7 年ごとの外部機関による大学機関別認証評価を受審して自己評価報告書を作成してきた。自己点検・評価報告書に関して平成 28(2016)年 5 月に公表し、大学機関別認証評価は平成 22(2010)年度に引き続き、平成 29(2017)年度に受審しており、本学の自己点検・評価の周期は適切である。

□エビデンス集（資料編）【資料 4-1-3:エリザベト音楽大学ホームページ「大学機関別認証評価」】【資料 4-1-4:エリザベト音楽大学ホームページ「自己点検・評価報告書」】

#### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では自己点検・評価を毎年実施しているが、自己点検・評価項目については法令等に基づき適宜見直す。

## 4-2 自己点検・評価の誠実性

### 《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学は事務局が中心となって各種データを収集・整理し、共有している。入学定員・収容定員、在学者数、就職状況、教員数等の基礎データを、教育研究上の目的・基本組織、教員業績等とともに本学ホームページの「情報公開」に公表している。

基準 4-1-③のとおり、自己評価・FD 運営委員会が年次計画を立て、毎年自己点検・評価を行っている。同委員会が選定した評価項目について、前述のデータ等をもとに委員の担当者が素案を作成し、委員会で精査・確認しており、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を行っているといえる。

□エビデンス集（資料編）【資料 4-2-1:エリザベト音楽大学ホームページ「情報公開」】

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

エリザベト音楽大学管理運営規則（別表第 2 事務分掌）に応じて、総務部（総務、会計）と学事部（学務、学生生活、演奏活動、入試広報・企画）は、自己点検・評価活動に限らず現状把握のために必要な調査とデータ収集を行っている。

授業相互参観では、前期、後期それぞれ約 1 か月の参観期間を設け、専任教員は全授業を、各期 10 名程度選抜する非常勤講師は指定の授業 1 回を、それぞれ公開している。教員だけでなく職員も全員が各期最低 2 回は授業を参観し、感想・意見等を授業観察票に記載し、自己評価・FD 運営委員会に提出している。授業観察票は役職者に回覧されるとともに、授業担当者に写しを配布し、授業改善に役立てられている。

学生による授業評価アンケートでは、学生自身と授業に関わる質問事項について 5 段階評価により回答し、授業に対する個々の意見や要望等については自由に記述できる。学生ポータルサイトの導入により集計の分析と担当教員へのフィードバックが速やかに行われるようになり、教職員は集計結果をポータルサイト上で常時確認できる。また、卒業時に行うアンケート調査では授業評価アンケートの結果とともに学生の主観的な学修意識を確認している。

キャリア支援室では、学部 3・4 年生を対象に進路希望調査を実施し、それをもとにキャリアコンサルタント有資格者が個人面談を行っている。就職活動や進学に向けてサポートするだけでなく、対話をとおして学生一人ひとりの適性や能力を把握・理解し、必要に応じて教員や他の職員と情報を共有している。

教育の取組み改善に役立てるため、平成 25(2013)年度より保証人を対象とした教育懇談

会を実施している。事前にアンケートを実施し、保証人の本学に対する意識・評価、学生の家庭での様子等を調査し、客観的な現状把握にも努めている。

さらに、平成 26(2014)年度より「大学 IR コンソーシアム」に加盟し、同年度より学生調査を開始した。IR に関する業務は IR 実施委員会が行い、今後、他大学との比較とともに学生の経年変化を分析し、教育研究の改善・向上につなげる。

教員の教育研究活動については、全専任教員に対し毎年 9 月に前年度分の業績の提出を求め、ホームページ上に公表している。

このように、本学では様々な手法を用いて、現状把握のための十分な調査や、データの収集と分析に努めている。

□エビデンス集（資料編）【資料 4-2-2：授業観察票】【資料 4-2-3:授業評価アンケート】  
【資料 4-2-4:卒業生アンケート集計結果】【資料 4-2-5: 2017(H. 29)年度「学生生活の手引き」p. 15「教職資料室・キャリア支援室」】【資料 4-2-6:進路希望調査票】【資料 4-2-7:平成 28 年度教育懇談会資料】【資料 4-2-8:IR 調査関連資料】【資料 4-2-9:エリザベト音楽大学ホームページ「教員一覧」】

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己評価・FD 運営委員会がまとめた自己点検・評価報告書は、教授会で配布、報告のうえ全法人役員及び全職員に配布し、ホームページで公表している。

平成 9(1997)年 3 月、本学最初の自己点検・評価報告書『エリザベト音楽大学 現状と課題』を発行した。第 2 回目は平成 14(2002)年 3 月に発行し、いずれも文部科学省、関係機関や他大学に配布している。学内においては図書館で常時閲覧できる。

平成 23(2011)年 3 月に日本高等教育評価機構により認定された『平成 22 年度大学機関別認証評価 自己評価報告書』と、平成 24(2012)年度から平成 27(2015)年度にまとめた報告書は現在ホームページ上で閲覧できる。

このように、本学では自己点検・評価の結果が学内で共有され、また適切に社会に公表されている。

□エビデンス集（資料編）【資料 4-2-10：エリザベト音楽大学ホームページ「大学機関別認証評価」】【資料 4-2-11：エリザベト音楽大学ホームページ「自己点検・評価報告書」】

#### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

これまで同様、自己点検・評価報告書の作成にあたって十分な調査・データの収集と分析を行うとともに、得られた分析結果を具体的な改善につなげるようにしていく。

### 4-3 自己点検・評価の有効性

#### 《4-3の視点》

#### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

##### (1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

##### (2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

自己評価・FD 運営委員会がまとめた自己点検・評価報告書及び日本高等教育評価機構から受けた認証評価の内容は、基準 4-1 及び 4-2 で述べたとおり教授会で報告のうえ全法人役員、全教職員に配布されている。これらは、大学の中期計画や年度目標、事業計画の策定において活用され、当該年度及び中長期の全学的課題として、教職員間で認識の共有が図られている。

上記の年度目標等に掲げられた課題は、教学面、経営面、施設設備等、その内容や性質に応じて、然るべき会議体や委員会、部局で検討されたのち、結果については随時、教授会等をとおして教職員に報告される。また、毎年 9 月に行われている教職員研修会も、認識共有のための有効な機会となっており、当該年度の諸分野の目標（経営、教育研究、施設設備等）についての現況や自己点検・評価の進捗状況が報告されるほか、例えば平成 28(2016)年 9 月 21 日に実施された教職員研修会では全教職員が前年度の授業評価アンケート及び卒業生アンケートの結果を分析し、振り返りを行った。また、諸課題の解決に向けて教職員の FD・SD 向上を図るための講演等も行われている。

学生による授業評価アンケートについては、集計結果をポータルサイトに掲載することで担当教員への速やかなフィードバックを行うとともに、教員の側も学生からの評価に対する回答をポータルサイトに提示することにより、次セメスターないし次年度の授業に有効に反映させている。

教職員による授業相互参観では、参観期間の終了後、授業観察票が役職者間で回覧されるとともに、参観を受けた教員に写しが配布され、改善のために役立てられている。

平成 25(2013)年度より実施している教育懇談会及び保証人への事前アンケートについては、集計結果等の報告が速やかに教職員に周知され、新たな課題の発見や認識につながられている。

このように、本学では自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みは、適切に確立され、大学運営の全般において有効に機能している。

□エビデンス集（資料編）【資料 4-3-1：エリザベト音楽大学ホームページ「自己点検・評価報告書」】【資料 4-3-2：エリザベト音楽大学ホームページ「大学機関別認証評価」】【資料 4-3-3：ゴーセンス記念講演一覧、教職員研修会一覧】【資料 4-3-4：平成 28 年度授業相互参観関係資料】【資料 4-3-5：平成 28 年度教育懇談会関係資料】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き PDCA サイクルに則った自己点検・評価を着実に実施し、教学面、経営面、施設設備等における具体的な改善につなげる。

**【基準 4 の自己評価】**

本学の自己点検・評価は、学則及び規程に則り、本学の使命・目的に即した自主的かつ自律的に行われている。また、自己評価・FD 運営委員会を設置し、自己点検・評価体制を整備するとともに、毎年自己点検・評価を実施し報告書を公表している。

自己点検・評価を誠実に実施するために、各種の調査データをエビデンスとして収集・整理したうえで、報告書作成の際に十分に分析している。また自己点検・評価の結果をまとめた報告書は、教授会における全教員への配布、報告を経て、全法人役員、全職員に配布したうえで、ホームページを通じて広く社会に公表している。

自己点検・評価の結果は、大学の中期計画や年度目標、事業計画の策定において活用されることで、教学面、経営面、施設設備等の改善に資するものとなっており、PDCA サイクルの仕組みは確立し、機能していると判断しうる。

#### IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 国際交流

##### A-1 留学生の受入れ

##### 《A-1 の視点》

##### A-1-① 本学の特色を活かした留学生の受入れ状況とサポート体制の整備

##### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 本学の特色を活かした留学生の受入れ状況とサポート体制の整備

##### 1. 留学生の受入れ状況

本学は、教育理念にもあるとおり、地域社会及び国際社会、とりわけアジア地域に貢献する人材を養成することを目指しており、東アジアを中心に多くの留学生を受入れてきた。学部は、平成 5(1993)年度に初めての留学生を中国から受入れ、現在までに 5 人の留学生（全て中国）を受入れている。大学院は、大学院設置の翌年、平成 3(1991)年度から平成 29(2017)年度春季に至るまで、122 人の留学生をアジア・欧米などの各国から受入れている。

学部と大学院における過去 5 年の国籍別留学生数は、図表 A-1-1 のとおりである。

図表 A-1-1 「学部・大学院留学生入学者数」

各年度 5 月 1 日現在

入学 年度 国籍	2013 年度			2014 年度			2015 年度			2016 年度			2017 年度			合 計
	学 部	修 士	博 士													
タイ	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
フィリピン	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	6
韓国	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
中国	0	4	0	0	1	0	1	3	0	2	3	0	0	8	0	22
東ティモール	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	0	6	0	0	3	0	1	6	0	2	5	0	0	8	0	31

※ 入学者には前年度秋季分も含む

四川音楽学院（中国）とは、平成 27(2015)年に、同学院に在籍している学生を対象に、二重学位プログラムについての協定書（「1-2-1 プログラム」）を締結した。これは、原則として 1 年目と 4 年目は四川音楽学院で、2 年目と 3 年目を本学で学修することにより、両大学の学位取得が可能となる教育プログラムである。平成 26(2014)年度と 28(2016)年度には、この制度を活用した留学生が学部に 1 人ずつ入学している。

留学生の入学試験は現地に赴いて行う場合もあり、四川音楽学院においては毎年、セント・トマス大学（フィリピン）においては平成 21(2009)年度、平成 23(2011)年度、平成

25(2013)年度に、サンタ・イサベル大学（フィリピン）においては平成 27(2015)年度に行っている。その際には、現地で教員によるコンサートやレッスンをを行い、現地の学生との交流を深めている。

また、本学を修了した留学生の中には、母国で大学教員として教鞭を執る者や、オーケストラで演奏家として活躍する者もいる。彼らは自分たちの教え子たちにも本学で学ぶことを勧め、実際に留学生として入学している例もある。

## 2. 留学生への奨学金給付支給状況及び外部奨学金獲得の支援

本学では、ほぼ全員の留学生に独自の「ロヨラ国際交流基金」からの奨学金を支給し、授業料の減免を行っている。その他、外部奨学金獲得を支援し、留学に伴う経済的負担の軽減を図っている。外部奨学金については、寄付団体数や奨学金額が年々減少傾向にあるが、学事部学生生活担当が留学生に適宜情報を提供し、国際交流室と連携して学内での選考に基づき各団体に推薦している。過去 5 年の受給状況については図表 A-1-2 のとおりである。

図表 A-1-2 「留学生奨学金受給状況」

給付団体	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	合 計
独立行政法人 日本学生支援機構 私費外国人留学生学習奨励費	4	1	4	4	6	19
公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会	1	2	0	1	1	5
公益財団法人 平和中島財団	0	1	0	0	0	1
日本カトリック大学連盟	0	0	0	1	2	3
公益財団法人 熊平奨学文化財団	1	1	1	1	1	5
公益財団法人 広島平和文化センター「ひろしま奨学金」	0	0	0	1	1	2
公益財団法人 八幡記念育英奨学会	1	1	0	0	0	2
公益財団法人 ひろしま国際センター 「渡日等留学生支援に係る奨学金」	0	0	0	2	0	2
受給者人数	7	6	5	10	11	39

## 3. 日本語の指導体制

留学生の日本語力強化のために、日本語専任教員である国際交流室長が指導にあっているが、留学生が増えたため、平成 28(2016)年 9 月から新たに非常勤教員 1 人を迎えた。クラスはレベル別・習得目的別に編成され、初級クラスは週 5 回、中級クラスは週 3 回授業を行い、個々の研究に必要な会話力、聴解力、読解力、筆記能力等を養っている。また、論文作成のためのライティングクラスを週 1 回設け、論文執筆に必要な基本的表現についても指導している。

日本語能力検定試験対策クラスでは、N3 レベル、N2 レベルの 2 クラスをそれぞれ週 1 回ずつ設け、日常生活に必要な日本語能力の向上とともに、検定試験合格によって社会的な資格認定（企業での就職条件、本学博士後期課程での奨学金条件等）を得られるよう支

援する体制も整えている。

上記以外にも、必要に応じて個別に指導を行っている。実技の個人レッスン等においては、指導教員が英語や中国語等留学生の母国語を取入れて指導する等、学生の理解が深まるよう工夫をしている。個人レッスン担当教員と国際交流室長との連携を図り、きめ細かな指導を行っている。

#### 4. 学生生活の支援

留学生の学生生活の支援は、主に国際交流室と学事部学生生活担当が連携し、銀行口座の開設、役所への届け出、住居探し、定期的な在籍確認、奨学金財団への申込書の作成等のサポートを行っている。なかでも住居については、留学生のための公的施設である広島市留学生会館を利用できるとは限らないため、民間賃貸物件を探す際には全面的に手助けをしている。また、コンクールに出場する際は、必要な書類の日本語訳や申請書類の作成を指導する等、授業以外の支援も多く行っている。

その他、公益財団法人ひろしま国際センターから招待される「能楽鑑賞」、公益社団法人日本産業退職者協会広島支部が開催する留学生との交流イベント等に、留学生や教員が毎年参加して演奏を披露し、地域や他大学の留学生との交流を深めている。

以上のように、留学生のサポート体制は、音楽の専門実技や専門研究、日本語教育、学生生活の様々な面において整っていると見える。特に日本語教育の指導体制は、学生の能力に応じて様々な内容のプログラムが用意されている。

□エビデンス集（資料編）【資料 A-1-1：留学生の受入れ状況】【資料 A-1-2：1-2-1 中日二重学位プログラムについての三者協定書】【資料 A-1-3：1-2-1 中国日本二重学位プログラムについての協定書】【資料 A-1-4：大学院修士課程外国人留学生のための渡日前入学許可制度に関する規程】【資料 A-1-5：ロヨラ国際交流基金規程】【資料 A-1-6：学校法人エリザベト音楽大学 2013(平成 25)～2014(平成 26)年度事業報告書「国際交流」】

#### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

四川音楽学院と構築した教育プログラムは引き続き継続していく。その他の大学についても、留学生受入れ増大に向けた新たな方策について検討を行う。また、母国に戻った本学を修了した留学生たちとの交流を通じてさらに留学生を受入れ、アジア地域に貢献する人材の育成を目指す。

留学生のサポート体制は、音楽の専門実技や専門研究、日本語教育、奨学金獲得など学生生活の様々な面において整ってきており、引き続き維持していく。特に、日本語教育の指導体制については、学習段階に応じたきめ細やかな指導体制を今後も継続していく。

### A-2 海外の大学との交流の展開

#### 《A-2 の視点》

#### A-2-① 海外交流協定大学との国際交流の取組み

## A-2-② カトリック大学等との交流の取組み

### (1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

### (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### A-2-① 海外交流協定大学との国際交流の取組み

##### 1. 海外交流協定大学の拡大

建学の精神で述べているように、本大学は、「国際的な友好関係のもとに維持されており、日本古来の文化と西欧文明との融合をその究極の使命としている」と謳っている。しかし、平成 7(1995)年度に学部の自己点検・評価を行った際、正式な交流がある海外の大学は、ローマ教皇庁立宗教音楽院のみであったことから、積極的な国際交流が課題とされた。以後、活動を展開し、現在では 13 か国 22 大学と交流協定を締結している。

アジア地域に貢献する人材を養成するとの教育理念に基づき、近年では東アジア地域において海外交流協定大学が増えている。特に、本学はカトリシズムの精神に基づいて創立されており、サント・トマス大学（フィリピン）、サンタ・イサベル大学（フィリピン）、アサンプション大学（タイ）等、カトリック大学との交流協定を締結する機会が多い。

図表 A-2-1 「海外交流協定大学一覧」

\*はカトリック大学を示す

	大学	国・地域	締結年	留学生数 (退学者を除く)
1	教皇庁立宗教音楽院 *	イタリア・ローマ	1961	
2	韓国カトリック大学 *	韓国・ソウル	1996	
3	大邱カトリック大学 *	韓国・大邱	1996	8
4	輔仁カトリック大学 *	台湾・台北	1996	
5	サント・トマス大学 *	フィリピン・マニラ	1997	26
6	四川音楽学院	中国・成都	1999	18
7	ブリュッセル王立音楽院	ベルギー・ブリュッセル	1999	
8	トリニティ・カレッジ	英国・ロンドン	1999	
9	グリフィス大学	オーストラリア・クイーンズランド	2000	
10	モクラニャツ音楽院	セルビア・ベオグラード	2001	
11	ホーチミン市立音楽院	ベトナム・ホーチミン	2003	
12	国立台南芸術学院	台湾・台南	2003	
13	ハノイ国立音楽院	ベトナム・ハノイ	2003	
14	国民大学	韓国・ソウル	2003	2
15	蔚山大学	韓国・蔚山	2008	16
16	済州大学	韓国・済州	2010	
17	大連大学	中国・大連	2011	2
18	サンタ・イサベル大学 *	フィリピン・マニラ	2013	2
19	アサンプション大学 *	タイ・バンコク	2014	
20	東北師範大学人文学院	中国・長春	2014	
21	サナタ・ダルマ大学 *	インドネシア・ジョグジャカルタ	2016	
22	チュラロンコン大学	タイ・バンコク	2017	1

## エリザベト音楽大学

### 2. 海外交流協定大学との交流内容

海外交流協定大学とは、図表 A-2-2 のような国際交流を展開している。演奏会やマスタークラスの実施、各大学の公式行事への相互訪問等のほか、ブリュッセル王立音楽院、トリニティ・カレッジ、蔚山大学の教員を客員教授として迎えた実績がある。

図表 A-2-2 「海外交流協定大学との主な交流内容」(過去 5 年)

年度	実施日	内容	交流大学	開催地
2013	5/12～23	アサンプション大学 短期ステイ・夏期講習会 タイのアサンプション大学の学生が来広し、本学で特別講義を受講し、音楽施設などの見学も行った。	アサンプション大学	エリザベト音楽大学
2013	6/21～22	サント・トマス大学で大学院の留学生入試を行い、演奏学科教員による演奏会を開催し、交流を深める。	サント・トマス大学	サント・トマス大学
2014	5/25～6/4	アサンプション大学 短期ステイ・夏期講習会 タイのアサンプション大学の学生が来広し、本学で特別講義を受講し、音楽施設などの見学も行った。	アサンプション大学	エリザベト音楽大学
2014	7/4	国民大学の学生 4 人と教員 1 人が来学 本学学生との交流演奏会	国民大学	エリザベト音楽大学
2015	6/24～27	四川音楽学院で大学院の留学生入試を行い、演奏学科教員による演奏会を開催し、交流を深める。	四川音楽学院	四川音楽学院
2016	4/19～21	サント・トマス大学合唱団コーロ・トマジノー広島公演 指揮：本学修士生ロナン・ホヨホイ（19日：ザビエルホール、20日：世界平和記念聖堂、21日：本学ロビーコンサート）	サント・トマス大学	エリザベト音楽大学
2016	5/16～19	国民大学ピアノフェスティバルに本学教員・学生が出演 同大学創立 70 周年記念行事 PAN ASIA CONCERT に本学教員・学生が参加。レッスンも実施。	国民大学	国民大学
2016	8/22～25	四川音楽学院の学生 12 人によるデジタル鍵盤楽器短期研修	四川音楽学院	エリザベト音楽大学
2016	11/19	インドネシアのサナタ・ダルマ大学ホールで開催される演奏会に、本大学院修士課程の学生 3 人が出演。	サナタ・ダルマ大学	サナタ・ダルマ大学
2017	3/18	スプリングフェスティバル「吹奏楽の祭典 蔚山大学（韓国）との交流演奏会」 韓国・蔚山大学ウインドアンサンブルを招いて、本学のウインドアンサンブルと交流演奏会を行う。	蔚山大学	エリザベト音楽大学
2017	4/14	両大学の大学院生による演奏会を開催し交流を深める。	チュラロンコン大学	エリザベト音楽大学

なかでも四川音楽学院とは、A-1-①で述べたように二重学位プログラムについての協定書（「1-2-1 プログラム」）を締結しており、学部はこの制度を利用した留学生を迎えている。

平成 20(2008)年 6 月には「四川音楽学院・エリザベト音楽大学 友好交流協定書」を

締結し、教員間、学生間の交流等、多様な交流活動によって、双方の教育と研究活動の一層の発展を図っている。直近では平成 28(2016)年 8 月に、四川音楽学院でデジタル鍵盤楽器を学ぶ学生 12 人を本学で受入れ、短期研修を行った。学生たちは講師 3 人による個人レッスンを受け、最終日には成果を披露し、本学の学生の演奏も併せて行い交流を深めた。

さらに、平成 24(2012)年 6 月には、教員海外研修に関する「四川音楽学院 エリザベト音楽大学 教員研修協定書」を結び、同年より同学院教員数人の受入れを開始した。同年 10 月より 3 人の教員が来学し、本学において 4 か月の滞在期間中、実技指導を中心とする研修を受けた。平成 25(2013)年 10 月には、特定研究生 4 人を迎え、約 3 か月間本学の専任教員から実技指導を受け、帰国前の 1 月には演奏会を行った。このように、平成 24 (2012)年度以降、毎年、四川音楽学院から、教員の受入れを継続して行っている。

平成 28(2016)年 6 月には、東北師範大学人文学院 (中国) と「東北師範大学人文学院 エリザベト音楽大学 教員研修協定書」を締結し、同年 9 月には、2 人を受入れている。

図表 A-2-3 「教員研修協定による教員の受入れ状況」

研修期間	専門	人数	協定校
2012 年度 後期 10/30～1/28	デジタル鍵盤楽器	1	四川音楽学院
	ピアノ	1	
	ヴァイオリン	1	
2013 年度 後期 10/21～1/23	声楽	1	四川音楽学院
	ピアノ	1	
	ヴァイオリン	1	
	クラリネット	1	
2014 年度 後期 9/17～1/16	ヴァイオリン	1	四川音楽学院
	トロンボーン	1	
2015 年度 前期 3/31～7/23	声楽	1	四川音楽学院
	ピアノ	1	
2015 年度 後期 9/28～1/22	ピアノ	1	四川音楽学院
	ヴィオラ	1	
2016 年度 前期 4/2～7/20	声楽	1	四川音楽学院
	ソルフェージュ	1	
2016 年度 後期 9/22～1/28	ピアノ	2	東北師範大学人文学院
2017 年度 前期 3/29～7/20	デジタル鍵盤楽器	1	四川音楽学院
	ヴァイオリン	1	

このほか、アサンプション大学 (タイ) とは意欲的に交流を行い、平成 25(2013)年 5 月には同大学学生 15 人 (引率教員 1 人) を約 10 日間の短期プログラムで受入れ、翌年平成 26(2014)年度にも受入れた。短期プログラムでの講習会では、“Music of Human Life” など「英語による音楽史」や「広島歴史」についての講習に加え、音楽産業や音楽施設の見学なども行った。滞在と同時期に開催された本学の大学祭後夜祭では、アサンプション大学の学生が衣装をまとってのタイの伝統的な踊りも披露し、本学学生との交流を深めた。

以上のように、アジアを中心に海外交流協定大学が増加しており、国際交流は活発であると判断できる。今後も大学院修士課程あるいは博士後期課程のみでなく、学部の留学生の受入れに向けて、留学生入試の実施や教員間の交流等について検討するなど、海外の大学との交流を積極的に進めていく。

また、一部の海外交流協定大学とは交流がない場合があり、今後交流を積極的に働きかけていく。

□エビデンス集(資料編)【資料 A-2-1:エリザベト音楽大学 2018 大学案内 募集要項 p. 43 「交流協定校一覧」】【資料 A-2-2: Elisabeth EYE vol. 46、49、51、58、59】【資料 A-2-3: 学校法人エリザベト音楽大学 2012(平成 24)年～2015(平成 27)年度事業報告書「国際交流」】【資料 A-2-4: スプリングフェスティバル「吹奏楽の祭典～蔚山大学(韓国)との交流演奏会～」チラシ】【資料 A-2-5: “EXCHANGE CONCERT” チラシ】【資料 A-2-6: 四川音楽学院・エリザベト音楽大学 友好交流協定書】【資料 A-2-7: 四川音楽学院 エリザベト音楽大学 教員研修協定書】【資料 A-2-8: 東北師範大学人文学院 エリザベト音楽大学 教員研修協定書】

## A-2-② カトリック大学等との交流の取組み

### 1. カトリック大学との交流

本学は、カトリック・イエズス会を設立母体としており、かつそれを指導原理とし、AJCU-AP(アジア・パシフィックイエズス会大学連盟)に加盟している。学長は毎年開催される総会に参加し、アジアのカトリック教育機関として取組むべき課題や果たすべき役割について意見交換をしている。また、同連盟は、平成 20(2008)年よりサービス・ラーニング・プログラムも実施している。これは、イエズス会大学のイグナチオ的教育方針に基づき、「研究と教育の場(大学)」と「(途上国の)地域社会への貢献」を融合させることを目的とするプログラムであり、本学学生も参加し、フィリピン等各地の大学訪問や地域の奉仕活動を行っている。

また、本学は、ASEACCU(東南アジア及び東アジアカトリック大学連盟)にも加盟している。学長は毎年開催される総会に参加するとともに、学生は国際学生会議に参加し、各国の大学生とそれぞれのテーマについて意見交換等を行っている。これらの国際的なカトリック大学のネットワークによる活動内容は、図表 A-2-3 のとおりである。

なお、ASEACCU の総会・国際学生会議は、平成 29(2017)年度はアサンプション大学で、平成 30(2018)年度は本学で行われる予定である。

図表 A-2-3 「カトリック大学ネットワークに基づいたプログラム活動内容」

年度・月	概要	内容	開催地
2012 年度 8 月	AJCU-AP に学長が参加	各地域の大学をめぐる状況について、情報交換。本学は、輔仁大学との協定延長、四川音楽学院との交流演奏会、若手教員の国外研修の協力等について発表。	台湾・輔仁大学

エリザベト音楽大学

2012年度 8月	ASEACCU 国際学生会議に、学生3人、引率教員1人が参加。	テーマ：「サービス・ラーニング・プログラムから社会的起業家精神へ」 社会福祉施設や企業を見学し、サービス・ラーニングから何を学び、どのような社会貢献ができるかについて討議し、プレゼンテーションを行った。	台湾・文藻外語学院
2013年度 8月	AJCU-AP に学長が参加	各地域の大学をめぐる状況について、情報交換。本学は、四川音楽学院の教員研修、アサンプション大学の学生研修会等について発表。	ソウル・西江大学
2013年度 8月	AJCU-AP 主催のサービス・ラーニングプログラムに、学生3人、引率教員1人が参加。	テーマ：「貧しい人々への愛」 貧困地域の見学や家庭訪問を行い、イグナチオ的教育方針に基づいた社会貢献について学んだ。	フィリピン・カラバンガ・ナガ市郊外
2014年度 8月	AJCU-AP に学長が参加	各地域の大学をめぐる状況について、情報交換。四川音楽学院の学生が1-2-1プログラムで来日すること、東北師範大学人文学院との交流が始まったこと、国民大学のピアノの学生との交流演奏会等について発表。	フィリピン・アテネオ・デ・ダバオ大学
2014年度 8月	ASEACCU の総会に学長が参加。 ASEACCU の国際学生会議に、学生2人、引率教員1人が参加。	テーマ：「社会正義のためのカトリック高等教育」 総会では、基調講演、パネルディスカッション、プレゼンテーション、ワークショップ等に参加。 国際学生会議では、カトリシズムに基づく社会正義についての講義を受けた後、原住民文化維持施設やイスラム教研究施設などを訪問。	フィリピン・アテネオ・デ・ダバオ大学
2015年度 7月	世界イエズス会大学学長会議に学長が参加	社会正義や、イエズス会大学の国際交流の現状と将来への展開をテーマとした講演が行われた。	オーストラリア・メルボルン
2015年度 7月	AJCU-AP に学長が参加	各地域の大学をめぐる状況について、情報交換。東ティモールとミャンマーの支援について協議を行った。帰路、東ティモールのイエズス会学校を視察。	オーストラリア・メルボルン
2015年度 8月	ASEACCU の総会に学長が参加	カトリック高等教育と諸宗教対話をテーマに話し合いを行った。併せて、ジョグジャカルタ市にあるイエズス会大学のサナタ・ダルマ大学を訪問し、同地で12月に開催される本学教員による演奏会の打合せ等を行った。また、同市の国立の芸術学院の音楽学部の先生と連携協力の相談を行った。	インドネシア・ソエジジャブラナータカトリック大学
2016年度 8月	AJCU-AP に学長が参加	各地域の大学をめぐる状況について、情報交換。環境問題について、サステイナビリティ、エネルギー等に関する〈ラウダート・シ〉(教皇フランシスコによる回勅) にならって検討した。	インドネシア・サナタ・ダルマ大学
2016年度 8月	ASEACCU の総会に学長が参加。 ASEACCU の国際学生会議に、学生2人、引率教員1人が参加。	テーマ：「共通の家(地球)との保全における原住民族の文化・伝統の尊重」 地球の環境問題への取組みを討論した。アポリジニココミュニティや日本人墓地を訪問した。	オーストラリア・ノートルダム大学 ブルームキャンパス

## 2. その他の交流

平成 26(2014)年 8 月には、韓国で行われたアジアのカトリック青年の集い「第 6 回アジアニュースデー」に学生が参加し、お互いの信仰についての分かち合いを体験した。

平成 28(2016)年 9 月には、日本カトリック大学連盟創設 40 周年記念事業である「カトリックのルーツを辿る旅」に学生が参加した。カトリックの総本山ヴァチカンでは、教皇の一般謁見にも参列し、カトリックゆかりの地であるイタリアの 4 都市（ミラノ、フィレンツェ、アッシジ、ローマ）では、キリスト教芸術に間近で接する機会を得た。

平成 29(2017)年 3 月初旬には、ベルギー王国下院議長を団長とする一行が本学を訪問した。本学の創立者で初代学長のエルネスト・ゴーセンス神父はベルギー出身であり、本学は、同神父ゆかりのベルギー国エリザベト王太后を後援者としてその名を冠して発足し発展してきた。この訪問は、本学の原点を再確認する絶好の機会となった。また 3 月中旬には、フランチェスコ・モンテリーズィ枢機卿が本学を訪問した。同行したイタリア・マルケ州ペーザロ市の副市長からは、同市の音楽院と本学の提携等、今後の交流の可能性について言及された。

平成 27(2015)年に広島市と締結した「広島市とエリザベト音楽大学との連携・協力に関する協定書」に基づいて、平成 28(2016)年 7 月には、広島市の姉妹都市である韓国大邱広域市主催の「チメクフェスティバル」に金管楽器の学生 11 人と教員 1 人が参加し、金管アンサンブルによるコンサートを 2 公演行った。参加した様々な国や地域の方々と音楽をとおして、文化交流を深める機会を持つことができた。

以上のように、本学は、カトリシズムの精神に基づいて創立された大学として、カトリック大学との交流を活発に行っている。

□エビデンス集（資料編）【資料 A-2-9：AJCU-AP Official Website:Charter Members】【資料 A-2-10：学校法人エリザベト音楽大学 2012(平成 24)～2015(平成 27)年度事業報告書「国際交流」】【資料 A-2-11：Elisabeth EYE vol.46、49、52、55、58、59】【資料 A-2-12：広島市とエリザベト音楽大学との連携・協力に関する協定書】【資料 A-2-13：“2016 DAEGU SISTER CITIES PERFORMERS CONCERT” チラシ】

### (3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神と教育理念に基づき、近年、海外交流協定大学との国際交流を積極的に展開している。今後もこうした活動を継続し国際交流を深めていくなかで、国際社会に貢献する人材を養成していく。

なお、平成 29(2017)年 8 月には、広島市の助成を受け、ドイツのハノーファー市とベルリン市において演奏会を行う予定である。広島市との姉妹都市であるハノーファー市においては演奏会開催のほか、原爆に関する実物資料の展示を行い、本学の修了生で被爆体験伝承の語り部でもある非常勤教員も同行し、被爆の実相と「ヒロシマの心」を世界に向けて発信していく予定である。ベルリン市においては、「Young Euro Classic 音楽祭」に参加し、オーケストラと合唱による演奏会を行う予定である。同年 10 月には、広島市が招聘するハノーファー女声合唱団と本学学生との交流演奏会を企画している。

**【基準 A の自己評価】**

本学は、教育理念に基づき、近年、特に東アジアを中心とする海外の大学からの留学生の受入れ、交流を積極的に進めてきた。

留学生には、授業料の減免や、外部奨学金獲得の支援等経済的なサポートを充実させる一方、日本語の指導体制を整えきめ細かく指導している。

交流協定校とは、交流演奏会をとおした学生間の交流、本学教員による海外での演奏会の実施等幅広い活動を活発に行ってきた。AJCU-AP、ASEACCU などのカトリック大学等との積極的な国際交流は、本学の教育理念に基づいており、本学の特色を十分に反映した取組みとなっている。

## 基準 B. 社会貢献

### B-1 付属音楽園とエクステンションセンター

#### 《B-1の視点》

B-1-① 付属音楽園：音楽教育をとおした人間性あふれる青少年の育成

B-1-② エクステンションセンター：生涯学習のための多彩なプログラムの提供

#### (1) B-1の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

#### (2) B-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 付属音楽園：音楽教育をとおした人間性あふれる青少年の育成

付属音楽園は、4歳児(年中)から高校3年生までを対象に、単に演奏テクニックを指導するだけではなく、音楽の「こころ」を表現できるよう、実技・ソルフェージュ・人間教育の3つを柱に、総合的で体系的な一貫教育を行っている。

レッスン部門（個人レッスン・ソルフェージュ・幼児クラス・アンサンブル）と合唱団「プエリ カンタンテス」の2部門から構成されている。

大学付属という人的・物的とも恵まれた環境を如何なく発揮させるため、園長(学長)のもと、平成23(2011)年度より副園長として2人の大学名誉教授を配し、音楽園講師に加え、大学教員も音楽園生の教育に携わっている。音楽園生一人ひとり到達目標に応じた指導を行っている。特にソルフェージュ教育は、基礎教育システムである「＜音楽家の耳＞トレーニング教育法」に基づいて行われている。音楽園生自身が具体的な目的や目標をもって学習できるよう、「＜音楽家の耳＞トレーニング検定試験」や「エリザベト演奏グレード検定試験」も活用している。さらに、大学内の本格的コンサートホール（セシリアホール、ザビエルホール）での演奏発表も、音楽園生にとって貴重な経験の積み重ねとなっている。カトリック大学の付属音楽園ならではの楽しい行事として、クリスマス会等も開催している。

また、音楽園講師の研鑽のため、大学主催の公開講座等を積極的に受講させるなど、教育力の向上に努めている。

以上のとおり、開設以来5,000人以上の青少年が在籍した付属音楽園は、芸術としての音楽教育をとおして、人間性あふれる青少年を育成してきた。

□エビデンス集（資料編）【資料 B-1-1：2017(H. 29)年度エリザベト音楽大学付属音楽園募集要項】【資料 B-1-2：付属音楽園レッスン部門 ソルフェージュ募集案内】【資料 B-1-3：＜音楽家の耳＞トレーニング検定試験、エリザベト演奏グレード検定試験受験案内】【資料 B-1-4：レッスン部門コンサート&クリスマス会案内】

B-1-② エクステンションセンター：生涯学習のための多彩なプログラムの提供

エクステンションセンターでは、子どもから大人までを対象とする生涯学習のための多彩なプログラムを提供するため、レッスン部門、講座部門、特別授業聴講制度の3部門を設けている。

レッスン部門はプロフェッショナルコース、アカデミーコース、受験生コース、ステップアップコース、グループコース、海外から招聘している客員教授や国内外で活躍する講師による特別レッスンの6つのコースを設け、作曲・声楽・鍵盤楽器・管弦打楽器等のレッスンを実施している。受講生は各人の経験・技術等に合わせたコースを選択し、レッスン回数を自由に決めることができる。特に中高生には受験生コースが設けられ、音楽大学受験にも対応している。レッスンはエクステンションセンター講師に加え、大学と付属音楽園の教員が担当している。毎年2月には、ステップアップコースとグループコースの合同発表会が開催され、平成28(2016)年度は17回目を数えた。

講座部門は、フルートアンサンブル等の音楽講座だけではなく、イエズス会神父による瞑想講座、教会オルガニストのための講習会、主に高校生以下の子どもたちを対象にするオルガン探検隊など、音楽の専門教育のみならず、カトリシズムの精神に基づく宗教音楽を重視した特色あるプログラムを展開している。

また、海外の著名演奏家による特別講座は、中高生の聴講料を割安料金、あるいは無料にする等、幅広く受講できるよう工夫をしている。

特別授業聴講制度は、学修に積極的な意欲があり、講義に必要な基礎知識を持つ社会人一般を対象に、大学で開講している授業を公開し、専門的な教育を受ける機会を提供している。

以上のとおり、エクステンションセンターは地域に開かれた大学の付属機関として子どもから大人まで対応する生涯学習のための多彩なプログラムを提供している。

□エビデンス集（資料編）【資料 B-1-5：エリザベト音楽大学エクステンションセンター受講案内 2017 年度版】【資料 B-1-6：エクステンションセンター ステップアップコース & グループコース第 17 回発表会案内・プログラム】【資料 B-1-7：エクステンションセンター フルート、声楽公開レッスン案内など】

### (3) B-1 の改善・向上方策

少子化に伴い、付属音楽園の在籍者数はやや減少傾向にあるので、今まで以上にホームページや各種メディアを活用して積極的に広報宣伝を行う。エクステンションセンターの受講生はかなり積極的な学修意欲を持っているので、その期待に応えるため、さらなるプログラムを充実させる。

## B-2 音楽活動等を通じた社会貢献

### 《B-2 の視点》

#### B-2-① 音楽活動等を通じた社会貢献の取組み

##### (1) B-2 の自己判定

基準項目 B-2 を満たしている。

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-① 音楽活動等を通じた社会貢献の取組み

本学の特色ある社会貢献活動としては、演奏会、公開講座、行政や教育機関、地域との連携、大学施設の開放があり、地域における音楽文化の醸成と活性化をもたらしている。

1. 演奏会

本学主催演奏会はすべて公開で行い、毎回学外からも多数の来聴者がいる。各演奏会では趣向を凝らしたプログラムを披露し、特に定期演奏会は平成 28(2016)年には第 76 回を数え、地域社会の音楽文化に寄与している。各演奏会ではアンケート調査により貴重な意見を取得することができ、その後の活動に活かしている。平成 28(2016)年度の主な本学主催演奏会は以下のとおりである。

図表 B-2-1 「主な本学主催の演奏会」

月日	演奏会名	会場	内容
6/3	エリザベト音楽大学コンサートシリーズ① み心の祝日 スピリチュアルコンサート	世界平和記念聖堂	パイプオルガン独奏と合唱
7/31	エリザベト音楽大学コンサートシリーズ② サマーコンサート	セシリアホール	リコーダー、ピアノ、チェンバロの演奏
10/21	第 75 回定期演奏会 指揮：矢崎彦太郎	セシリアホール	ピアノ協奏曲、交響曲、オペラ序曲
10/22	特別演奏会 東広島公演 (東広島市大学連携推進事業)	東広島芸術文化ホールくらら	同上
12/3	チャリティークリスマスコンサート	セシリアホール	ヘンデル：メサイアほか
3/6	春季大学院新人演奏会	セシリアホール	春季卒業生から選抜
3/12	卒業研究発表・演奏会	ザビエルホール	発表・演奏者は音楽文化学科卒業生から選抜
3/12	卒業演奏会	セシリアホール	独奏者は演奏学科卒業生から選抜
3/18・3/19	スプリングフェスティバル	セシリアホール	蔚山大学との交流演奏会ほか

学生及び教職員による自主的な学内外での演奏会や学外からの依頼に応じた演奏会については、音楽文化、音楽教育及び演奏技術の向上、地域社会の音楽文化向上に貢献するものとして、大学全体として積極的に支援・推進している。学生たちは積極的に学外での演奏活動(一部は授業の一環として実施)を行うことにより、音楽をとおした社会貢献活動の意義について、在学中に学修している。

本学が関わった平成 28(2016)年度、学内外で実施した主な演奏活動は次のとおりである。

図表 B-2-2 「学内外の主な演奏活動」

- ・熊本震災犠牲者のためのチャリティーコンサート（本学エントランスホール）
- ・原爆犠牲者慰霊演奏会（同窓会と共催で毎年 8 月 6 日の夜にフォーレのレクイエムを隣接する世界平和記念聖堂で歌う。）
- ・地域や商店街の祭りへの参加（フラワーフェスティバル、シャレオ大学生コンサート、東広島市酒まつり）
- ・県立美術館ロビーコンサート
- ・病院・福祉施設での演奏会
- ・保育園、幼稚園での音楽鑑賞会
- ・広島市オペラ推進委員会主催のオペラ
- ・広島県社会福祉協議会西区支部主催祝賀会でのコンサート
- ・各種新人演奏会及びプロミシングコンサートへの出演

## 2. 公開講座

### (1) スプリングフェスティバル文化講演会

本学が平成 21(2009)年度から毎年 3 月に 2 日間にわたり開催しているスプリングフェスティバル（音楽祭）では、オーケストラやオペラ、子ども向けの音楽会など様々な演奏会や講演会を開催している。平成 29(2017)年 3 月に行われたスプリングフェスティバル文化講演会では、「イスラム教とキリスト教—信仰と音楽—」と題し、2 人の講師による講演と本学教員を交えての討論会があり、多くの来場者が熱心に耳を傾けた。

### (2) パフォーマンス・フォーラム

平成 13(2001)年度から開講している学部授業科目「パフォーマンス・フォーラム」を公開講座とし、広く市民に提供している。レクチャーコンサート、公開レッスンなどの授業を、公開講座として実施している。ほとんどの講座は事前の申込を不要としているため、一般からの正確な参加者数は不明だが、毎回十数人程度の来聴者がみられる。

### (3) 大学院公開講座

大学院では、国内外の一流音楽家を招聘して、毎年 1、2 回の公開講座（公開レッスンないし公開授業）を実施している。講座の内容は、特定の専門領域に偏ることなく、声楽、器楽、作曲、音楽学など多岐にわたるよう配慮している。なお、一部の講座は、上記の「パフォーマンス・フォーラム」と合同で実施することもある。

### (4) 高大連携授業による公開授業

本学は一般社団法人「教育ネットワーク中国」の加盟校として、平成 14(2002)年度より 10 科目前後の正規授業を外部に公開授業として提供している。履修者は少数ではあるが一定数が受講をしている。高校生がこれらの授業を受講したのち、本学に入学した場合は単位認定もされている。

### (5) 器楽講習会

広島県尾三地区と福山地区にて、本学学生等が講師となり、器楽講習会を開催している。平成 28(2016)年に、尾三地区では、9 校から 153 人の高校生が参加した。福山地区では、24 校から 605 人の中学生が参加した。

### (6) 教員免許更新講習

平成 21(2009)年度に導入された教員免許更新制に伴い、本学では同年度より音楽科教員を対象とした講習を開設している。講習は音楽大学としての強みを活かし、学校現場ですぐ活用可能な実践的内容となっている。受講者数は、定員 40 人として、平成 25(2013)年度は 41 人、平成 26(2014)年度が 45 人、平成 27(2015)年度が 48 人である。申込者が毎年

増加しているため、平成 28(2016)年度は定員を 60 人と増やし、受講者は 63 人となっている。

(7) 出前授業

本学では高等学校において、本学教員が授業や演奏会等を行う、いわゆる「出前授業」を年間 30 か所(のべ数)で行うことを目標にして実行してきた。平成 26(2014)年度 32 校、平成 27(2015)年度 31 校、平成 28(2016)年度は 27 校において実施した。

3. 行政や教育機関、地域との連携

(1) 行政との連携事業

本学は以下のとおり、広島県、広島市と協定を結んでいる。

図表 B-2-3 「行政との連携協定」

広島県とエリザベト音楽大学との連携協力協定	2015 年 12 月
広島市とエリザベト音楽大学との連携協力協定	2015 年 9 月

その連携事業として平成 28(2016)年度は以下のことを実施した。

図表 B-2-4 「広島県交流事業」

年月日	事業名	内容
2016 年 7 月 24 日	ピース・アーチひろしま 2016 ニコール・カベル公開マスタークラス	本学学生へのマスタークラス
2016 年 8 月 20 日	ピース・アーチひろしま 2016 地元アーティスト・コンサート	学生による企画・運営と演奏 エレクトーン、マリンバ等

図表 B-2-5 「広島市交流事業」

年月日	事業名	内容
2016 年 7 月 26 日～29 日	大邱チメクフェスティバル	金管アンサンブル(学生 11 人と教員 1 人)の演奏
2016 年 12 月 24 日、25 日	威風堂タクラシック in Hiroshima	学生 3 人が実行委員を担い、7 人は本学教員の指導のもと、演奏協力をする。
2016 年 12 月 28 日	市民サロンコンサート	学生によるヴァイオリンとピアノの演奏

その他、広島市文化事業団アステールプラザと本学の共催で、平成 28(2016)年 10 月 7 日と 8 日にアートマネジメント講座とシンポジウム「音楽による街づくりを考える」を開催して、2 人の教員がコーディネーター、パネリストとして参加した。

(2) 教育機関との連携事業

本学は図表以下のとおり教育機関と協定を結んでいる。

図表 B-2-6 「本学と教育機関との連携協定」

上智大学及びエリザベト音楽大学の学生交流協定	2010 年 9 月
広島国際大学とエリザベト音楽大学との協力と連携に関する包括協定	2011 年 2 月

広島女学院大学とエリザベト音楽大学との協力と連携に関する包括協定	2011年4月
広島県立熊野高等学校とエリザベト音楽大学との教育提携協定	2011年1月
梅光学院高等学校（山口県）とエリザベト音楽大学との教育提携協定	2016年2月
出雲北陵高等学校（島根県）とエリザベト音楽大学との教育提携協定	2016年6月
高知県立高知丸の内高等学校とエリザベト音楽大学との教育提携協定	2016年11月

イエズス会という設立母体を同じくする上智大学とは交換留学の協定を結び、過去1人の学生が学んだ。

広島国際大学とは、同大学主催の語学研修プログラムに本学の学生が参加した。また、同大学の式典で本学学生が演奏するなど、交流を深めている。

広島県立熊野高等学校、梅光学院高等学校、出雲北陵高等学校、高知県立高知丸の内高等学校とは教育提携協定を結び、本学の教員が高校で授業や実技指導を行い、学習機会の拡充に協力をしている。他県の3校からはオープンキャンパスツアーとして、本学来校の機会を特別に設け、個別レッスンや大学内の通常の授業に参加する等のプログラムを提供している。

その他、カトリック校である広島学院中学校・高等学校、ノートルダム清心女子中学校・高等学校と本学の3校による企画で毎年チャリティイベント「クリスマスの集い」を行っている。

### (3) 地域との連携事業

特定非営利活動法人「音楽は平和を運ぶ」と本学は連携・協力協定を平成28(2016)年6月に結び、それに基づいて演奏会を本学セシリアホールで共催した。その際、本学教員と学生は演奏協力を行った。

広島市民が幅広く参加する年末恒例の「第九ひろしま」（主催：中国放送、中国新聞）には、本学学生が合唱団に参加し、合同演奏をとおして広島市民と交流を深めている。これは授業科目「第九合唱Ⅰ・Ⅱ」として単位化されており、学生は半期にわたり練習を重ね、演奏会当日にその成果を発表する。本学教員は本学学生のほか、合唱に参加する一般市民の練習の指導にもあたっている。

地元の広島交響楽団の演奏会に教員・学生が楽器演奏、合唱で賛助出演する機会もあり、プロフェッショナルな文化団体との協働活動をしている。

大学に隣接する世界平和記念聖堂（カトリック幟町教会）の12月24日の晩のクリスマスミサで、本学学生が聖歌隊員として、グレゴリオ聖歌を歌う典礼奉仕を行っている。これは、授業科目「宗教音楽Ⅰ・Ⅱ」、「人間学Ⅰ-1」の実践の場であり、建学の精神を学生に体験させる貴重な機会となっている。このクリスマスミサは一般市民の参加者も多く、グレゴリオ聖歌を聴く貴重な機会となっている。

## 4. 大学施設の開放

本学の施設は、学生や教職員の使用を第一優先としているが、学外者についても地域社会の音楽文化の発展または音楽教育に関する目的の利用については、所定の手続きを経たうえで認めている。

なかでも音楽を通じた社会貢献に資するものとして、以下のコンクールは毎年開催され恒例となり、多数の来場者が本学を利用している。

図表 B-2-7 「本学で開催される主なコンクール」

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヴォーカルアンサンブル コンテスト in ひろしま(広島県合唱連盟との共催)</li> <li>・大阪国際音楽コンクール広島予選</li> <li>・ショパン国際コンクール in ASIA 広島地区予選</li> <li>・全国バッハコンクール広島地区予選</li> <li>・全日本ジュニアクラシック音楽コンクール広島予選</li> <li>・東京国際声楽コンクール中国大会 (東京国際芸術協会主催)</li> <li>・日本ピアノ教育連盟 (JPTA) ピアノオーディション</li> <li>・ピティナピアノコンベンション</li> <li>・ピティナピアノステップ演奏検定(全日本ピアノ指導者協会主催)</li> <li>・広島県高等学校独唱コンクール</li> <li>・ブルグミュラーコンクール広島予選・中国大会ファイナル(全日本ピアノ指導者協会主催)</li> <li>・ベートン音楽コンクール広島地区予選・大会</li> <li>・ヨーロッパ国際ピアノコンクール in Japan 広島地区予選・本選</li> </ul>
---

平成 28(2016)年度、セシリアホールは 28 件、ザビエルホールは 43 件、西条キャンパスは 7 件の使用を認めた。セシリアホールでは、同窓生による演奏会、平和活動につながる演奏会や行政との連携事業としての演奏会が行われた。ザビエルホールは学生の研究発表にも適した使いやすい大きさと音響のホールであり、演奏会のみならず、公開講座、レクチャーコンサートや録音会場としての使用もある。西条キャンパスは本学学生に加え、中学校吹奏楽部の夏季合宿としての使用もあった。

以上のとおり、本学は多数の演奏会、公開講座を提供することにより社会に貢献している。さらには、行政、教育機関、地域文化団体と協定を結び、それに基づき連携事業を展開している。また大学施設を開放することにより、多数の一般市民が本学で音楽文化に触れている。本学は地域に開かれた音楽大学の役目を大いに果たしている。

□エビデンス集 (資料編) 【資料 B-2-1：平成 28(2016)年度本学主催の主な演奏会一覧、チラシ、プログラム】【資料 B-2-2：平成 28(2016)年度スプリングフェスティバルチラシ】  
 【資料 B-2-3：平成 29(2017)年度パフォーマンス・フォーラム案内】 【資料 B-2-4：平成 28(2016)年度大学院公開講座チラシ】 【資料 B-2-5：平成 29(2017)年度エクステンションセンター要項、高大連携事業による公開授業について】 【資料 B-2-6：器楽講習会資料】  
 【資料 B-2-7：教員免許更新講習についての文部科学省提出書】【資料 B-2-8：平成 26(2014)～平成 29(2017)年度実施出前授業一覧】 【資料 B-2-9：広島県とエリザベト音楽大学との連携協力協定書、広島市とエリザベト音楽大学との連携・協力に関する協定書、上智大学及びエリザベト音楽大学における学生交流協定書、広島国際大学とエリザベト音楽大学との協力と連携に関する包括協定書、広島女学院大学とエリザベト音楽大学との協力と連携に関する包括協定書、広島県立熊野高等学校とエリザベト音楽大学との教育提携協定書、梅光学院高等学校とエリザベト音楽大学との教育提携協定書、出雲北陵高等学校とエリザベト音楽大学との教育提携協定書、高知県立高知丸の内高等学校とエリザベト音楽大学と

の教育提携協定書、特定非営利活動法人「音楽は平和を運ぶ」とエリザベト音楽大学との連携・協力に関する協定書】【資料 B-2-10：広島県、広島市交流事業チラシ】【資料 B-2-11：教育機関との連携事業チラシ】【資料 B-2-12：シラバス「特別講義・演習 第九合唱」、「宗教音楽Ⅰ・Ⅱ」、「人間学Ⅰ-1」】【資料 B-2-13：広島交響楽団第 365 回定期演奏会プログラム】【資料 B-2-14：エリザベト音楽大学探検ツアーチラシ】【資料 B-2-15：アートマネジメント講座チラシ】【資料 B-2-16：セシリアホール、ザビエルホール、西条キャンパス使用申請書】

### (3) B-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は社会と密着して貢献活動を積極的に行っている。これを継続しながら、本学の特色を活かしつつ地域の人々の要望に沿った活動をさらに発展させる。特に宗教音楽を多くの人に、より親しんでもらうため、毎年、現在国内外で活躍中の作曲家に宗教合唱曲を委嘱し、発表する取組みを始める。

#### 【基準 B の自己評価】

本学は創立以来、学生のためだけではなく、地域にも門戸を広げ、付属音楽園、エクステンションセンターでは音楽教育を行っている。多数の演奏会や公開講座、行政や教育機関、地域文化団体との連携事業をとおして、また大学施設の開放をとおしても、多種多様な貢献活動を日々積極的に行っている。そうした活動により、本学は地域社会の中で音楽教育の活性化と音楽文化の発展に大いに寄与してきた。今後はホームページや各種メディアを活用して積極的に広報宣伝を行い、さらなる工夫を行い、社会貢献を果たしていきたい。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	

エリザベト音楽大学

【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人エリザベト音楽大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	エリザベト音楽大学 2018 大学案内 募集要項	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	エリザベト音楽大学学則	
	エリザベト音楽大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	エリザベト音楽大学 2018 大学案内 募集要項 エリザベト音楽大学大学院音楽研究科学生募集要項	【資料 F-2】と同じ
【資料 F-5】	学生便覧	
	2017(H. 29)年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2017(平成 29)年度エリザベト音楽大学事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人エリザベト音楽大学 2016(平成 28)年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	エリザベト音楽大学規程集「目次」	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	2017(平成 29)年度法人役員名簿(2017. 4. 1 現在)	
	2016(平成 28)年度 理事会出席者名簿 評議員会出席者名簿	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	

	平成 24 年度計算書類及び監事監査報告書 平成 25 年度計算書類及び監事監査報告書 平成 26 年度計算書類及び監事監査報告書 平成 27 年度計算書類及び監事監査報告書 平成 28 年度計算書類及び監事監査報告書	
<b>【資料 F-12】</b>	履修要項、シラバス 2017 (H. 29) 年度学生便覧 シラバス	<b>【資料 F-5】</b> と同じ

基準 1. 使命・目的等

エリザベト音楽大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性</b>		
【資料 1-1-1】	学校法人エリザベト音楽大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	エリザベト音楽大学学則 エリザベト音楽大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	エリザベト音楽大学人材の養成に関する目的等に関する規程	
【資料 1-1-4】	エリザベト音楽大学大学院人材の養成に関する目的等に関する規程	
【資料 1-1-5】	エリザベト音楽大学教育理念及び行動標語（2017(H. 29)年度学生便覧 p. 2、2017(H. 29)年度「学生生活の手引き」p. 2）	
【資料 1-1-6】	教育理念（学内各所の掲示の写真）	
<b>1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性</b>		
【資料 1-2-1】	「創立者の夢」（エルネスト・ゴーセンス著『芸術と神秘』第14号、1964、pp. 61-64）	
【資料 1-2-2】	2016年度エリザベト音楽大学卒業記念ミサ 卒業式 式次第 2017年度エリザベト音楽大学入学記念ミサ 入学式 式次第	
【資料 1-2-3】	学長告辞（2016年度卒業式、2017年度入学式）	
【資料 1-2-4】	ゴーセンス記念講演資料（2016年度、2017年度）	
【資料 1-2-5】	シラバス「教養演習」、「人間学Ⅰ-1」、「人間学Ⅱ-1・2」、「人間学Ⅲ-1・2」、「宗教音楽Ⅰ・Ⅱ」	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-6】	コンサートチラシ（2016年度スピリチュアルコンサート、チャリティークリスマスコンサート）	
【資料 1-2-7】	ロヨラ国際交流基金規程	
【資料 1-2-8】	学校法人エリザベト音楽大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-9】	エリザベト音楽大学学則 エリザベト音楽大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-10】	エリザベト音楽大学人材の養成に関する目的等に関する規程	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-11】	エリザベト音楽大学大学院人材の養成に関する目的等に関する規程	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-12】	エリザベト音楽大学ホームページ「情報公開」	
【資料 1-2-13】	エリザベト音楽大学戦略マップ	
【資料 1-2-14】	エリザベト音楽大学人材の養成に関する目的等に関する規程	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-15】	エリザベト音楽大学大学院人材の養成に関する目的等に関する規程	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-16】	エリザベト音楽大学ホームページ「3つの方針」	
【資料 1-2-17】	エリザベト音楽大学ホームページ「大学院の3つの方針」	
<b>1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性</b>		
【資料 1-3-1】	ゴーセンス記念講演資料（2016年度、2017年度）	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 1-3-2】	人材養成に関する目的に関する学務・入学試験委員会及び教授会の議事録	
【資料 1-3-3】	人材養成に関する目的に関する大学院研究科教育運営委員会及び研究科委員会の議事録	
【資料 1-3-4】	エリザベト音楽大学ホームページ 2017(H. 29)年度学生便覧 p. 2「建学の精神、教育理念、行動標語」	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-3-5】	シラバス「教養演習」	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-3-6】	2017(H. 29)年度「学生生活の手引き」pp. 1-3「大学の歴史、建学の精神、学則、教育理念、行動標語」	
【資料 1-3-7】	教育理念（学内各所の掲示の写真）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-3-8】	創立者の夢（2階）、建学の精神（3階）、教育理念（4階）、行動標語（5階）各階段室の写真	

エリザベト音楽大学

【資料 1-3-9】	『広島交響楽団 2017 年度 Yearbook』、『私学経営』No. 504(2017年2月)、『教職課程』(2017年4月号)	
【資料 1-3-10】	新入教職員研修会資料	
【資料 1-3-11】	エリザベト音楽大学ホームページ「人材の養成に関する目的」	
【資料 1-3-12】	エリザベト音楽大学ホームページ「大学院人材の養成に関する目的」	
【資料 1-3-13】	エリザベト音楽大学ホームページ「3つの方針」	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 1-3-14】	エリザベト音楽大学ホームページ「大学院の3つの方針」	【資料 1-2-17】と同じ
【資料 1-3-15】	エリザベト音楽大学創立 60 周年 中期計画	
【資料 1-3-16】	エリザベト音楽大学戦略マップ	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 1-3-17】	エリザベト音楽大学 長期計画 (2016 年度～2025 年度)	
【資料 1-3-18】	エリザベト音楽大学ホームページ「3つの方針」	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 1-3-19】	エリザベト音楽大学ホームページ「大学院の3つの方針」	【資料 1-2-17】と同じ
【資料 1-3-20】	各委員会規程	
【資料 1-3-21】	キャンパス・ミニストリー関係資料	
【資料 1-3-22】	2017(H. 29)年度エリザベト音楽大学付属音楽園募集要項	
【資料 1-3-23】	エリザベト音楽大学エクステンションセンター受講案内 2017年度版	
【資料 1-3-24】	エリザベト シンガーズ関係資料	
【資料 1-3-25】	2017(H. 29)年度教学役職及び各委員会構成員	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	エリザベト音楽大学ホームページ「3つの方針」	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 2-1-2】	エリザベト音楽大学ホームページ「大学院の3つの方針」	【資料 1-2-17】と同じ
【資料 2-1-3】	エリザベト音楽大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-4】	エリザベト音楽大学 2018 大学案内 募集要項	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-5】	エリザベト音楽大学大学院音楽研究科学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-6】	大学院入学資格認定に関する規程	
【資料 2-1-7】	エリザベト音楽大学ホームページ「入学者数推移」	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	エリザベト音楽大学ホームページ「3つの方針」	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 2-2-2】	エリザベト音楽大学ホームページ「大学院の3つの方針」	【資料 1-2-17】と同じ
【資料 2-2-3】	2017(H. 29)年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-4】	二重専攻に関する内規	
【資料 2-2-5】	履修単位数について	
【資料 2-2-6】	エリザベト音楽大学 2017 年度カテゴリー制の概要	
【資料 2-2-7】	エリザベト音楽大学ホームページ「特色 GP 選定<音楽家の耳> トレーニング教育法の開発」	
【資料 2-2-8】	上智大学及びエリザベト音楽大学における学生交流協定書	
【資料 2-2-9】	授業評価アンケート	
【資料 2-2-10】	授業評価アンケートへの教員コメント	
【資料 2-2-11】	授業相互参観について (ご案内)	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	授業相互参観について (ご案内)	【資料 2-2-11】と同じ
【資料 2-3-2】	授業観察票	
【資料 2-3-3】	2017(H. 29)年度「学生生活の手引き」 pp. 13-15	【資料 1-3-6】と同じ

エリザベト音楽大学

【資料 2-3-4】	2013 年度後期 学習支援アシスタントについて (実施に関する申し合わせ)	
【資料 2-3-5】	音楽実技実習ティーチング・アシスタントの実施に関する内規	
【資料 2-3-6】	気がかりな学生について (連絡のお願い)	
【資料 2-3-7】	授業評価アンケート	【資料 2-2-9】 と同じ
【資料 2-3-8】	授業評価アンケートへの教員コメント	【資料 2-2-10】 と同じ
<b>2-4. 単位認定、卒業・修了認定等</b>		
【資料 2-4-1】	エリザベト音楽大学学則第 7、8、9、11、12、28 条	【資料 F-3】 と同じ
【資料 2-4-2】	学部・学科教育課程履修規程第 4、22 条	
【資料 2-4-3】	エリザベト音楽大学大学院学則第 7、8、13、14 条	【資料 F-3】 と同じ
【資料 2-4-4】	エリザベト音楽大学の GPA について	
【資料 2-4-5】	学部との 5 年プログラム規程	
【資料 2-4-6】	早期卒業に関する規程	
【資料 2-4-7】	エリザベト音楽大学 2017 年度カテゴリー制の概要	【資料 2-2-6】 と同じ
【資料 2-4-8】	カテゴリー制成績評価について	
【資料 2-4-9】	エリザベト音楽大学ホームページ「3 つの方針」	【資料 1-2-16】 と同じ
【資料 2-4-10】	エリザベト音楽大学ホームページ「大学院の 3 つの方針」	【資料 1-2-17】 と同じ
<b>2-5. キャリアガイダンス</b>		
【資料 2-5-1】	2017 (H. 29) 年度学生便覧 p. 18 「全学共通教養学科目」	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-5-2】	2017 (H. 29) 年度「学生生活の手引き」 p. 15 「教職資料室・キャリア支援室」	【資料 1-3-6】 と同じ
【資料 2-5-3】	エリザベト音楽大学ホームページ「最近の就職状況 (過去 3 年間)」	
【資料 2-5-4】	エリザベト音楽大学に関するアンケート調査について (ご報告)	
【資料 2-5-5】	平成 28 年度教育懇談会資料	
<b>2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック</b>		
【資料 2-6-1】	授業評価アンケート	【資料 2-2-9】 と同じ
【資料 2-6-2】	エリザベト音楽大学 2017 年度カテゴリー制の概要	【資料 2-2-6】 と同じ
【資料 2-6-3】	IR 調査関連資料	
【資料 2-6-4】	卒業生アンケート集計結果	
【資料 2-6-5】	エリザベト音楽大学ホームページ「最近の就職状況 (過去 3 年間)」	【資料 2-5-3】 と同じ
【資料 2-6-6】	授業評価アンケートへの教員コメント	【資料 2-2-10】 と同じ
【資料 2-6-7】	授業観察票	【資料 2-3-2】 と同じ
【資料 2-6-8】	2016 年度教職員研修会資料	
【資料 2-6-9】	教育実習報告資料	
<b>2-7. 学生サービス</b>		
【資料 2-7-1】	エリザベト音楽大学学生相談室ごあんない	
【資料 2-7-2】	2017 (H. 29) 年度「学生生活の手引き」	【資料 1-3-6】 と同じ
【資料 2-7-3】	個人面談用紙	
【資料 2-7-4】	学生相談室、保健室の利用状況	
【資料 2-7-5】	エリザベト音楽大学奨学金制度一覧表	
【資料 2-7-6】	ホームルームでの学生の意見・要望への回答例	
<b>2-8. 教員の配置・職能開発等</b>		
【資料 2-8-1】	2017 (H. 29) 年度学生便覧 pp. 84-87 「エリザベト音楽大学職員録」	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-8-2】	エリザベト音楽大学大学院音楽研究科学生募集要項 pp. 6-7「担当教員一覧」	【資料 F-4】 と同じ
【資料 2-8-3】	教員選考規程	

エリザベト音楽大学

【資料 2-8-4】	教員資格審査委員会規程	【資料 1-3-20】と同じ
【資料 2-8-5】	教員資格基準に関する規程	
【資料 2-8-6】	大学院修士課程教員資格審査委員会規程	【資料 1-3-20】と同じ
【資料 2-8-7】	大学院修士課程教員資格基準に関する規程	
【資料 2-8-8】	大学院博士後期課程教員資格審査委員会規程	【資料 1-3-20】と同じ
【資料 2-8-9】	大学院博士後期課程教員資格基準に関する規程	
【資料 2-8-10】	任期付教員任用規程	
【資料 2-8-11】	業績評価表	
【資料 2-8-12】	自己評価・FD 運営委員会 2016 年度議事録	
【資料 2-8-13】	ゴーセンス記念講演資料 (2016 年度、2017 年度)	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 2-8-14】	2016 年度教職員研修会資料	【資料 2-6-8】と同じ
【資料 2-8-15】	授業相互参観について (ご案内)	【資料 2-2-11】と同じ
【資料 2-8-16】	授業観察票	【資料 2-3-2】と同じ
【資料 2-8-17】	授業評価アンケート	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 2-8-18】	授業評価アンケートへの教員コメント	【資料 2-2-10】と同じ
【資料 2-8-19】	グレゴリオ聖歌短期研修報告書	
【資料 2-8-20】	2016 年度エリザベトコンサートシリーズ開催状況	
【資料 2-8-21】	エリザベト音楽大学研究紀要 XXXVII (2017)	
【資料 2-8-22】	教養教育委員会規程	【資料 1-3-20】と同じ
【資料 2-8-23】	2016 年度教養教育委員会議事録	
<b>2-9. 教育環境の整備</b>		
【資料 2-9-1】	2017 (H. 29) 年度学生便覧 pp. 73-83 「1. 大学本部構内見取図・教室等配置図」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-9-2】	2016 年度消防訓練実施資料、2017 年度消防訓練実施計画	
【資料 2-9-3】	2017 年度緊急(災害)連絡網	
【資料 2-9-4】	ホームルームでの学生の意見・要望への回答例	【資料 2-7-6】と同じ
【資料 2-9-5】	卒業生アンケート集計結果	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 2-9-6】	平成 29 (2017) 年度の履修者数別授業科目数一覧表	

**基準 3. 経営・管理と財務**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>3-1. 経営の規律と誠実性</b>		
【資料 3-1-1】	学校法人エリザベト音楽大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	エリザベト音楽大学管理運営規則	
【資料 3-1-3】	エリザベト音楽大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-4】	エリザベト音楽大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-5】	エリザベト音楽大学ハラスメント防止ガイドライン	
【資料 3-1-6】	エリザベト音楽大学創立 60 周年 中期計画	【資料 1-3-15】と同じ
【資料 3-1-7】	エリザベト音楽大学 長期計画 (2016 年度～2025 年度)	【資料 1-3-17】と同じ
【資料 3-1-8】	エリザベト音楽大学戦略マップ	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 3-1-9】	行動標語ポスター	
【資料 3-1-10】	ゴーセンス記念講演一覧、教職員研修会一覧	
【資料 3-1-11】	エリザベト音楽大学ホームページ「教員一覧」	
【資料 3-1-12】	防火管理規程	
【資料 3-1-13】	エリザベト音楽大学南海トラフ地震防災規程	
【資料 3-1-14】	学校法人エリザベト音楽大学危機管理規程	
【資料 3-1-15】	エリザベト音楽大学セクシュアル・ハラスメント問題委員会規程	【資料 1-3-20】と同じ
【資料 3-1-16】	エリザベト音楽大学ハラスメント防止ガイドライン	【資料 3-1-5】と同じ

エリザベト音楽大学

【資料 3-1-17】	エリザベト音楽大学個人情報保護委員会規程	【資料 1-3-20】と同じ
【資料 3-1-18】	エリザベト音楽大学個人情報の保護に関する規程	
【資料 3-1-19】	学校法人エリザベト音楽大学公益通報に関する規程	
【資料 3-1-20】	エリザベト音楽大学 公的研究費の使用に関する行動規範	
【資料 3-1-21】	2016 年度学生生活オリエンテーション案内チラシ	
【資料 3-1-22】	エリザベト音楽大学ホームページ「情報公開」	【資料 1-2-12】と同じ
【資料 3-1-23】	Web サイト「大学ポートレート」	
【資料 3-1-24】	エリザベト音楽大学ホームページ「財務状況」	
【資料 3-1-25】	エリザベト音楽大学 2015 (平成 27) 年度決算と 2016 (平成 28) 年度予算の概要 (2016 年 9 月 1 日発行)	
【資料 3-1-26】	Elisabeth EYE vol.58	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人エリザベト音楽大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	エリザベト音楽大学管理運営規則	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-3-2】	教授会規程	【資料 1-3-20】と同じ
【資料 3-3-3】	研究科委員会規程	【資料 1-3-20】と同じ
【資料 3-3-4】	協議会規程	【資料 1-3-20】と同じ
【資料 3-3-5】	教授会規程	【資料 1-3-20】と同じ
【資料 3-3-6】	研究科委員会規程	【資料 1-3-20】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	エリザベト音楽大学管理運営規則	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-4-2】	法人役職者懇談会運営内規	
【資料 3-4-3】	学校法人エリザベト音楽大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-4】	エリザベト音楽大学理事会役員出席状況 (2016 年度)	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-5】	エリザベト音楽大学評議員出席状況 (2016 年度)	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-6】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-4-7】	法人役員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-8】	2016 (平成 28) 年度評議員会議案	
【資料 3-4-9】	法人役職者懇談会運営内規	【資料 3-4-2】と同じ
【資料 3-4-10】	2017(平成 29)年度エリザベト音楽大学事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 3-4-11】	教職員業績評価表提出について	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	エリザベト音楽大学管理運営規則	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-5-2】	エリザベト音楽大学 長期計画 (2016 年度～2025 年度)	【資料 1-3-17】と同じ
【資料 3-5-3】	学校法人エリザベト音楽大学就業規則	
【資料 3-5-4】	ゴーセンス記念講演一覧、教職員研修会一覧	【資料 3-1-10】と同じ
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	事業活動収支の実績推移予想 (2015～2020)	
【資料 3-6-2】	消費収支の推移 (2010～2014)	
【資料 3-6-3】	事業活動収支の推移予想 (2017～2026)	
【資料 3-6-4】	金融資産の運用状況 (2011～2015)	
【資料 3-6-5】	平成 24 年度～平成 28 年度計算書類	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-6-6】	平成 29 年度予算書	
【資料 3-6-7】	平成 28 年度財産目録	
【資料 3-6-8】	事業活動収支の推移予想 (2017～2026)	【資料 3-6-3】と同じ
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人エリザベト音楽大学資産運用管理規程	

エリザベト音楽大学

【資料 3-7-3】	監査概要報告書	
【資料 3-7-4】	2016 年度理事会議事録	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	自己評価・FD 運営委員会規程	【資料 1-3-20】と同じ
【資料 4-1-2】	エリザベト音楽大学ホームページ「自己点検・評価報告書」	
【資料 4-1-3】	エリザベト音楽大学ホームページ「大学機関別認証評価」	
【資料 4-1-4】	エリザベト音楽大学ホームページ「自己点検・評価報告書」	【資料 4-1-2】と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	エリザベト音楽大学ホームページ「情報公開」	【資料 1-2-12】と同じ
【資料 4-2-2】	授業観察票	【資料 2-3-2】と同じ
【資料 4-2-3】	授業評価アンケート	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 4-2-4】	卒業生アンケート集計結果	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 4-2-5】	2017 (H. 29) 年度「学生生活の手引き」p. 15「教職資料室・キャリア支援室」	【資料 1-3-6】と同じ
【資料 4-2-6】	進路希望調査票	
【資料 4-2-7】	平成 28 年度教育懇談会資料	【資料 2-5-5】と同じ
【資料 4-2-8】	IR 調査関連資料	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 4-2-9】	エリザベト音楽大学ホームページ「教員一覧」	【資料 3-1-11】と同じ
【資料 4-2-10】	エリザベト音楽大学ホームページ「大学機関別認証評価」	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 4-2-11】	エリザベト音楽大学ホームページ「自己点検・評価報告書」	【資料 4-1-2】と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	エリザベト音楽大学ホームページ「自己点検・評価報告書」	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-3-2】	エリザベト音楽大学ホームページ「大学機関別認証評価」	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 4-3-3】	ゲーゼンス記念講演一覧、教職員研修会一覧	【資料 3-1-10】と同じ
【資料 4-3-4】	2016 年度授業相互参観関係資料	
【資料 4-3-5】	平成 28 年度教育懇談会資料	【資料 2-5-5】と同じ

基準 A. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 留学生の受入れ		
【資料 A-1-1】	留学生の受入れ状況	
【資料 A-1-2】	1-2-1 中日二重学位プログラムについての三者協定書	
【資料 A-1-3】	1-2-1 中国日本二重学位プログラムについての協定書	
【資料 A-1-4】	大学院修士課程外国人留学生のための渡日前入学許可制度に関する規程	
【資料 A-1-5】	ロヨラ国際交流基金規程	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 A-1-6】	学校法人エリザベト音楽大学 2013(平成 25)～2014(平成 26) 年度事業報告書「国際交流」	
A-1. 海外の大学との交流の展開		
【資料 A-2-1】	エリザベト音楽大学 2018 大学案内 募集要項 p. 43「交流協定校一覧」	【資料 F-2】と同じ
【資料 A-2-2】	Elisabeth EYE vol. 46, 49, 51, 58, 59	
【資料 A-2-3】	学校法人エリザベト音楽大学 2012(平成 24)年～2015(平成 27) 年度事業報告書「国際交流」	
【資料 A-2-4】	スプリングフェスティバル「吹奏楽の祭典～蔚山大学(韓国)との交流演奏会～」チラシ	

エリザベト音楽大学

【資料 A-2-5】	“EXCHANGE CONCERT” チラシ	
【資料 A-2-6】	四川音楽学院・エリザベト音楽大学 友好交流協定書	
【資料 A-2-7】	四川音楽学院 エリザベト音楽大学 教員研修協定書	
【資料 A-2-8】	東北師範大学人文学院 エリザベト音楽大学 教員研修協定書	
【資料 A-2-9】	AJCU-AP Official Website:Charter Members	
【資料 A-2-10】	学校法人エリザベト音楽大学 2012(平成 24)～2015(平成 27) 年度事業報告書「国際交流」	【資料 A-2-3】 と同じ
【資料 A-2-11】	Elisabeth EYE vol. 46, 49, 52, 55, 58, 59	
【資料 A-2-12】	広島市とエリザベト音楽大学との連携・協力に関する協定書	
【資料 A-2-13】	“2016 DAEGU SISTER CITIES PERFORMERS CONCERT” チラシ	

基準 B. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>B-1. 附属音楽園とエクステンションセンター</b>		
【資料 B-1-1】	2017(H. 29)年度エリザベト音楽大学附属音楽園募集要項	【資料 1-3-22】 と同じ
【資料 B-1-2】	附属音楽園レッスン部門 ソルフェージュ募集案内	
【資料 B-1-3】	<音楽家の耳>トレーニング検定試験、エリザベト演奏グレード検定試験受験案内	
【資料 B-1-4】	レッスン部門コンサート&クリスマス会案内	
【資料 B-1-5】	エリザベト音楽大学エクステンションセンター受講案内 2017 年度版	【資料 1-3-23】 と同じ
【資料 B-1-6】	エクステンションセンター ステップアップコース&グループコース第 17 回発表会案内・プログラム	
【資料 B-1-7】	エクステンションセンター フルート、声楽公開レッスン案内 など	
<b>B-2. 音楽活動を通じた社会貢献</b>		
【資料 B-2-1】	平成 28(2016)年度本学主催の主な演奏会一覧、チラシ、プログラム	
【資料 B-2-2】	平成 28(2016)年度スプリングフェスティバルチラシ	
【資料 B-2-3】	平成 29(2017)年度パフォーマンス・フォーラム案内	
【資料 B-2-4】	平成 28(2016)年度大学院公開講座チラシ	
【資料 B-2-5】	平成 29(2017)年度エクステンションセンター要項、高大連携事業による公開授業について	
【資料 B-2-6】	器楽講習会資料	
【資料 B-2-7】	教員免許更新講習についての文部科学省提出書	
【資料 B-2-8】	平成 26(2014)～平成 29(2017)年度実施出前授業一覧	
【資料 B-2-9】	広島県とエリザベト音楽大学との連携協力協定書 広島市とエリザベト音楽大学との連携・協力に関する協定書 上智大学及びエリザベト音楽大学における学生交流協定書 広島国際大学とエリザベト音楽大学との協力と連携に関する包括協定書 広島女学院大学とエリザベト音楽大学との協力と連携に関する包括協定書 広島県立熊野高等学校とエリザベト音楽大学との教育提携協定書 出雲北陵高等学校とエリザベト音楽大学との教育提携協定書 梅光学院高等学校とエリザベト音楽大学との教育提携協定書 高知県立丸の内高等学校とエリザベト音楽大学との教育提携協定書 特定非営利活動法人「音楽は平和を運ぶ」とエリザベト音楽大学との連携・協力に関する協定書	

エリザベト音楽大学

【資料 B-2-10】	広島県、広島市交流事業チラシ	
【資料 B-2-11】	教育機関との連携事業チラシ	
【資料 B-2-12】	シラバス「特別講義・演習 第九合唱」、「宗教音楽 I・II」、「人間学 I-1」	【資料 F-12】と同じ
【資料 B-2-13】	広島交響楽団第 365 回定期演奏会プログラム	
【資料 B-2-14】	エリザベト音楽大学探検ツアーチラシ	
【資料 B-2-15】	アートマネジメント講座チラシ	
【資料 B-2-16】	セシリアホール、ザビエルホール、西条キャンパス使用申請書	